

## 決算特別委員会記録（第1号）

令和3年9月9日 木曜日 午後2時02分開議  
委員長 佐藤文一 副委員長 庄司里香

### 出席委員（17名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	叶内恵子	委員
3番	新田道尋	委員	4番	八鍬長一	委員
5番	今田浩徳	委員	6番	押切明弘	委員
7番	山科春美	委員	8番	庄司里香	委員
9番	佐藤文一	委員	10番	山科正仁	委員
12番	奥山省三	委員	13番	下山准一	委員
14番	石川正志	委員	15番	小嶋富弥	委員
16番	高橋富美子	委員	17番	佐藤卓也	委員
18番	小野周一	委員			

### 欠席委員（0名）

### 欠員（1名）

### 事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主査	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小松真子

### 本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

## 開 議

**新田道尋臨時委員長** ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき決算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、新田道尋が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより決算特別委員会を開きます。

### 委員長の互選

**新田道尋臨時委員長** 委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**新田道尋臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に佐藤文一委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました佐藤文一委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**新田道尋臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、佐藤文一委員が委員長に当選されました。それでは委員長と交代いたします。御協力あ

りがとうございました。

(臨時委員長退席、委員長着席)

**佐藤文一委員長** ただいま決算特別委員長に当選いたしました佐藤文一でございます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

### 副委員長の互選

**佐藤文一委員長** これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に庄司里香委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました庄司里香委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました庄司里香委員が副委員長に当選されました。

庄司里香副委員長、よろしくお願いいたします。

## 散 会

**佐藤文一委員長** それでは、9月16日木曜日午前10時より決算特別委員会を本議場において開催いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後 2 時 0 5 分 散会

## 決算特別委員会記録（第2号）

令和3年9月16日 木曜日 午前10時00分開議  
 委員長 佐藤 文 一                      副委員長 庄 司 里 香

### 出席委員（17名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 叶内恵子 委員
3番 新田道尋 委員	4番 八鍬長一 委員
5番 今田浩徳 委員	6番 押切明弘 委員
7番 山科春美 委員	8番 庄司里香 委員
9番 佐藤文一 委員	10番 山科正仁 委員
12番 奥山省三 委員	13番 下山准一 委員
14番 石川正志 委員	15番 小嶋富弥 委員
16番 高橋富美子 委員	17番 佐藤卓也 委員
18番 小野周一 委員	

### 欠席委員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 小松 孝
総務課長 関 宏之	総合政策課長 渡辺安志
財政課長 荒澤精也	税務課長 佐藤 隆
市民課長 伊藤幸枝	環境課長 小関 孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長 伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長 西田裕子
健康課長 山科雅寛	農林課長 三浦重実
商工観光課長 柏倉敏彦	都市整備課長 長沢祐二
上下水道課長 矢作宏幸	会計管理 兼会計課長 荒田明子
教 育 長 高野 博	教 育 次 長 兼教育総務課長 平向真也
学校教育課長 高橋昭一	社会教育課長 渡辺政紀
監 査 委 員 大場隆司	監 査 委 員 長 兼事務局局長 津藤隆浩

選挙管理委員会  
委員長

武田清治

選挙管理委員会  
局長

小関紀夫

農業委員会  
委員長

浅沼玲子

選挙管理委員会  
局長

横山浩

### 事務局出席者職氏名

局長 武田信也  
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦  
主任 小松真子

### 本日の会議に付した事件

議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

## 開 議

佐藤文一委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は17名です。

これより決算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。質問は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

なお、本日は午後4時頃の終了をめどに進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方より御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、ただいま申し上げた点につきまして特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

### 議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

佐藤文一委員長 それでは、初めに、議案第37号

令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出においてそれぞれ1人30分以内といたします。

それでは質疑に入ります。

一般会計の歳入について質疑ありませんでしょうか。

7番(山科春美委員) 委員長、山科春美。

佐藤文一委員長 山科春美委員。

7番(山科春美委員) 決算書の40ページの1款市税1項市税1目市民税についてお尋ねいたします。

本市へのふるさと納税の寄附件数ですが、前年度の約5倍、寄附金額で前年度の4倍に増加したということなんですけれども、寄附金が多くてありがたいことなんですけれども、新庄市のほうから出ていくものもあると思いますが、その金額とかを教えてくださいと思います。新庄市の方が別の自治体にふるさと納税を寄附しまして、寄附金控除で減っていく金額もあると思うんですけれども、その数値が分かりましたら教えてもらいたいと思います。

また、こういった傾向とかがあるのかも教えてくださいと思います。

佐藤 隆 税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆 税務課長 おはようございます。ただいまの質問にお答えします。

令和2年度分におきましては、令和元年度分の内容になりますけれども、300人がふるさと納税をしてございまして、2,615万円ほど寄附しているという数字が出ております。以上でございます。

7番(山科春美委員) 委員長、山科春美。

佐藤文一委員長 山科春美委員。

7番(山科春美委員) 結構新庄市からも他の

自治体にふるさと納税されている方が多いんだなというのが分かりました。

それでは、どういった傾向があるのかということ、増えたか、減っているのかということ、過去3年間ぐらいとかを見まして教えてください。

佐藤 隆 税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆 税務課長 過去から比べますと増えている傾向にございますが、前年、令和元年、これは中身としては平成30年度分になりますけれども、比べると8万円ほど減っておりますけれども、ほぼ変わらないといった状況かなと考えております。ただ、寄附者の人数におきましては前年度から比べますと20人ほど増えていますので、ただ金額としては8万円ほど減っているということでございます。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

佐藤文一 委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 20人増えているということですので、これからいろいろ市のほうから出ていくところもあるんですが、さらにふるさと納税、新庄市をいろいろ使っていただけるように頑張りたいと思います。

質問は終わりです。よろしくお願ひします。

佐藤文一 委員長 ほかにありませんか。

8 番（庄司里香委員） 委員長、庄司里香。

佐藤文一 委員長 庄司里香委員。

8 番（庄司里香委員） 私からは40ページの1の1の1と2ということで、税金の収納のコンビニ払いやスマホ決済などを採用されていることで、収納率は上がっているかのように思うんですけども、課題があればお聞かせいただければと思っております。

佐藤 隆 税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆 税務課長 昨年よりスマホ収納を開始いたしました。減っているのが金融機関の窓口

における納付が減って、徐々にスマホ収納、特に金額が小さいものにおいて、税額が小さいものといったらいいでしょうか、そちらにおいてスマホ収納が徐々に伸びてきているといった状況でございます。

8 番（庄司里香委員） 委員長、庄司里香。

佐藤文一 委員長 庄司里香委員。

8 番（庄司里香委員） 窓口支払いだと手数料はほとんどかからないと思うんですけども、ほかのスマホやコンビニ払いとかだと手数料がかかると思うのですけれども、大体どのぐらいの手数料がかかるのでしょうか。教えてください。

佐藤 隆 税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆 税務課長 歳出のほうの質問になりますか。お答えしたほうがよろしいですか。少々お待ちください。

佐藤文一 委員長 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 開議

佐藤文一 委員長 休憩を解いて再開いたします。

8 番（庄司里香委員） 委員長、庄司里香。

佐藤文一 委員長 庄司里香委員。

8 番（庄司里香委員） では次の質問に参ります。ページ数は紙ベースのほうでお話していますので紙ベースのページ数で御覧ください。

48ページの14款1の2 民生使用料1の児童福祉使用料ということで、児童館等の使用料についてです。施設が古く老朽化がひどいなどの市民からのクレームなどがあれば教えてください。

西田裕子 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。

佐藤文一 委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

西田裕子 子育て推進課長兼福祉事務所長 児童館

の施設に関する保護者の方からなどの御要望ですとかそういった御質問かと思いますが、やはり特に升形児童館につきましては、施設がかなり古くなっている状況です。また、子供たちも少なくなっているというような状況もございます。具体的には、様々なところに不具合がありますが、少しずつ修繕をその都度しながらやっておりますが、どうしても全体的な老朽化というのは避けられないといったような状況になっているところが現状でございます。以上です。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 問題点を持ってお仕事をされているということがよく分かりました。市民からのクレームにもお応えいただきたいと思っております。

次に移ります。

ページ数が50ページの14款2の1総務手数料3の戸籍住民基本台帳手数料です。

これはマイナンバーのことだとは思いますが、マイナンバーで、窓口で随分市のほうでもマイナンバーをしてくれということちょっとお声がけをさせていただいたりする姿をお見かけしております。制度の運営に当たってはいろいろな目標値とかあると思うのですが、今現在としては、今というか昨年の部分としては目標値に至っているのか、その点についてお聞かせください。

**伊藤幸枝市民課長** 委員長、伊藤幸枝。

**佐藤文一委員長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** マイナンバーの交付率についてですが、昨年度末ですと、新庄市の交付率が19.3%となっております。全国の交付率が28.2%ということで、ちょっと全国的にはまだ低いような状況であります。ただ、今年度、大分交付率も上がっておりますので、引き続き交付普及について努めてまいりたいと考えております。以上です。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 国でもCMやポイント還元などをしておりますが、取得率がはかばかしくないのは本市だけではないと思うんです。市民の中でまだ持っておくと便利だなというような考えになっていないと思われま。市民へのアプローチとして積み残した課題等があればお伺いいたします。

**伊藤幸枝市民課長** 委員長、伊藤幸枝。

**佐藤文一委員長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** 今後の対策ということですが、国のほうでも75歳以上の後期高齢の医療のほうの被保険者に対して再度申請書を交付するという流れがございますので、そこでまた介護保険であったり保険証であったり、そういったところでの利用がマイナンバーの利用が進みますので、またそこで伸びてくるのかなと感じております。以上です。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** ぜひとも上増しをお願いしたいと思います。

次に移ります。

64ページの16款3項委託料2目民生委託金で新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金ということで質問させていただきます。

この慰労金は、市のものとか県のものとかいろんな慰労金があると思うんですが、この慰労金についてすごくあちらこちらから、よかった、ありがたかったという声があります。市のほうにもそのような声は届いているのでしょうか。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員に申し上げます。

そちらも歳出の質問となると思いますので、歳出のときをお願いいたします。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。



8 番（庄司里香委員） では、66ページの18款1の2のふるさと納税寄附金についてです。

巣籠もり需要で実績を大きく上げたようです。積み残した課題があればお聞かせください。

渡辺安志総合政策課長 委員長、渡辺安志。

佐藤文一委員長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 ふるさと納税につきましては、一般質問のときにも一部お答えしましたが、大変当初予算2億円を大幅に上回る寄附金を集めることができました。積み残した課題というよりも、まずは恐らく多くの方が市に初めてふるさと納税をしていただいた方がこの中にたくさんいらっしゃると思いますので、この方々を新庄の特産品、お礼品が非常によかった、また新庄市のほうに関心をいただいていたという関係人口につなげていけるように、これからも努力をしてまいりたいと思います。

佐藤文一委員長 ほかにありませんか。

13番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤文一委員長 下山准一委員。

13番（下山准一委員） 1点だけお聞きいたします。

ページは66、67、18款寄附金1項2目ふるさと納税寄附金、皆さん注目されている項目だと思います。

当初予算で2億円、追加補正16億1,000万円、予算現額18億1,000万円。収入済額が15億4,300万円余り、これをどう捉えるか。少し風呂敷を広げ過ぎたのではないかと思います。たしか補正予算の提案をする前に、私と新田委員、石川委員で事前説明を受けました。そのときに、ちょっと増額幅が大き過ぎないかと指摘した経過があります。果たしてこういう予算編成のやり方はいいのかどうか。当初予算から見れば9.05倍の予算現額であるし、また収入済額を見れば7.72倍になるんだと。でも結局は2億6,600万円余りが少ないわけです。マイナス14.73%減

っていると取られる。だから、捕らぬタヌキの皮算用、ぬか喜びさせた。こういう予算編成のやり方が果たしていいのかどうか考えるべきではないかなと。

ちょうど当初予算の編成をするときは、コロナがまだ出ていなかった頃だと思います。だから、前年度が約4億円ぐらいあったのかな。だからそれから見れば2億円控えめな数字を出した。ところがコロナがあって、その巣籠もり需要でどんどん増えてきた。あまり過大見積りというのは私はいかがなものかなと思う。本当に根拠があつての数字だったのか、そこをまず第1点、お聞きしたいと思います。

渡辺安志総合政策課長 委員長、渡辺安志。

佐藤文一委員長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 ふるさと納税は大変金額が大きく予算をつかまして、決算においては、やはり今おっしゃったように15億円というような形で届かなかったと。我々といたしましても、昨年初めての出来事ということと、1日の日額で1,600万円を超えるような日があったということが新米の時期からあったということで、課題というよりは、どうしても予算上、支出である送料とか返礼品とかに不足が生じた場合に大変だなということで予測を立てたところがございます。いかんせん、やはり初めてのことであったということで、この予算の組み方につきましては想定を下回ってしまったことは非常に申し訳ないと思っています。

今年度におきましても、このようなことがないように推移を見守りながら予算を編成したいと思っております。何分、返礼品や送料等に予算がないというようなことは避けたいという意識でそのような措置を取らせていただきましたけれども、見込みのほうに狂ったということについては素直におわびしたいと思います。

13番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤文一委員長 下山准一委員。

13番(下山准一委員) 返礼品とかいろんなものの経費がかかるから事前に確保しておきたいというのは分かるけれども、あまりにも額が多過ぎる。根拠も、1日幾らだからと、これは見込みにしては大ざっぱ過ぎるのではないか。

ふるさと納税事業そのものが赤字を出す事業ではないので、大変助かる財源だと私は思います。だけれども、この編成の仕方というのはやっぱり考え直すべきだろうなと思います。

当時、ちょうど私が指摘したときに同席していた副市長、どういう考えで今後対応していくか、一言お願いしたいと思います。

小松 孝副市長 委員長、小松 孝。

佐藤文一委員長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 歳入予算と歳出予算、合わせてセットでふるさと納税の予算ということになっておりますけれども、結果、歳入部分で億単位の額が歳入確保できなかったということについては反省しているところであります。

今後、歳入部分については、より一層正確を期して、推測して大きな割れがないようなことで進めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

佐藤文一委員長 ほかにありませんか。

1番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1番(佐藤悦子委員) 私は収入未済額のことについて質問したいと思います。

審査意見書の34ページで収入未済額が2億9,594万5,000円、51.6%増になったと。なぜなのかということによく考える必要があるなと思った次第です。審査意見書のほうでは、13ページで特別定額給付金事業35億円、新型コロナ対応地方創生臨時交付金で6億3,443万円が交付されたからとありましたけれども、これはどうということなのかと思った次第です。他の事業は減らしてよいという御判断なのか、各課の影響はどうなのかお聞きしたいと思います。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 収入未済額が増加しているという御質問でございます。

公正、適正な課税、収納に努めておりますが、その中で早期の催告、きめ細かな納税相談、滞納処分等を行っているところでございます。

収入未済額につきまして一般市税で845万円増加してございます。まず、調定額が増加していること、調定額が6,544万円増加したこと、それから徴収猶予した4,800万円のうち、これは新型コロナウイルス感染症の関連でございます、徴収猶予した4,800万円のうち3,100万円が滞納の状態になってございます。そのことにより収入未済額が増加しておるということでございます。

1番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1番(佐藤悦子委員) 決算の収入未済額について再びお聞きしたいと思います。

決算の53ページの15款1項2目で公立学校施設整備費負担金が3億1,050万円の収入未済となっています。これについてはどういう理由からだったのかお聞きしたいと思います。

平向真也教育次長兼教育総務課長 委員長、平向真也。

佐藤文一委員長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 公立学校施設整備負担金の収入未済額についての御質問でございます。

こちらは明倫学園建設事業におきまして校舎棟の部分になりますが、令和元年度に交付決定額が7億円ほどございました。それで、こちらのほうで令和元年度に受領した額が2億1,000万円ほどでございます。したがって、令和2年度を受領予定額が2億9,000万円ほどございましたが、御存じのとおり明倫学園の校舎

棟については、3月から5月に工期を延長したことによりまして工事の出来高分だけの受領となったものでございます。この額が収入未済額となりまして3億1,000万円ほどの未済を出してございます。この分につきましては令和3年度への受領繰越しとなっております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そうしますと、ただいまの公立学校の明倫学園の建設費についての交付金、国の負担金は、令和3年度に入る予定だということでもいいんですね。分かりました。

次に、55ページの15の2の2の子ども・子育て支援交付金で2,310万円、これが収入未済となっていますがどうしてなのでしょう。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。

佐藤文一委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 こちらの2,310万8,000円の収入未済額でございますが、明倫学区義務教育学校併設放課後児童クラブの建設分ということで、こちらは子ども・子育て支援整備交付金の交付金となっております。こちら完成予定でありました3月15日でございましたが、令和3年度に持ち越しておりますので、これを令和3年度に繰越ししたものでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分かりました。これも先ほどの明倫学園の建設工事の遅れで令和3年度には必ず来る予定だということによろしいんですね。分かりました。

次に、57ページの15の2の6で防雪柵や市道、流雪溝等の社会資本整備総合交付金関係で、交付金額7,569万円が収入未済となっていますが、

これはどうしてでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

佐藤文一委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 土木費国庫補助金についての収入未済額について御質問いただいております。

道路橋梁費の補助金につきましては、これは令和2年度の国の3次補正で内示をいただきました内容となっております。これにつきましては、繰り越して今年度の事業の実施を実施しているところでございます。

また、雪対策費補助金の2,000万円ほどというものにつきましては、金沢地区の流雪溝の事業に関する繰越事業でございますが、県との共同事業によりまして事業の繰越しが行われている内容でございますので、こちらについても今年度実施している内容でございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では57ページの15の2の7で義務教育学校費補助金、これも同じなのかと思ってお聞きするわけですが、収入未済の理由は何でしょうか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 委員長、平向真也。

佐藤文一委員長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 こちらの補助金につきましては、学校施設環境改善交付金でございますが、先ほどと同じように校舎棟の部分の調理場の新築工事部分が交付金該当ということになっておりますので、収入未済分については令和3年度への収入繰越しとなっております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分かりました。

55ページの15の1の1で戸籍住民基本台帳費補助金、これも収入未済642万4,000円となっていますが、これについてはどうしてでしょうか。

**伊藤幸枝市民課長** 委員長、伊藤幸枝。

**佐藤文一委員長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** こちらは社会保障・税番号制度システム整備費補助金に関する部分でありまして、642万4,000円に関しましては、令和2年度内に戸籍システムの番号制との連携でシステム改修を予定しておりましたが、様々、コロナの影響もあって業務の完了が年度内に終了しなかったために繰越しをさせていただいた分です。

実際に業務は令和3年5月に終了し、実績報告も済ませているところです。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** ということで、今いろいろお聞きした結果、国の関係の収入未済額の大きな部分は、どれも令和3年度に繰越しして行くということでお金が繰り越されていることであって、収入未済というふうに見られるものなのか、繰越しになるような。国としては繰越しなんだと思いますが、市としては収入未済額が増える内容というふうには見られないのではないかとということで、そういう意味では審査意見書の13ページで出ていた特別定額給付金事業があったとか、コロナ対応地方創生臨時交付金があったから、交付されたから国関係の収入未済額が増えたというような記載が審査意見書にありましたが、これはちょっと、他の事業を減らしてよいというような判断ではなかったと。終わらなかつたために次の年に事業が延びたので収入未済になっていると判断すべきと思いますが、監査委員としてはどうですか。

**大場隆司監査委員** 委員長、大場隆司。

**佐藤文一委員長** 監査委員大場隆司さん。

**大場隆司監査委員** 収入、こっちも資料のほうからいろんなものを持ってきていますので、こち

らの決算書のほうで収入未済額と記載されておりますので、それに基づいてこちらでもそういった記載にさせていただきました。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** ということで、私としては、やはり各課長などから、このように国関係の収入未済額をお聞きすることで、大きかった、増えた部分というのはそういうことだったんだなということで、このたびお話しいただいて大変よかったなと感じております。

次に、市民の関係で収入未済額になっている部分について、詳しくお聞きしたいと思います。

それはやはり市民の生活がどうなっているかということが表れていることだと思いますし、今後の予算編成をする、あるいは政策を打つ場合に考えるべき内容になると思うのでお聞かせいただきたいと思います。

先ほどは税務課長からお聞きいたしました。今度は子育て関係で、これはまとまって出ているのが、決算審査意見書の45ページに子育て関係で出ている保育所入所負担金、延長保育事業負担金、保育所副食費徴収金、学童保育負担金、児童館等の使用料の収入未済が出ている。これは子育て世帯の収入が少ないということがあって、その負担に耐えられない方々がこのようになっていると見られないのだろうかと思っておりますが、どうでしょうか。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、西田裕子。

**佐藤文一委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** それでは、保育所などの入所負担金の令和2年度の状況を少しお話しさせていただきたいと思います。

保育所の、まず入所負担金現年度分でございますが、全体的には収納率としては0.45ポイント、昨年度と比較して上昇しております。公立

保育所におきましては収納率が100%でございました。民間立におきましては、園によっては100%の園が2園あったということで、逆に下がった園もありましたので、結果的に全体として0.45ポイント上がったというような結果でございました。

逆に滞納繰越分でございますが、滞納繰越分につきましては、保育所入所負担金につきましては収納率が9.1%で、前年度を21%ほど大きく下回っているというような状況になっているところです。やはり滞納者の傾向としては、臨時やパート等の不安定な職業に就いていらっしゃる方、世帯もあると。また、求職中、仕事を求めるほうですけれども、求職中の世帯の保護者の方も多というような感触でございます。

ただ、現年度分の徴収率も上がっているということがございますけれども、コロナの影響もあろうかとは思いますが、ただ、様々な支援金ですとか定額給付金ですとか、そういったところの給付、それから児童手当等もございまして、そういったところで収納率も上がっているのかというような分析はしたところですが、滞納繰越分につきましては、やはり一定の方の滞納があるというような状況もございまして、やはりそういったところのコロナウイルス等の影響もあるのかというようなことも考えてはおりますが、ただ、こういったところの方々につきましては、令和2年度については特に児童手当からの充当をあえて強くお願いはしてきませんでした。今後は状況を聞きながら、お話を聞きながら、支払っていただけるような分を支払っていただくというようなことで、少しずつでもお願いしていこうと考えているところでございます。以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 今の子育て推進課長のお話は大変胸が痛むお話でした。臨時、パート、

不安定雇用、求職中などコロナの影響もかなりあるのではないかとということで、なかなか保育料が払えないでおられる、滞納分につけられないでおられる、こういう低所得の子育て世帯が少なくない結果がこういうふうに出てくるというふうには見られます。

そういう意味では、保育料、学童保育料、それから副食費の減免なども拡充していく必要があると思うんですけれども、そのことについては今後の予算編成に当たって検討すべき問題ではないかなと考えられるんですけれども、どうでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。

佐藤文一委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 保育料等につきましては、県の段階的負担軽減事業等、今後、今年度9月から入ってくるわけですけれども、そうしたところへの上乗せといったような御意見かと思いますが、子育て期間と申しますのは様々な状況がございまして、そうした中で広い方が公平にそうした恩恵が受けられるような子育て支援策を、来年度に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 次の質問ですけれども、生活保護等返還金ということで、これが非常に大きいわけですね。44ページです。これは決算審査意見書の44ページです。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。質問の際は……。

1 番(佐藤悦子委員) 決算審査意見書の一般会計、特別会計の44ページに生活保護費等返還金の収入未済額が非常に大きい。これはなぜなのか、課長にお聞かせいただきたい。職員不

足ということによる丁寧な計算など、聞き取りなどができない、そういうことはないのか。

それから、同じ気持ちで隣の公営住宅家賃、定住促進住宅家賃、また、公営住宅家賃、定住促進住宅修理費納付金ということも、やはり金額が、こちらは生活保護よりもずっと少ないと見ていますが、調査のための聞き取り、市民に寄り添った支援が必要ではないのか、そういったことも考える、そういう職員の体制強化が私は必要ではないかなと思いつつ見ているんですが、こうした収入未済を生む理由は何なのか、お願いします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 たいま**の質問でございますが、生活保護費の返還金ということになっておりますが、生活保護費の返還金については、生活保護が受給の廃止になった方ですとか、また、収入が、例えば就労によって増えた方とか、そういった方に対して扶助費を上回る収入があった場合に返還を求めますのでございますが、なお生活保護が続いている方もいらっしゃるし、また生活保護が廃止になった方もいらっしゃるというような状況ですが、収入が安定してきたとはいえ、その上回った金額を一気に返すということはなかなか難しいということを感じております。ですので、その方といろいろ相談しながら、分割納付にさせていただいたりとか、様々な形で相談した上で返還を求めているところでございます。以上です。

**長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。**

**佐藤文一委員長 都市整備課長長沢祐二さん。**

**長沢祐二都市整備課長 住宅使用料についての収入未済額についても御質問いただいているところ**です。

住宅使用料についての未済額につきましては、毎年のように御質問をいただいているところではございますが、市営住宅家賃の収納については、それぞれの御家庭の事情なども相談を受けながら、できる限り収納に向けての対応をさせていただいているところでございます。

令和2年度につきましては、やはりコロナの影響ということもございまして、若干例年より収納率が落ち込んでいる部分がございますけれども、こちらにつきましても、小まめな連絡と事情の確認などを行いながら、可能な限り収納していただけるような形で対応していきたいと思っております。御理解いただきたいと思っております。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）**生活保護費の返還を求めるといのはとても大変なことだと私も感じています。生活保護費そのものがぎりぎりの生活費になるものですから、少しでも収入があると、やっぱり食べ物など、自分の今使うお金、電気代などになってしまったりして、目の前に現金があればやはり生活費に出ていくようなぎりぎりの生活をしている。そういう方々に対して増えた分の返還を求めるとい、この担当の方々のつらい思いというか、それは、生活保護を受けている方から見れば、担当者が鬼のように見えますでしょうし、担当者からすればつらいなと思いつつ、どのようにしていただけるかと悩みながら仕事をやっている。お互いにつらいというか、そういう仕事だと思います。

そういう意味で、なるべく返還にならないようにするための方策といいますか、そういったことをどのように考えておられるのか。できればそれは市のほうの間違いであったりするのであれば、それは申し訳なかったということで不納欠損みたいになるのか、そういうことはできないのだろうかと考えますが、その点どうでし

ようか。職員があまりにも多くの生活保護の受給者を持って、一人一人に対応していくのに限界があるぐらい、仕事あまり多過ぎるということがないのか。職員を増やしてもっと丁寧に聞き取りをして、間違いのないように、返せと恨まれることのないようにする必要がないのか。課長としてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

また、都市整備課長に対しては、それぞれの御家庭の事情はどうだったのか、それをお聞きします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 生活保護** に関しては国の基準がございますので、市のほうで柔軟に対応するというようなことはできないものですから、国の基準にのっとって対応しているということでございます。

なお、返還金があまり多くならないようにということに関しては、訪問の回数自体も国で基準がございますので、それにのっとって定期的な訪問を行いながら、保護を受けている方の生活の状況などを小まめに把握していくというようなことに尽きると思いますので、そのような点で対応させていただきたいと思っております。

**長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。**

**佐藤文一委員長 都市整備課長長沢祐二さん。**

**長沢祐二都市整備課長 市営住宅の個別の状況** ということで御質問をいただいております。

市営住宅という性質上、低所得者向けの住宅困窮者に向けての住宅の提供ということでございますので、入居者の皆さんが大変な状況ではあるということも認識しているところでございます。

中でも令和2年度につきましては、コロナの影響で仕事場の状況で休まざるを得ない、収入

が減ってしまったという方々もいらっしゃると思います。個別に相談を受けさせていただいております。この中には、大幅な収入の減少によりまして、現状の家賃そのものの納付が難しいという相談もございましたので、こういう方に対しては、住宅家賃の見直しを行いながら対応してきたところでございます。その状況におきましても、なお収納率が下がっている状況はございますが、こちらについてはそれぞれの状況によって分割納付、また猶予なども含めながら対応しているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** 訪問の回数、定期的小まめに対応していきたいという生活保護担当の成人福祉課長のお話でした。訪問の回数を増やすということは本当に大事なことで、相対で話を聞くということがすごく大事なことだと思うんです。しかし、あまりにも人数を多く抱えておられれば、その回数や時間も短くなり、丁寧に聞き取りをしてお互いに意思疎通できる状況ではないかもしれない。一方的に話が終わってしまうかもしれない。そういうことを考えたときに、担当の職員を増やして訪問の数を少しでも抑えて、丁寧な聞き取りができるようになる必要はないのか。課長として考えをお聞きしたいと思います。

**関 宏之総務課長 委員長、関 宏之。**

**佐藤文一委員長 総務課長関 宏之さん。**

**関 宏之総務課長 職員の配置の問題か** と思しますので、総務課でお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、やはりこれから必要なのは市民に寄り添った対応ということでありますので、原課の聞き取りをしながら適正な人員を配置してまいりたいと考えております。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。**

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。  
あと、都市整備課の課長のほうからは家賃の見直しにも対応したという、大変すばらしい職員だなど私は感じております。

そのほか、やはり市のいろんな施策などについて職員が精通し、こういう困ったときはあれ、これというふうに、様々、福祉も含めて市の施策の様々なところを活用して、市民に寄り添って生きていけるように、そこに定住していけるように最大限の対応をしていくというのが、私は公務員として重要な役目だと思うんです。そういう意味でも、職員をやはり大事にして、学びつつ、そして安定した仕事として続けられるように、正採用で配置してやっていただきたいと思えます。人も広げながら。どうですか、その点について。

関 宏之総務課長 委員長、関 宏之。

佐藤文一委員長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 そちらも人員配置の問題ですので、原課と話し合いながら適正な配置をしてまいりたいと考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。職員を減らせばいいということではないと思うんです。やはり困った市民に寄り添って、丁寧に聞き取りして、その人に合った施策はないのか、そしてなかったらつくっていく、猶予あるいは減免、不納欠損、こういったことを充実させていく職員を育てていただきたいと思えます。

佐藤文一委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時01分 開議

佐藤文一委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） 私からは大きく2点お聞きします。

まず1点目、歳入、決算書ページ40、市税についてと、ページ66、17款2項財産売払収入、この2点についてお聞きします。

最初にページ40、市税の中の固定資産税と、同じような内容なので、併せて都市計画税という項目を質問させていただきます。

当初予算額が、固定資産税に関して当初約20億円で、決算でマイナス約3,200万円の約20億円という数値が出ています。あわせて、都市計画税に関しても、約2億円が350万円マイナスとなっていますけれども、確かに人口も年々少なくなっている。当然土地の評価も決して上がりはしない。ですけれども、その中で特に固定資産税3,200万円という数字は、かなり私個人的には大きな額がマイナスかなと思っています。ことしの3月、予算委員会でも、今年度は固定資産税に関しては約6,000万円減るだろうという試算をしていましたけれども、なぜこの大きな額が減ったのか。ひとつお願いします。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 基本的に大きな部分としては、土地が下落しているという部分で、調定額と予算額が落ちているということでございます。以上でございます。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） 土地の評価が確かに上がってはいない、下がっていると思いますけれども、ただ、このままで、要するに市税の中でずっといろんな項目がありますけれども、固定資産税が唯一方策、対策というか施策によっては増える要素のある税の項目かなと思うんです。どういうふうに感じますか、私の今の発言に対



して。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 市税の中のうち、大まかですけれども45%が固定資産税と認識しております。5%が都市計画税と記憶してございます。合わせますと50%、半分でございます。やはり、例えば住民税でありますと、収入、所得の多寡によって税額が動くわけでございます。固定資産税は、基本的には大きく、何というんでしょう、動くことはございます。もちろん動くことはございますけれども、所得ほど変化はないと認識してございますので、やはり安定している収入の一つであろうという認識でございます。以上であります。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一** 委員長 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 私が聞きたいのは、それは私も承知しているわけで、減る前提ではなくて、何とか、減るのは分かるんです、同じ面積だったら評価が下がりますから。減らないような努力、施策は何かないですかと。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 基本的には、例えば土地に関して申し上げますと、宅地の地目になりますと上がるわけでございます。したがって、そちらのほうの施策等があれば上がっていくのかなと考えます。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一** 委員長 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 私もそう思いますので、減る前提ではなくて、少しでもフラットに持っていくような努力、できる施策を、これを皆さんで考えていただきたいと思います。

次に、ページ66の財産売払収入についてです。

当初予算が不動産売払と物品売払、それぞれ1,000円ずつ、合わせて2,000円の計上でしたけ

れども、それぞれの合計、結果423万円ほど上がっています。これは、私は分からないので、具体的にどこを売ったのか、あと何を売ったのか、教えてください。

**荒澤精也** 財政課長 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一** 委員長 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也** 財政課長 それではまず初めに、土地建物売払収入についてでございますが、これについては法定内公共物の売払いということで、鳥越と、あと五日町宮内、升形門ヶ沢の住宅用地の3つで、合計で69万1,409円というようなことになってございます。

また、物品売払収入についての354万3,000円の部分についてでございますが、大きくショベルローダーの売上代金が155万円ほど、また、ロータリー除雪車の売払いで49万円、あとマイクロバスで12万円、あとタイヤドーザーの売払い137万円というようなことで、こうした部分で結構大きな金額の収入があったというようなことでございます。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一** 委員長 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 内訳は分かりました。土地建物売払というのは要するに昔の官地というか、それが国から市町村に移譲になった部分の払下げということですね。分かりました。

ちょっと話が大きくなってしまふな。今、新庄市でほとんど使われていない、私も一般質問でも言った経緯があるんですけど、売ってもいい土地と、土地に関していえば、売らなければならない土地とか、どちらでもいいんですけど、何かそういったはっきりした項目というのは、はっきりいけば売りたい土地だとかないものですか。要するに、市税がこれだけプラスになる要素が、景気もそうだし、コロナの影響もあれば、当然プラスの要素というのは見えないわけで、今ある不要な財産を売る予定はありませんか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 普通財産ということになりますけれども、実際に普通財産の、いわゆる市有地という扱いの部分だと思います。ただ、実際にそれぞれ利用されている部分もございまして、確かにお貸ししているという部分もございまして、それ以外の部分でそれぞれの会社なんか土地をお貸ししているというような部分も当然ございまして、その辺については、今年度からそれぞれの借りている企業のほうに、お譲りしたいというような旨の打診をしまして、これから当然その土地の部分については、それぞれ測量もかけながら、実際に測量をかけて、面積部分についてもそれぞれきちんとしてながら計算させて、実際にこのぐらいの値段でどうでしょうかという部分は今交渉中の物件もございまして、

ただ、実際に普通財産の中で様々なケース・バイ・ケースがございまして、それは今売り払いたいという部分については、今進んでいるのがその1件です。それ以外の部分については一時的に使用されている部分であったりとか、あとはその目的に応じてお貸ししているという部分もございまして、ちょっと今のところはそのような状況になっているという状況でございまして、

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 行政財産の中でも、もう何十年と使っていない、使用していない土地もあるとすれば、普通財産を下ろして、この際売れるものは売ると。そして税込マイナス分をそれで補うようなはっきりした施策が取ればよいなと思っております。以上です。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** まずは1款1項1目の市税。ちょっと大きな視点から質疑いたします。

まず、今年度の予算現額、そして調定額、これを5年ほどの経年で見渡していきますと、新庄市の場合、とてもその乖離、現額と収入済額、調定も含めて、乖離幅が非常に大きいです。今年度は7.1%、昨年6.9%だったので、その乖離幅自体が大きく増加して大きくなっています。この乖離幅はどのような要因で生じるのか。こちらをお願いいたします。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 例えば令和2年度調定額に関して申し上げますと、調定額が増えていますのは個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税でございまして、個人住民税に関して申し上げますと、給与所得者が堅調だった、あるいは高額な納税者がおったというふうなことです。固定資産税について申し上げますと、市内企業の業績が堅調で償却資産が増となったこと、軽自動車税について申し上げますと、重課税適用者の増加、環境性能割の通年課税などによりまして、調定額が昨年よりも相当増えているといったような状況でございまして、

今のは調定額ですけれども、例えばほかのものに関して、ほかのものといいますか、例えば収入済額とかに関しても、調定額が増えていけば、同じように収納率が似たような数字であれば収入が増えてくるというふうなことです。基本的には調定額が増えてきているというふうなことであろうかなと感じております。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 令和3年度の予算のときにちょっと同じような質疑をしたように記憶しているんですが、そのとき市税に関しては、国の地方財政計画をおおむね参考として見積りを立てているというような返答があったかと思

います。しかし、こうやって社会情勢が大きく変わってきますと、一つ一つの数字を細かく見ていくと大変な乖離が生じて、その乖離の中で、まず全体としては7.1%で、「で」という言い方は変ですけども、平成30年度は9.0%の乖離があったので、それに比較すると、この収納、困難な中で努力をされているということが大変分かることです。

しかし、一つ一つを見ていきますと、この予算を、予算という言い方は変です、組む段階、予算現額を組んでいく段階の中で、非常に市にとって一番重要なのは地方税なんです。市民の生産性がこの地方税に全て表れてきます。これについて、この予算を組んでいく段階で、国の地財計画を参考とただけではなくて、この市中の生産性の状況をどういうふうに分して、地方税の総額として見ているのか。そこが一番大事であると思うんですが、どのように見られているのか。それは次年度にも今度は関わってきます。もっと厳しくなってくると考えていますので、どのようなのかお答えいただきたいと思います。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 予算編成時に当たりましては、国、県あるいは市中銀行等を出しています経済状況、正式な名称はすみません、今は出てきませんが、月次で出している書類、書物等がございます。その辺も非常に参考にさせていただきながら、経済状況がどうであるか。上向きなのか、下向きなのか、同じなのかを含めまして、その辺も含めて検討して予算編成して推計しているといったところでございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一** 委員長 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 本当に必要になってくるのは市中の状況をしっかりと理解していくということであると思いますので、また次年度、

市税、地方税を上げていく、それは政策に関わって、そして施策の展開に関わっていくと思いますので、しっかりとした見積りをお願いしたいと思います。

ちょっと細かく見ていきますと、市税に関して、例えばこの説明書の25ページを見ますと、第3表の所得区分を見ていくと、所得金額、給与、前年と比較して多少、2億円ちょっと上がっていますが、やっぱり比較をしていくと大きな差がないんです。これが今回、歳入の予算現額と調定額を比べていったときに、単純に調定額が上がっている、収入未済額が上がっているから何となくやれていけるのかなと、そういう感覚になってしまうのではないかなと思っているんです。それが一番懸念される場所です。第3表の中でこれを比較していくと、大きくは前年と変わってなくて、その中で分離譲渡、この部分が一番大きいのかなと思っていますが、この分離譲渡、この部分が大きくなった理由というのを参考にお聞かせいただければいいでしょうか。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 先ほども申し上げましたが、高額な納税者の転入があったというようなお話、その部分でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一** 委員長 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** その高額納税者、どのような状態というか、形というか、その方は新庄市に移住されていたのでしょうか。それとも、どういった形でこの高額納税につながったのか、そのあたりをもう少し詳しく伺ってみたい。

**佐藤文一** 委員長 暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 開議

佐藤文一委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 ただいまの質問でございますが、個人が特定されてしまいますので、ちょっとこの場での回答は控えさせていただきたいと思えます。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

佐藤文一委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） それでは移住をしてきたわけでもなく、人口は順調に社人研の推計どおりに減ってしまっているという理解で、イレギュラー的に令和2年度のみこのような増額に値することがあったという理解をされていていいということでしょうか。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 転入して転出してございます。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

佐藤文一委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） そうしましたら法人税のところはちょっと移ります。

コロナ禍はリーマン・ショックをはるかにしのいでいくと想定、予想がされていますが、私たち含め皆さんもそうなっていくだろう、想定どおりになっていくだろうという実感が日々の業務の中でおありだと思います。リーマン・ショック翌年度、3億4万6,000円に一番落ち込みましたが、もう既に今回の令和2年度の法人税につきましては3億円を切っております。リーマン・ショックという大変、あの当時未曾有な経済状況の下落ということを経験して、そのときの対応をしたことが今回に活かされたのか、活かされていないのか、どういった対策をしたのか、していないのか、そのあたりを確認しておきます。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 法人市民税に関して申し上げますと、前年よりも減少してございます。主な原因なんですけれども、基本的には税率が令和元年の10月から減額になりました。その点で影響が大きく出ていると判断しております。もちろんコロナウイルスによる影響等もあると感じてございますが、以上、この2点です。税率の改定及びコロナウイルスによる経済の下降、その原因により前年より減少していると感じております。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

佐藤文一委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） 先ほどほかの委員の質疑の中で、法人税に関しては新型コロナウイルス感染症対策の中で徴収猶予があったというふうにありました。1年間の徴収猶予、この中で、成果表に現れているのは51件、4,795万2,800円ですが、このうち、先ほども答えていただいたかと思うんですが、収入未済が大きいんです。1,000万円を超えている。この51件のうち何件がその未済の状態に陥っているのかということ、もうちょっと詳しい数字をお願いします。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 まず、4,800万円のうち法人税に関しまして言うと959万円が徴収猶予による未納になってございます。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

佐藤文一委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） その959万円の収入未済になっている法人というのは、業種はどうであるのか、何件であるのか、再度お願いします。

佐藤文一委員長 暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 開議

佐藤文一委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 今、資料が手元にございませ  
るので、申し訳ございませんが分かりません。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

佐藤文一委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） この数字というのが法  
人に対する政策をどうしていくのかということ  
で大事になるかと思ひまして質疑いたしました。  
数字は、後ほど分かりましたら教えていただき  
たいと思います。

次に、これまでこの説明書の中で、例えば40  
ページで、執行停止であったり、不納欠損状況  
であったり、この部分を同じような形態で公開  
してきていただいておりますが、今後懸念され  
るのが、先ほど佐藤悦子委員の質疑にもあった  
ように、貧困、生活が困難となっていられる世  
帯が増えるのではないかという懸念でございま  
して、この表示の仕方の中で、例えば不納欠損  
処分一つ取っても、市税220件、前年に比較し  
てかなり増えて、全てが増えているんですけれ  
ども、その中で市民の状況、生活の状況、市内  
の状況というのをもっとつぶさに職員の皆さん  
も、私たちも理解をしていく必要があると私は  
考えるんです。そうしますと、この表示の仕方  
の中で不納欠損処分となったその発生理由、こ  
ういったものをもっと具体的に件数、金額を合  
わせて掲載をしていくという、そういった方向  
にあったほうがいいのではないかと思います、  
その点はどう考えるでしょうか。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 御意見は承りますが、なお紙  
面も当然限りがございますので、どの程度まで  
掲載できるかはまだまだ検討の余地があります。  
ただ、載せられるか載せられないかも含めまし  
て、どの程度紙面が割けるかということもござ

います。以上でございます。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

佐藤文一委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） 検討していただきたい  
と思います。不納欠損に陥る理由として財産が  
ない、資力がない、生活が困窮しまして例えば  
新庄市から逃げていってしまって居どころが不  
明であったり、そういった状況をつぶさに知る  
必要が私たちはあると考えております。検討し  
ていただきたいと思っております。

次に、46、47ページ、11款1項1目地方税に  
ついて伺います。

こちらは普通交付税について……。

佐藤文一委員長 叶内恵子委員に申し上げます。

何も……。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

佐藤文一委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） 11款1項1目地方税で  
す。地方交付税です、失礼しました。（「どう  
ぞ」の声あり）

地方交付税のうちの普通交付税を中心にして  
質疑いたします。

前年度と比較して0.7%減少しております。

これはどういった要因からでしょうか。

荒澤精也財政課長 委員長、荒澤精也。

佐藤文一委員長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 地方交付税のうち普通交付税  
でございます。37億3,400万円というようなこ  
とで、前年比で2,500万円ほど減じております  
けれども、そのうちおおよそ半分の1,200万円  
ほどの部分については、2年ごとに行われる交  
付税の検査において、過去の積算誤りなどで修  
正して反映してございます。この分が約半分と  
いうようなことで、これを除く1,300万円ほど  
については、それぞれ交付税の算定に関わる部  
分で、費目ごとに係数等が当然毎年変わってご  
ざいますので、その増減によりそれぞれ全体  
の中で1,300万円ほど減少したというようなこと

になってございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 係数が毎年変わるとい  
うことは存じておりますが、私の理解が間違っ  
ていたら正していただきたいと思うんですが、  
大きく、大まかに地方税、地方交付税の算定に  
関しては、標準財政需要額と標準財政収入額、  
この差額が地方交付税になると理解をしており  
ます。その基準財政収入額の中の計算にもっと  
入っていきますと、標準的な地方税収に対して  
算入率75%、それに地方譲与税等の金額を足し  
たものが基準財政収入額になってくる。これが  
まず大きく揺るがない計算方式かなと思ってお  
ります。

その中で、ではそうしますと25%、残りの算  
入率75%、100%ではなくて75%、残り25%、  
この部分についてはどういったものというか、  
財源になるのでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 交付税の算定の部分で、基準  
財政需要額と基準財政収入額があると。その差  
額でもっておおよその普通交付税の値が出てく  
るというようなことでございます。ただ、国で  
示されている部分のいわゆる全部が全部その算  
定の部分になるのではなくて、地方譲与税の部  
分については100%そのまま認められますが、  
それ以外の部分については75%ということで、  
当然その部分で100をきっちり見込むというこ  
とは必ずしもあり得ないんだろうというような  
部分があって、残りの75%を基準の、それぞれ  
の自治体の75%がその基準財政収入額になると。  
地方譲与税に限っては100%丸々見ていいです  
よということで計算されるというようなことが  
ございます。以上です。ちょっと回答になって  
いるか分かりませんが、申し訳ございません。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** この計算というのは、  
私の理解では、標準的な地方税、こちらの分の  
75%を計算の中に算入して、残りの25%は自治  
体の留保財源として確保していいというふうな  
ことになっていると理解をしています。

そうしますと、税収、地方税を上げていくと  
いうことが非常に重要です。トータルして計算  
をしていくと、交付税が下がったとしても地方  
税が上がっていれば、この計算に合わせて見ると、  
市が使える一般財源が、地方税が上がった  
ほうが多くなるんです。そういったことが全庁、  
全職員、全課できちっと理解されているのか。  
これを伺いたいと思います。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 何とも言い難い部分ござい  
ますけれども、実際に当然市税に関わる部分で  
あったり、それからそれぞれの使用料であつた  
り負担金であつたり、自主財源と言われる部分  
については、当然皆様方御存じのとおり、市の  
貴重な財源となるわけでございますので、その  
部分については、その確保については、歳入確  
保対策等の部分で協議しながら、いかに財源を  
確保するかという部分については、各課の課長  
たちで構成される歳入確保対策委員会で毎年き  
ちんとその部分については協議されているとい  
うようなことでございます。歳出の部分につい  
ては、歳出の抑制というようなこと、当然こ  
こに関わってくるというようなことございま  
す。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 地方税、市民税、こち  
らをどうやって上げていくのか。市民の生産性  
をどう高めていくのか。これは市にとって非常  
に重要なことになっているし、なります。これ  
を全体が理解していく、それが非常に重要な

と思っております。国から税収が来ないとかそういう話だけではない。それは課長もよくお分かりなんだと思います。

地方税でいいますと、これまでリーマン・ショック後に、国のほうは地方の財源の底上げということで歳出特別枠を組んできました。それはまだ年々下げられてきております。コロナ禍の中でリーマン・ショックを超える状況になっていくだろうと見込まれていく中で、地方として国に対して一般財源を確保していく、そういった要望を強くしていかなければならないと思っておりますが、その点について市としてどういった要望を出しているのか、出していいのか。そういった点を確認しておきたいと思っております。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** コロナ禍というようなことがございますし、それぞれ各自治体において、財政の部分については大変難儀しているというような部分がございます。今までも当然国のほうには地方六団体として要望活動をしておりますし、今後ともさらにその部分も含めて、もっともっと強く要望していきたいと思っております。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 一般財源の確保、これが地方の私たちにとって非常に重要であるということを国に強く要望していただきたいと願っております。

次に、76ページ、77ページ、諸収入の中の商工観光課が所管している行政財産目的外使用料、こちらの内訳を伺います。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいまの御質問でございますが、決算書の77ページ、商工観光課で所管しております行政財産目的外使用料というこ

とで御質問でございます。

こちらにつきましては、新庄亀綾織伝承協会でありますとか、内部でエコロジーガーデン内を使用している各団体、6団体からの使用料を含むものと、それからN T Tの電柱、これの使用料というようなことになってございます。よろしく申し上げます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 内訳という質疑の仕方をしたので、6団体プラスN T Tの電柱3本。

ではもう少し細かく。この亀綾織を含め6団体というのは具体的にどちらですか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** 大変失礼しました。

亀綾織伝承協会、それからN P Oもがみ、それから吉野デザイン事務所、それから新庄市パークゴルフ協会、それから新庄ターゲットバードゴルフ協会、それから株式会社もがみ物産協会であります。よろしく申し上げます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** これのそれぞれの目的外使用料の額、そしてあとは、目的外使用を市が行政許可、行政処分したその年度です。何年、年度処分しているのか。何年からやっているのかということです。こちらをお願いします。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** 亀綾織伝承協会につきましては7万8,840円、それからN P Oもがみについては1万2,000円、それから吉野デザイン事務所につきましては6万360円、それからパークゴルフ協会につきましては4,110円、それからターゲットバードゴルフ協会については4,110円、それからもがみ物産協会につきましては2万7,840円でございます。

それぞれの年度でございますが、亀綾織伝承協会につきましては平成15年4月からの御利用をされております。それから、NPOもがみ、パークゴルフ、ターゲットバードゴルフにつきましても、同じく平成15年4月からでございます。吉野デザイン事務所につきましては平成24年からということでございます。それから、もがみ物産協会につきましては平成30年からということでございます。よろしく申し上げます。

**佐藤文一委員長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開します。

税務課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 先ほど御質問がございました法人市民税の徴収猶予を行ったうち収入未済になった959万円について、業種という御質問でございました。

3社ございまして、3社ともサービス業でございます。以上です。

**佐藤文一委員長** それでは、一般会計の歳入について、ほかにありませんか。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** それでは私から少しだけ質問させていただきます。

ページ数、決算書の40ページ、41ページになります。1款1項1目市民税、こちらについて全般ですが、そして一番分かりやすいのは主要施策になりますけれども、38ページ、39ページをお開きください。こちらのほうでは、38ページになります。

こちらのほうでは納税相談員4名を配置して優先的に徴収を行っておりますが、新庄市におきましても、コロナ禍ではありますが、徴収率を、集める際にかかなり集まっていると思っております。特に一般市税におきましても98.11%、コロナ禍においてでも高い徴収率であります。やはり納税相談員4名の配置が有効であったのではないかと考えております。そこら辺に対して、この納税相談員の方が、どういう徴収をし、どのような御苦勞があったのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 納税相談員の働きといいますか、そのような内容についての御質問かと思えます。

令和2年度におきましては、収納率向上のため、現年度課税分を優先して徴収する、滞納整理を強化する、納税環境の整備の3つの収納方針を定めて取り組んでございました。体制としては、お話のとおり4名の納税相談員を配置し、早期の催告ときめ細かい徴収、収納管理を実施いたしました。以上でございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。やはりここに書かれているとおり、皆様、市民の方の公平性、そして財源確保のためにも徴収率の安定性が非常に重要ですので、ぜひとも納税相談員の方を4名配置しておりますので、そこら辺とくみして、各課連携していただきながら徴収の健全化に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

同じく成果表の39ページになります。こちらには口座振替、コンビニ収納、そして今回からスマホ収納となっております。今回の徴収率は0.4%となっておりますが、これからもコロナ禍におきましては、わざわざ市民課のほうに寄



らなくても、やはり自宅で、要は密にならない収納がやっぱり重要だと思っています。

その中でもこれからはこのスマホ収納がもっともっと増えてくると思うんですけれども、そのためにも、周知の仕方です。特に若い方をやっぱり中心として、そして少額のほうがスマホ収納では使いやすいと思います。そこら辺の対策もしっかりしていかないと、ここの伸び率が変わらないと思うので、そこら辺の対策も一緒にしていただきたいと思うんですけれども、今後、要は財源確保のためにも非常に重要だと思っていますので、そこら辺の強化をこれからどのようにやっていくのかお伺いしたいと思います。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 スマホ収納のPRという御質問かと思えます。

現在、納付書、いろんな工程をかけて途中でまたお送りする場合等ございますけれども、納付書を送る封筒にスマホ収納についてのPRを印刷してお送りしてございます。そのほか、ホームページ上等でもPRしてございます。以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一** 委員長 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。ぜひともそこら辺の強化と、あとはお年寄りの方々も使っていただければ分かりやすいようなこともございますので、年配だから使いにくいではなくて、要は周知全般をしていただきたいと思えます。口座のほうがやっぱり皆さん分かりやすいと思うんですけれども、忘れてしまったとか、そのときにたまたま残金がなかったという場合は、すぐにスマホだったりコンビニに行っただくような形になりますけれども、ぜひともこれは皆さんが使えるような周知の仕方、そして特に英語とか、いろいろな英単語が並びますと分かりにくくて、それだけでも手放してしま

うということもありますので、そこら辺の言葉遣いだったり、要は使い方も結構年配の方々も今はスマホをほぼほぼ使っていますので、ぜひともそこら辺のうまい周知の仕方を、全庁挙げて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

その次、ページ数になりますが46ページ、47ページからになります。こちらでは子育て関係になります、やはり先ほどからも出ていますように収入未済額です。保育所入所負担金及び児童負担金です。

そしてまた48ページ、49ページになりますが、14款1項3目になりますと児童館の使用料で収入未済額が発生しております。

また、次のページになりますが、50ページ、51ページであります。14款1項1目公営住宅家賃、また住宅促進のほうにも収入未済額が発生しております。

やはりこういう未済額が発生する前に、ある程度早めの対策が必要です。そしてまた、これを見ますと、やっぱり1回滞納した方がなかなかお支払いできない状況にありますので、素早い対策が必要です。やはり不納欠損額を少なくするためにも、早め早めの対応が毎年必要だと思えます。同じことを繰り返すようでは、そこら辺の対策をどのようにこれから行って、少しでも公平性を保っていかれるのか、お伺いしたいと思います。

**西田裕子** 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。

**佐藤文一** 委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

**西田裕子** 子育て推進課長兼福祉事務所長 保育料の負担金、それから学童保育負担金、それから児童館の使用料等の主に滞納繰越分についての収納についての御質問かと思えます。

それぞれ、やはり先ほど申し上げたように、なかなか収納の難しい御家庭があるというのを

承知の上ですけれども、やはり今後小まめに連絡を取るなどしながら、少しでも可能な分の相談をさせていただきながら徴収に努めてまいりたいと思います。

特に、児童館の使用料ですけれども、こちらは令和元年10月から教育・保育無償化に伴って完全に無料となっているところです。そうしたこともあり、滞納繰越分のみが残っているというような状況でございますが、卒園された方も多くいらっしゃるんですが、そういったところは今後も少しずつでも納めていただけるように声がけ等していきたいと思っております。以上です。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**佐藤文一委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 公営住宅の家賃の収入未済額について御質問をいただいております。

こちらにつきましても市営住宅、月々の家賃が一度未納になりますと、これが度重なっていくうちになかなか納められなくなっていくという実情もございますので、そう大きくなならないうちに、1か月ごとの収納に向けて声がけをさせていただくなり連絡をさせていただいて、その月の中で厳しいような場合は分割納入など、お声がけさせていただきながら収納に努めていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。ぜひとも金額が大きくなならないうちに、少ない金額でもいいので分納していただければ、そういう気持ちがあれば払っていただけたと思いますので、なるべく金額が大きくなならないうちに、そして少しずつ払っていただくことで徴収意欲も湧いてきます。ですので、ぜひよろしくお願いいたします。特に、今はコロナ禍でありますので、やはり親の収入が少ないということもあ

れば払にくいということもありますので、ぜひとも税務課と相談し、やはり払っていただくのが当たり前だという雰囲気づくりも必要だと思いますので、そこら辺も踏まえてやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次にページ数は72ページ、73ページになります。こちらでは21款4項4目公営住宅の修理費納付金なんですけれども、また下段、定住促進の修理費納付金。

私が考えるように、やはり要は、この場所から引っ越した方々が払っていかなかったお金のかなと思っています。そうしますと、1回出ていった方の収納がかなり大変だと思います。こういったことを起こさないためにも、しっかりとした調査なり、要はかかったお金は払っていくのが当たり前ということをしていかないと、これこそ今不納欠損額はそんなに出ていませんが、何か払わなかったらどうなるのかということをしていかないと、要は欠損額が増えていくことになりかねません。そうしますと財源確保の点にもおかしいでしょうし、やっぱり不公平になってきます。払っている方が損をしないという言い方は失礼ですけれども、皆さん公平にやっていかなければいけません。ぜひともそこら辺の考え方を、未済は少しずつ減っていくとは思いますが、やっぱりゼロにしていく努力が必要だと思いますので、そこら辺の対策についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**佐藤文一委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 住宅の退去修繕に係る修理費の納付金の項になります。

こちらにつきましても、一般的には退去と併せまして一括納入ということをお願いをしているところではございますが、市営住宅の退去のときには畳やらふすま、また壁のペンキの塗装など、市が負担する部分もございしますが、入居

者の方から負担していただく部分も相当数ございます。こちらについての修理費について、なかなか一括では難しいという方も多数というか、中にはいらっしゃいますので、こちらの方につきましては分納でも構いませんということにはしてあるところではあるんですが、やはりその住宅から退去されることで、なかなか納付について足が遠のいてしまうような場合もなくはない状況でございます。

こちらについても公明な声がけは当然必要にはなるところではありますが、退去時の精算金の金額をできるだけ抑えられるような住宅の造りに少しずつ変えていくということも検討しているところでございます。例えば畳の枚数を減らすことで畳の修理費を少しずつ減らしていくとか、ふすまの使用をふすま紙からベニヤ板に替えることなどで不要になるような修理費について、できるだけ軽減できるようなことも考えているところでございます。

それも含めまして、今後未納がないように声がけを小まめにさせていただいて収納に努めていきたいと考えています。以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。ぜひともこういう子育て、そして定住促進に関わる住宅、そういった意味でも、やっぱり小まめに相談していただき、少しでも収入未済額が減ることは重要だと思いますので、ぜひともそこら辺の細かい指導だったり、要は納税相談員の仕組みだったりを考えていただき、財政確保に努めていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。私からは以上です。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤文一委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませ

んか。

**7番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**佐藤文一委員長** 山科春美委員。

**7番（山科春美委員）** では質問させていただきます。

決算書91ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費の市出身学生応援給付金事業についての質問を1つ、最初に言っていきます。決算書117ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費の新生児特別定額給付金給付事業についてということと、次が、決算書123ページ、4款衛生費1項保健衛生費10目保健衛生総務費の特定不妊治療費助成金について、そして次が決算書143ページ、7款商工費1項商工費2目商工振興費の人材育成確保対策事業についての質問をします。

初めに、市出身学生応援給付金事業についてということなんですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、帰省等の移動自粛やアルバイト等の規制によって収入が減少している市外の高等教育機関に在籍している本市出身の学生に応援給付金が交付されました。そこで、応援給付金を交付すると同時に、また学生に対して就職情報等とか、必要とする情報も提供することができたということでしたけれども、学生の声、また保護者の声とかはどのようなものだったのでしょうか。教えてください。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 市出身学生応援給付金でございますけれども、こちらにつきましては、事業の実績といたしまして、成果表にもありますように申請者数が900人、実際には途中で辞退したいという方がありまして、1名辞退という形で899人に利用していただきました。

もちろん声といたしましては、やはり昨年、非常に何というか大学生活が送れない状況になったということで、今回2万円の給付というこ

とだったんですが、通信環境とか、行けない関係で在宅した関係で、光熱水費とかいろいろちょっと予期しないことがあったという中で、市からこのような制度をいただいて助かったという声をたくさんいただきました。

また、市に対しても、そういった制度があったということから、市に対して興味をいただいたということと、いただいた学生のほうには、お断りの文書を書きながら、就職情報や市のいろいろな情報を送らせていただきたいということで送らせていただきまして、たしか市内の企業が就職面談会をするといった際にも、卒業もしくは卒業の前年かと思えますけれども、そういう学生がその情報を知って活用したというような事例もありました。そういう意味では、新庄市から離れて大変不安だった学生さんに対しては、支援ができたのではなかったかなということでこちらでは考えているところでございます。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**佐藤文一委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** すごく好評だったようで、すごく不安になっているときにこういったものが市のほうから贈られるというのはすごくよかったということで、よかったと思います。

あと、今年度も市出身学生生活応援事業ということで、コロナ禍で頑張っている新庄市出身の学生さんに市の施策と、企業情報とともに5,000円相当のおいしい新庄の特産物を贈っているということですが、すごく市出身学生応援給付金事業も好評だったということもあるんですけれども、コロナが例えば収束したとしても、事業の名称を変更して、事業の内容とかは変えずに、学生の方に支援とともに、また必要な情報とかを伝えるという、そういったことを継続されることはお考えでしょうか。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 今後の計画になりますけれども、今般市の情報提供の一つとしてSNSを使った情報発信、LINEですけれども、ありますけれども、今後は卒業する学生さんに市のこういった公式のLINE等に登録をしていただくことによって、進学してこの地を離れなくてもそういった情報を提供できるようなこととか、既に情報をいただいている方々もおりますので、コロナという形で給付金や特産品で支援をしておりますけれども、こちらからいろいろな手法で学生さんに、市を離れても情報提供できる仕組みがないかなということ、今後考えていきたいなと今思っております。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**佐藤文一委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** すごく何か、情報提供してくださるということで、継続していくことによって市のほうから、やっぱり新庄市を思い出してくれて、また新庄の企業に勤められていく方とか戻ってこられる方も多いと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは次なんですけれども、新生児特別定額給付金給付事業ということで、国が給付する特別定額給付金の対象にならない令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した子の保護者に対しまして、家計への経済的負担を軽減するというので、最初は市の単独で事業を行っていたんですけれども、後ほど山形県の新生児子育て応援給付金事業の交付金も充当することになってやったということなんですけど、支給対象となった新生児の保護者の皆さんも喜ばれたと思うんですが、周知等はどのようにされたのか。また、その声とかはどのようなものだったのか教えてください。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、西田裕子。

**佐藤文一委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子**子育て推進課長兼福祉事務所長 こちらの新生児特別定額給付金給付事業でございますけれども、出生されると市民課に届出がされますので、その足で申請がされますように、市民課と連携しまして、申請書等、それからチラシ等を置かせてもらいまして、子育て推進課のほうに回っていただくというような形を取ったものでございます。

また、それ以前に生まれた方につきましては、こちらのほうで市民課のデータ等を活用しまして把握しまして、個別に通知をお出しし、御連絡をして給付したというような形でございます。こちらにつきましては、171名の新生児の方に各10万円を支給できたわけではございますけれども、やはり窓口で助かりますというような声を聞かせていただいたところではございました。以上です。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**佐藤文一**委員長 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** やっぱり大変なときに生まれた新生児の方の保護者の方々もちょっと大きな力をいただいた形で、喜ばれてよかったですと思います。

それでは次のところなんですけれども、特定不妊治療費助成金についてということで、過去3年間で助成金の額が増えているようです。治療費は県の補助から超えたものを、1回の助成10万円を上限として市の補助を無制限に補助するということですが、こちらはちょっと増えているということなんです、こちらの周知というのはインターネット等でやっているのでしょうか。

**山科雅寛**健康課長 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一**委員長 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛**健康課長 周知方法ということでございますが、委員おっしゃるとおり、まずホームページで周知しております。また、指定医療機関におきまして不妊治療で悩んでいる方へ、こ

ういった助成制度があるということを周知、伝えております。また、本市で作成して配布しております子育てハンドブックにおいても、制度について案内するなど、そういった形で周知させていただいております。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**佐藤文一**委員長 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** いろいろな形で周知してくださっていて、多分増えてきて、助成金の額も増えてきているんだと思います。

この不妊治療に関して、国でも今後力を入れていくみたいで、2021年1月に不妊治療の支援事業費が国でも大きく予算化されましたけれども、また、来年度からは公的医療保険でも対応できると聞いておりますけれども、そこがちょっと制度が少し変わってくるんですが、新庄市としては、今後はまた変わらずの形になりますか。今の体制でいかれるのでしょうか。

**山科雅寛**健康課長 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一**委員長 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛**健康課長 委員おっしゃるとおり来年度から国で保険診療等も活用されるという話は聞いてございます。詳しい内容、情報はまだ来ておりませんので、そういった情報、国の動きを注視しながら、この助成制度についてまた改めて考えてまいりたいと思います。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**佐藤文一**委員長 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** ぜひよろしく願いいたします。本当に不妊治療ということで、国も県も市も力を入れてくださることで、そういったことで、悩んでいる方も安心することだと思います。よろしく願いします。

それでは最後のところなんです、人材育成確保対策事業ということで、地方創生推進交付金の事業ということなんですけれども、コロナ禍でありましたけれども、令和2年度はどのような活動をされたのか。または成果についてお

聞かせください。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** 人材育成推進確保対策協議会負担金に関する御質問かと思えます。

委員おっしゃるとおり、こちら地方創生の交付金の2分の1を活用しまして負担金に充当したということですが、昨年度の協議会の活動内容につきましては、人材育成の研修会、これを6回開催しております。こちらにつきましては、各回で参加者数が前後しますけれども、4名から20名の参加ということです。

それから、企画しておりましたトップセミナーにつきましては、在京から呼べないということもございまして、こちらは中止したということでございます。

それから、企業の新入・若手社員を対象としたルーキーズカレッジ、こちらについても2回開催しまして、初回が43名の参加、それから2回目30名の参加ということでございます。

それから、新庄最上の企業紹介をするため、市況紹介と企業説明をするために、コロナ禍ではありましたが、今回はオンラインで開催させていただきました。こちらにつきましては、企業の紹介の参加につきましては11社、それから説明にも参加したというのが6名ということでございます。また、オンライン企業説明会につきましては、16社が参加いたしまして、閲覧された方につきましては25名おったということでございます。こちらを見た方、また参加された方の中で市内に就職された方もおりますので、こちらについても継続しながら続けていくことで、新庄に帰ってきていただくというような地元回帰につながる活動だと思いますので、今後とも力を入れていきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**佐藤文一委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** すごくコロナ禍であったんですけども、オンラインでされて、それで見た方で新庄の会社に勤めようと思った方がいらっしゃるということは、すごく成果だと思います。大変な中、本当にお疲れさまでした。

また、本当に主要施策を見ていると、令和2年度は事務作業とかもすごく大変だったんだろうなと思わせていただきました。今後も、まだちょっとコロナも続いているようですけれども、収束を願って、またいろいろ大変かと思いますがよろしく申し上げます。以上で終わりです。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 再質の分について、私からは2款1項1目一般管理費の2番の給料について。2点目は、ページ数、84ページの2款1項1目の26公課費の職員研修事業費について。98ページの2款2項2目賦課徴収費について。106ページ、3款1項3目障害者福祉費の障害者福祉事業費について。110ページの3款1項5目老人福祉費の7番報償費の老人福祉事業費について。そして同じページの3款1項1目児童福祉総務費の謝金について。最後に114ページの子ども・子育て支援新制度事業費、これは3款2項1目だと思いますけれども、これについてお尋ねしたいと思います。

まず、一番最初に職員給与費についてです。定数は満たされていると思うのですが、有休や育休、産休や病欠といった補足要員も必要かと思われませんが、この点について課題等あればお聞かせください。

**関 宏之総務課長** 委員長、関 宏之。

**佐藤文一委員長** 総務課長関 宏之さん。

**関 宏之総務課長** 職員の中で育休、産休、また病休も含まれますか、そういった突発的なのとか不定期なものに対する対応ということですが、やはり職場によって、できるだけ休

んでいる期間に代わりの人材を補填したいとは考えているんですけれども、部署によってはなかなか会計年度任用職員では対応しにくいというところもありますので、できるだけ補填した上で、できない部分はある程度ちょっと原課のほうで頑張ってもらえないのかなというところもございます。

なるべく職員の負担を軽くするような対策を原課と一緒に考えてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 不意のことはどなたでもあることなので、周りの方たちが手を差し伸べて協力関係であっていただきたいと思っています。

2点目の職員研修事業費です。コロナ禍によって研修もままならなかったのではないのでしょうか。県をまたぐ交流も、現在も大変な事態でございます。令和4年度への課題等あればお伺いいたします。

**関 宏之総務課長** 委員長、関 宏之。

**佐藤文一委員長** 総務課長関 宏之さん。

**関 宏之総務課長** 研修の中の派遣研修のことを言っておられるのかなと思いますけれども、やはり昨年度は県の研修所への派遣というのは、ほとんど計画どおりできたんですけれども、例えば市町村アカデミーとか遠いところについては、ものによっては中止、もしくは状況によってこちらのほうから派遣をやめたところもございます。それでも他の県内の自治体と比べると、新庄市は頑張っただけで外に出したほうかなと思っています。

基本的には様々な研修に派遣したいと思っていますので、現状を維持しつつも、新たな研修などを希望を取って見つけて積極的に参加したいと考えております。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 現地に行くことも大切なので、今の時期だとオンラインとかいろいろなやり方があると思いますので、ぜひとも若い方に勉強の機会を与えてあげてほしいと思っています。

次に移ります。

先ほど来ちょっとお話しして、途中でこちらのほうに移動になりました。納税についての一つ一つについての手数料についてです。

LINE決済とかいろいろなものを採用されているということは大変いいことだと思うのですが、手数料についてちょっとお聞かせ願います。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** コンビニ収納とスマホ収納は手数料が同じでございまして、1件57円でございます。口座振替につきましては1件10円、ただし、ゆうちょに関しては1件30円でございます。以上でございます。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** この1件幾らというのは、金額の上限はないということでしょうか。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** あくまで件数ということでございます。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 窓口ですとお金もかからないんでしょうけれども、やっぱり利用者の利便性も考えてこのようにされたということで、この周知が行き届いて、少しでも収納が増えることを願っております。

次に参ります。

106ページの障害福祉事業費のほうから願

いたします。

障害福祉ということで、障害者の障害手帳の交付が多いということをお聞きしております。企業側が雇用する際に必要ということですが、全体として市民の7.2%というのは他市と比べて多いのでしょうか。また、その体制は足りているのかお聞きします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 他市と比べてという御質問でしたけれども、すみません、交付の数は今手元にあるんですけども、割合となると、今ちょっとすぐにはお答えできないので、申し訳ございません。よろしくお願ひします。**

**8 番（庄司里香委員） 委員長、庄司里香。**

**佐藤文一委員長 庄司里香委員。**

**8 番（庄司里香委員） 数値が分かれば教えてください。**

では、次に参ります。

110ページの老人福祉事業費です。この場所でもいいのかちょっと分からなかったんですけども、職員不足で定員割れしている老人施設があるということで、以前にもちょっと質問させていただいた経緯がございます。このことについて、改善に向けての努力などがあれば教えてください。

**佐藤文一委員長 暫時休憩いたします。**

午後1時41分 休憩

午後1時42分 開議

**佐藤文一委員長 休憩を解いて再開します。**

庄司里香委員に申し上げます。ただいまの件は介護保険事業特別会計の件となりますので、そのときに御質問いただければと思います。

**8 番（庄司里香委員） 委員長、庄司里香。**

**佐藤文一委員長 庄司里香委員。**

**8 番（庄司里香委員）** では、110ページの下段の児童行政事業費の謝金についてお伺ひいたします。

コロナ禍で学校が閉校のときに、ほかの児童施設とか児童館とかが開いていて、とてもよかったという市民からの評判があります。とても評価されているようでした。そのことについて、市の職員の方というか、保育に携わっている方に支援金があったということで、大変それについてもよかったというお話を聞いておりますけれども、市にはどのような声が寄せられているのかお聞きします。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。**

**佐藤文一委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。**

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 111ページの児童行政事業費の中の謝金の1,590万円、こちらは県の事業のコロナウイルス感染症対応職員慰労金交付事業というもので、主要施策の成果に関する説明書の76ページ、詳細についてはこちらになります。

こちらは、お一人につき5万円を支給したという事業で、先ほど委員おっしゃられた後ろのほうにもありまして、決算書の115ページ、子ども・子育て支援新制度事業費、中ほどにあります。この中の2番目、謝金とありますが、こちらは93万円。こちらは市の事業として、学校が急に休みになったときに苦勞されたといひますか、大変でした放課後児童クラブの職員に対しての慰労金ということで、市の単独事業として給付した事業でございました。

いずれも様々な状況の中で、また職員自身もお子さんが学校に通っていらっしゃり、学校がお休みになったというような状況の中で、放課後児童クラブ、あと保育所等を開いていただい



ていたというようなことで、慰労金を支給したというような内容のものでございます。

放課後児童クラブの職員の方からは、大変ありがたかったというような声はこちらにも届いております。いただいていいのかしらというような声もあったんですけども、様々な職種で様々な形で苦労されている方ももっとたくさんいらっしゃったかと思うんですけども、そうした中で慰労金でしたが、大変感謝していただいたというような状況でした。以上です。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 学校が終わった後、保護者が家庭にいないために、一時的預かり的な児童館や児童センターなど、保育ニーズとともにその役割は大きくなっているように思います。職員数や施設利用者等、いろいろな問題があると思うのですが、今後何か具体的に必要性のあるものがあったらお聞かせください。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、西田裕子。

**佐藤文一委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 児童館、児童センターということでよろしいでしょうか。放課後児童クラブではなくてでしょうか。（「はい」の声あり）

やはり今のこの時期ですと、コロナ対策をしながら子供たちを安全に保育していくということ、それぞれの様々な年間を通しての事業がありますが、縮小させたり、あとは分散させたり、それから保護者の方の入所人数を規制させていただいたりといったようなこともしてきましたけれども、やはり感染防止が一番重要だということもありますので、そうしたことを行いながら、今後も子供たちの成長に合わせた事業を進めていきたいと思っていますところ。以上です。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**佐藤文一委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 重複しているところもあったので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 私からは全部で4項目ほど質問させていただきます。

初めに、説明書の16ページ、市民協働の推進に関する事の中での地域担当職員制の実施について、決算書95ページ、2款1項12目、成果表では11ページ、まちなか循環バス運行についてというのが2つ目。3つ目、決算書191ページ、10款5項12目市民スキー場管理運営費について。最後に、これも決算書153ページ、8款2項4目、成果書では131ページになります、都市計画総務事務費のうちの都市計画道路見直し検討業務委託について。この4つについてお聞きします。

では戻りまして、最初に地域担当職員制度の実施についてということで、成果書の16ページ、このたび、決算です。去年度です、実施回数がゼロ、括弧書きでコロナ対策感染症防止のため、区長への定期訪問を取りやめたと括弧書きであります。だから全然やっていないので、成果としては一文も載せていないということですが、この制度が始まって、そう何十年も続いているような気もします。私もいつからこの制度が始まったのかちょっと分かりませんが、改めてこの制度の内容をもう一度、まず教えてください。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 地域担当職員制の実施ということで、昨年実施回数ゼロ回ということで、本当に申し訳なく思っております。

こちらにつきましては、地区の各区ごとに地域を担当する職員を決めまして、地域と市の橋渡しをしていく、その担当職員が様々な情報伝達をさせていただきながら、また、区長から何か市のほうに情報伝達する際にさせていただくということで、橋渡しをしていただいているものになります。

昨年度におきましては、区長総会も書面総会というような形で、まちづくり会議もできないというような形で、なかなか新型コロナウイルス対策ということで区のほうに入っていけなかったという現実がありまして、このような結果になってしまいました。今年度につきましても、総会もできないというような形でなかなか入っていけないところになっているんですけれども、区のほうに市から必要な情報を伝達する際に、職員が直接私たちがパイプ役ですよというような形で入って行って、情報伝達または情報ももらうという形で、それぞれの区に職員を担当させるということで、広報とはまた違う、職員がじかにつながる制度として設けているものでございます。

昨年度におきましては、本当にこういう状態で、成果を出せませんでしたけれども、今後も職員が区のほうにいろいろな市の情報伝達するものなどをお持ちしながら、直接区長方とお話ができればいいかなと思っています。ただ、今回のまちづくり会議においても、この職員制度につきましては、区長方は相当温度差があるよなんて言われていますので、いろいろ検討していかなければならないかなと思っていますのでございます。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** そうすると、ある町内で、担当する市の職員の数というのは1人ですか、2人ですか、3人ですか。何人ぐらいいるんでしょうか。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 職員のほうでは、各212地区あるわけですけれども、担当職員1名もしくは2名、3名という形で、班長によってなるべく近い職員、ただ、職員がいない地区もあるんですけれども、割り当てるということで、充てております。1名から3名というのが今の職員の各地区への割当てになってございます。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 改めて制度は分かりましたというか、ということなんですけれども。確かに市の情報を区長なり代表の方に相談したり、いろいろと情報提供をしなければならない。

ただ、情報提供をする上で、専門的なこともやっぱりいろいろあるかと思うんです。であれば、その担当職員よりも担当者が行ったほうがはるかに詳しく、内容も濃く、充実した説明ができるし、困ったことに対しても速やかにその場で判断できるようになるのではないかなと思うところもあるんです。大分コロナという、理由がコロナで定期訪問をやめたということなんですけれども、区長に聞いても、担当職員が来て何か相談を受けたとか報告を受けたとあまり聞かないんです。もしくは、私だけ聞いていないのかもしれないけれども。この活動というか制度があまり知られていないし、形骸化してしまったのではないかなと感じております。だから、コロナはそろそろ収束、なるべく早めに当然収束してほしいわけなんですけれども、やっぱり続ける意義があるんだというのであれば、もうちょっと積極的に区長なり、代表の方なり、まとめ役というか、そういった働きかけ、訪問をしないと、何の制度だべと忘れ去られてしまうのかなと思っています。この件はこれで終わります。

次に、まちなか循環バス。成果書11ページを

見てもらえると、具体的な利用者、収入という  
か利用料金の数字が入っております。決算書を見  
ますと、運行負担金、これが約1,100万円に  
対して、利用料金が41万6,800円、あと回数乗  
車券が15万4,000円です。相当の開きがあるな  
と私個人的には思います。

成果を見ても努力しているんだということな  
んですが、ダイヤを改正することによって高校生  
が7倍増えた。多分これは北高生かなとは思  
いますけれども。あとは乗り方教室によって総  
利用者が前年度1.84倍に増えたと。この数字だ  
けを見ると、えらい頑張っているなど。随分常  
に何人か、5人か10人か乗っているんだなど、  
この数字だけを見ると錯覚もしてしまうような  
数値ですけれども、これは多分私だけではなく  
てほとんどの方が、バスに乗っているところを  
見たのは、多分10回に1回。10回通りすぎり  
とか、見ると、私も1人か2人は乗っている  
ところを見たことがあります。でも、ほとんど、  
さっき言ったように8割から9割は乗ってい  
ない。利用者数も、右回り、左回りを足すと  
5,000人に近いんですけども、これを運行日  
数で割ると1日2人いるかないかではないで  
すか、多分。単純に運行日数に対して割り算を  
すればいい話なんだけれども。

だから、私が聞きたいのは、このような状態  
でこのバス運行をずっとこのままで、何も対策  
を打たないでこのままやるのですかというこ  
とを、まずお聞きしたいんです。

**佐藤文一委員長** ただいまから10分間休憩いたし  
ます。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** まちなか循環バスでござ  
いますけれども、委員御承知のとおり、このま  
ちなか循環線につきましては、平成30年11月に  
運行を開始しております。令和元年度に初めて  
通年運行したということで、令和元年度におき  
ましては2,633人の利用がございました。それ  
で令和2年になりまして4,841人、成果表にあ  
るように1.8倍に増えていると。

現在、令和3年度におきまして4月から7月、  
こちらの利用者数を見ますと、1,189人から  
1,647人と458人、さらに令和3年度は4か月で  
458人伸びているところでございます。

4,841人という令和2年度の利用者数をどの  
ように分析すればいいのかということで考えて  
みますと、仮に12か月、月で見れば400人強。  
仮に1か月、土日祝祭日は走っていませんし、  
お祭りとか入っていないので、仮に20日とし  
た場合には1日20人というような形が昨年度の実  
績かなという形でございます。これが超高齢化  
社会において、始めた当初2,600人だったもの  
が4,800人に伸びて、今現在4か月で458人も伸  
びているということは、当初やっぱりこの地域  
はドア・ツー・ドアで、なかなかバスというも  
のも都会ほど乗った経験者がいなかったという  
ことや、ルートについても様々我々のほうで買  
物をなるべくしやすいように変更をかけたとか、  
そういったことをいろいろやってきた1年で  
1.8倍まで伸びたということでございますので、  
まだまだ改良していけばいいのかなと。

令和3年度、まだまだコロナ禍ではあります  
けれども、4か月で458人ほど伸びているとい  
うようなこともありますので、ここにつきまし  
ては、超高齢化社会において求められているも  
のではないかなと判断してございます。

やはり免許の返納者とかも、多分恐らくこれ  
からも返納者が増えてくるのかなと。高齢者に  
つきましては健康寿命も大変延びてきてござ  
いますので、このまちなか循環バスにつきまし

は周知等を図りながら、また乗り方教室ですか、将来的には雪国でございますので、何かバスの遅延状況が分かるとか、到着時刻が分かるとか、そういったシステムへの改良とか、いろいろな工夫も可能だと思いますので、そういったことも検討しながら、循環バスにつきましては、より市民の皆様方に利用していただけるバスに育て上げたいなど、総合政策課では思っております。以上です。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） 今の説明だと、年々利用者数が伸びていると。確かに数字だけ見ると、数字だけ言われれば伸びている。ただ、実感として、先ほども言ったとおりほとんど乗っているバスを見たことがないと。この差です。やっぱり乗っているなど、これが数字に現れているなど納得できればそれでよしとするのかなと思いますけれども、やっぱりこれを続けるのであれば、もうちょっとPRというか、特にまちの中の人たちにPRしないと、また同じ誰も乗っていないと、何だやということになりかねないと思いますので、やっぱりPRが大事だと思います。

次に行きます。

3つ目。決算書191ページの市民スキー場管理運営費、成果書は166ページです。

これも運営費約4,300万円。4,300万円かけて収入が、収入は持っていない、内訳として管理料が約3,070万円、あと修理代その他で約4,300万円。冬場、年間でどれぐらいの利用人数があるのかということと、当然利用されるわけですから料金が発生しますので、収入です。それをちょっと教えてください。

渡辺政紀社会教育課長 委員長、渡辺政紀。

佐藤文一委員長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 委員おっしゃったとおり  
成果表の167ページの体育施設の利用状況の欄

を御覧いただければと思いますけれども、市民スキー場につきましては、今年度の利用者については9,868名の方から御利用いただいたところでございます。

収入でございますけれども、下段の利用料金のところにありますとおり387万9,200円の収入、利用料金として指定管理者に入っているところでございますけれども、収入があったというところでございます。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） そうですね、ここに書いてありました。収入が三百何十万円と。やっぱり4,300万円の費用をかけて収入が三百何十万円で、約10分の1。この率についてはどのようにお考えですか。要するに、私はもう少し収入があって、続けているわけですから、余裕までいなくてももう少し収入があるのかなと思っていたんですけれども、かなりの差があるので、どのようにお感じになっていきますか。

渡辺政紀社会教育課長 委員長、渡辺政紀。

佐藤文一委員長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 市民スキー場につきましては、やっぱり市営の部分がございますので、やはり通常の民間の営業されているところよりも料金が抑えられて、市民の方々に利用しやすいような形の料金設定をさせていただいておりますところから、なかなか利用料金が、この380万何がしの金額になっているのかと思っております。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） やっぱり個人的には、随分費用の割には収入がないなど。これは普通の民間の会社であれば当然やめだと、撤退ということになるのかなと思います。

ちょっと1つ気になるのが、修繕料が1,100万円ぐらいかかっています。これは多分、あと

何年かすると、メインのロープ、あれを取替えしなければいけない時期が来るのではないかなと。あれは大きいお金がかかるのではないかと、思って心配しています。今でも1,100万円ぐらいかかっていると。いつか分かりませんよ。切れそうだと。切れてからでは遅いわけですから。相当かかるかと思います。その頃、やめたということになる前に、何かやっぱり対策をもうちょっと、市民の憩いの場ということでもうちょっとPRして、利用できるような方法、PRを取ってもらいたいと思います。

これはスキー場なので、今は冬場だけの利用。これは夏場、何かいい利用方法を探れませんか。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** まず修繕料につきましては、これにつきましては、やっぱり索道技術というか、索道の関係がございまして、安全にリフトを運行する上で、計画的にある程度金額的には平準化させながら更新を図っているというか、修繕を図っているところでございます。

また、夏場の利用についてでございますけれども、どうしてもこの目的自体がスキー場ということで、農林事業だったか、国の補助事業として利用しているものですから、取りあえずその期間中においては、やはりスキー場をまずメインとして考えていきたいと。ただ、以前、コスモス祭りとか、農園とかのような形でやっていたりした部分もございまして、夏場の利用については、もう少しこちらも考えていきたいと思っております。以上でございます。

**三浦重実農林課長** 委員長、三浦重実。

**佐藤文一委員長** 農林課長三浦重実さん。

**三浦重実農林課長** 夏場の利用ということでございましたので、整備事業につきましては農林部門で体験農園という形で整備をさせていただきました。ただ、その事業については今は休止状

態ということでございます。今後の取組、どのような利用形態が一番いいのかにつきましては、冬場の利用のスキー場と関係機関の皆様と協議をし、検討してまいりたいと思っております。以上です。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** スキー場なので、冬だけではなくて、期間的には夏場のほうが多いわけで、夏場というか雪のない時期、有効な利用方法があれば、もうちょっと人の出入りができて寂しくなくなるのではないかと思います。

最後に、決算書153ページ、成果書では131ページ、8款2項4目の都市計画総務事務費、都市計画道路の見直し検討業務委託費、これが約680万円計上されていましたが、これについて見直す方向だということは聞いておりました、承知しましたけれども、今現在、どこまでその作業が進んでいるか教えてください。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**佐藤文一委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 都市計画事業の都市計画道路見直しについて、現在の進捗状況ということで御質問をいただきました。

こちらの事業につきましては、昨年度、令和2年度、令和3年度で都市計画道路の見直しを行うという事業を実施しているところです。昨年度につきましては、従前の計画に現在の交通量に合わせて、今後の推定される道路網の内容について調査を行ったところでございます。

また、その調査結果を基にしまして、現在、今年度に入りましてなんですが、その路線の必要性について調査書をまとめまして、現在県と調整をさせていただいているところです。こちらの調整が終わりましたら、また改めまして委員の皆様にも内容をお伝えさせていただきまして、地元の説明会へと持ち込んでいきたいと考えているところでございます。今年度内には、

その都市計画道路の見直しの全容について決定していきたいと考えているところです。以上です。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） では今年度、あと半年待てば新しい都市計画道路図ができると。多分、もう造れないだろうという路線が数路線ありますから、その辺は消えていることを期待して質問を終わります。

佐藤文一委員長 ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時22分 開議

佐藤文一委員長 それでは休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

3 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤文一委員長 新田道尋委員。

3 番（新田道尋委員） それでは私から5点について質問いたします。

最初に105ページ、3款1項1目社会福祉費総務費、115ページの3款2項1目わらすこ、120ページ、3款3項2目扶助費、127ページ、4款1項4目健康増進費、147ページ、7款1項3目観光費、以上5点について質問いたします。

初めに105ページでは、社会福祉費のここにある民生委員、児童委員の活動事業費、成果表では51ページになります。

ここに民生委員が79名と成果表には書いてあります。それで、ここにある事業費が601万300円で、謝金が569万4,400円となっています。この謝金は1人当たりどのぐらい支払われているかお答え願います。

佐藤文一委員長 暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時25分 開議

佐藤文一委員長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。

佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 1人当たりの金額になりますと、6万5,200円という金額になっております。

3 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤文一委員長 新田道尋委員。

3 番（新田道尋委員） 一般的に私はこの民生委員のことを聞きますと、非常に事業の遂行が複雑でたくさんあって、大変楽でないということで、時々見られるのが、民生委員が交代するときになかなか新しい人が見当たらず空席になっているというようなことが時々あるんです。私は、ですからこの謝金が1年間に6万5,200円ということでは、あまりにも少な過ぎるのではないかと感じるんですけども、その辺はどのように考えていますか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。

佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員おっしゃるように委員の任期の更新のときに、今もそうなんですけれども、欠員が生じるという事態が確かにございます。今現在も4人の方の欠員が生じているような状況であります。先ほどの6万5,200円については、市のほうで5,000円、単独で謝金を上乗せしているような状況ですが、また今後の状況を見ながら、そういった点についても検討していきたいと思っております。

3 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

**佐藤文一委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** この仕事は大変、私聞きますと区長の仕事よりも大変だと私は捉えています。だとすれば、年間でこれだけではちょっとやりたくないのは当たり前です。これはやはり市民とやっぱり新庄市の行政のほうとの橋渡しで、非常に重要な役目だと私は捉えています。この方の活躍によって市民の動向が、考えも変わってくるはずなんです。非常に重要な役目であって、もう少しアップしてくれないと、やはりまたそのように段々やり手がなくなるのではないかなという気が私はするんです。最低賃金法という法律もあるものですから、その辺を考慮しながら、もう一回十分に検討して、できる限りの手当のアップをお願いしたいと思います。

次に115ページ、3款2項1目のわらすこですけれども、わらすこはコロナの関係で、成果表を見ても十分な入り込みを期待することができなかったということは分かりますけれども、これはこの令和2年度では対象にはならないと思うんですけれども、休館のときも大分長くあったし、前年の比較というわけにもいかないのです。ただ、私の感じでは、大型遊具を入れてから今年で何年になりますか。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、西田裕子。

**佐藤文一委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 大型遊具に関しましては、3つほどあるんですけれども、一番大きな大型遊具については平成12年、それからエアキャッスルについては平成28年、それからサイバーホイールに関しても平成28年に導入しております。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤文一委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** 今、課長から答弁いた

だいたように、遊具が非常に古くなっているという印象を持っています。子供ですので、おもちゃも遊具も同じようなもので、やはり年数がたつと飽きてくるんです。当然そうだと思うんです。これを新しい遊具に替えてくれないと、遊びに来る子供がだんだん少なくなると。コロナが終わって正常にオープンしましても、決して増えてはこない、私はそのように感じているんです。

それで、この遊具をいつ頃、どういうものに交換するか、計画があったら教えてください。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、西田裕子。

**佐藤文一委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 現在使っておりますこの3つの大型遊具に関しては、比較的移動がしにくいといえますか、定位置にある遊具ですので、遊具点検を定期的に行いながら、今後も使ってまいりたいと思っていますところですよ。

また、そのほか遊具に関しては、令和2年度に購入しているものがございます。幼児、小さいお子さんが体全体を使って持ち運び、持ち歩けるぐらいの大きいブロックといえますか、55ピースセットのものなんですけれども、66万8,000円、約67万円ほどの執行によりまして、購入いたしました。ただ、こちらのブロックにつきましても大変好評で遊んでいただいているんですが、やはり消毒を行いながらということになっていますので、どうしても全部はお出しできず、半分ですとか3分の1とか、そういった使いやすいような形のものを選びながら、交換しながら出しているような状況です。

また、もっと小さいお子さん向けに、乗用自動車、足でこいで乗って遊べる自動車といえますか乗り物ですけれども、こちらを2台購入したところではありました。

今後こうした様子を見ながら、購入なり更新なりしながら維持していきたいと思っています。以上です。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤文一委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** 今申しあげましたとおり、子供が飽きっぽいというのは昔から同じです。同じものをいつも与えるということでは、これは魅力がだんだん減退するということになりますので、十分にその入替え時期というのを検討して、計画に入れていくお願いをしたいと思います。

このわらすこに関しては、年間2,416万2,307円という予算を使っているわけですが、このうちほとんどを賃貸料が占めているわけです。2,000万円近く賃貸料を払っているという状況ですので、ほとんどこれで埋まってしまっていてほかの内容がほとんどないということがこの決算書から捉えられますので、その辺をやっぱりバランス取れるように、利用者が余計になるようなことを、ひとつ来年度も予算編成のときには御尽力をいただきたいと思っています。

次に120ページ、3款3項2目扶助費ですが、ここの金額が打ってあるんですけれども、生活保護費ということですが、新型コロナの関係で全国的に生活困窮者が増えているということ、マスコミでは何回も報じられております。

私がお伺いしたいのは、当市ではどのように、増または減というふうな、こちらの成果表には載っていますけれども、増えたり減ったりいろいろあるんですが、実際の現在の数字というのは載っていないんです。その辺をお聞かせいただきたいと思っています。

ここでは52ページ、開始件数が45で、保護の廃止件数が51、それから保護世帯が284世帯というふうには載っていますが、その辺の数字がどのように現在になっているのかお知らせください。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**佐藤文一委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 本市の生活保護の状況ということになりますが、令和2年度末と令和元年度末を比較しますと、本市においては、保護世帯数が僅かですが減少しております。相談に見える方についても、コロナの影響で減収があつてというような相談は、昨年度、生活保護の相談においては特にございませんでした。ですので、生活保護自体にはコロナの影響が出ているということは見られないんですけれども、やはり生活困窮という部分では、各種の貸付けや支援なども行っていますので、そういった点から、相談センターのほうなどで生活困窮の相談をされる方が多くなっているということは見られます。以上です。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤文一委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** 今課長から報告いただきましたけれども、本市にとってはコロナの影響を受けないという状況で、大変喜ばしいことだと思っています。まだ終わっていませんので、今後いろいろとまた相談に訪れると思いますが、その辺、よろしくどうぞお願い申し上げます。

では次に行きます。

127ページの4款1項4目健康増進費です。

ここのがん検診のことについて書いてあります。健康増進事業費で4,600万円。成果表は87ページ、成果が出ています。ここを見ますと、健康増進事業費、がん検診の大腸がん検診、3,993人が受検しまして、これが全体の32.7%で、この中で要精検と言われた人が302人、302人のうち精検を受けた人が249人、82.5%、この中で、がんと言われた人が13人と、このように載っています。

私が申し上げたいのは、精検になっても検査



に行かないという人が一番私は問題にしなればならないのではないかと。

一番いいことは、対象者の皆さんが1万2,222人というふうに令和2年度はなっています。この方が32%、3割ではなくて、もう少し受診率を上げる方法を取るべきではないかと私は思います。この受診率を上げれば、当然がんの発見者も比例して増えてくるのではないかと、私は素人ですけれども、そのように感じるわけです。そもそもせっかく行かれたのに精検をしないというのは一番の問題です。

私はこの間、ある市民から言われたんですが、検診をして、人間ドックに行ったら要精検と言われた、検査してから1週間たったら、その検査表を持ってきて、あなたは要精検となっているから何とか早く検査を受けてほしいと、健康課の人が直接自宅に訪問して促したという話を受けて、大変これは一生懸命頑張っているなど、健康課には敬意を表したいと思います。これを全員にやっているかどうか私は聞いたことがないんですが、大変いいことだなと思って、市民の方も感心して、翌日すぐ行って検査をしたそうです。結果を聞いたら異常なしと言われたと、非常に安心していたんです。そういうことがあるんです。

私は自分の経験から思うと、初めにドックへ行って精検というのはびくっとして、怖くて検査に行けなくなる。何十年前の話ですけども、行かれなかったんです。今は逆に要精検と言われると、喜んで私は行きます。検査したほうが間違いない。進んで行くようになっています。

ですから、初期というのは非常に不安が多いものですから、そういうことが皆さんあると思うんです。やっぱり健康課の方が直接うちに行かれば納得するという状態があったものですから、今後そういうことをぜひ続けていって、この受診率、要精検の受診率も上げるように心

がけていただければ大変ありがたいと思います。

この部分でなくても、ほかに全部、がん発見者というのは、ここに出ているとおり、かなりいるんです。もう一歩進みますと、40歳以上しかがん検診を受けていない。新庄市では引き受けていないです。そうでなくて、やっぱり必要と思われる、PCR検査ではないんですが、自分が検査をやってみたいと思う市民がいれば、検査が受けられるように、受け入れる状態を今後考えていただきたい。そうすることによって、病気は早期発見です。早期発見すれば、一番怖いがんでも何とかなる。遅くなれば、もうしょうがない、金だけかかって元に戻らないんです。そういう病気ですので、その辺を十分、健康課が主体になって考えて、新庄市の今後のがん検診の在り方について、十分に市民から理解が得られるような、喜ばれるような方策を講じていただければありがたいと思います。

その上で、あと次に移ります。

最後に、147ページの7款1項3目観光費、あと10分か。成果表では123ページになります。

エコロジーガーデン第1蚕室の補強の工事ということでここに載っていますが、私がお伺いしたいのは、エコロジーガーデンの交流拡大プロジェクト実行委員会負担金、その下で50万円ずつ載っている。この実行委員というのはどういふ方々が実行委員になっているのかお伺いしたい。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいま御質問をいただきましたエコロジーガーデン交流拡大プロジェクトの実行委員会のメンバーというようなことだと思いますが、こちらにつきましては、利用団体で大まかに組織しておりますけれども、産直、それからNPO、それから亀綾織、それからひつじネットワーク、マルシェの運営母体、それから花の風の会、それから遊び工房、それ

から花まるプロジェクトと、県の建築士会で構成しているものでございます。よろしくお願ひします。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤文一委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** ほとんど利用者がメンバーになっているということだと思いますけれども。ここに負担金として50万円きっちり、それからその下の青山学院大学研究交流事業負担金ということで同額の50万円を、予算どおりきれいに50万円を使っています。この中身はどのような使われ方をしているか、大ざっぱでいいですから教えていただきたい。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** それぞれの負担金の内容ということでよろしいでしょうか。

それでは、エコロジーガーデンの交流拡大プロジェクトの実行委員会の負担金の中身からというようなことですが、この負担金の事業の中身としましては、ゲストハウス・ミノムシの運営支援、それからkitokitoマルシェやtsukutsukuマルシェの運営支援、それからシルクロード・ネットワーク前橋への参加の支援、それから旧第4蚕室リニューアル記念の式典の開催、それから創造交流室の施設の資料提示の整備というようなことで、この負担金を使っています。

それから、青山学院大学との交流事業の負担金でございますけれども、こちらにつきましては在来種のさわのはなの米を用いたスローフードカフェ、東京にございますけれども、そちらで紹介動画を作成していただいて情報発信をしていただいたり、新庄と都市部との食文化の違いを卒論のテーマにさせていただいて発表していただいたり、それから、市内の高校生と協力した中で、コロナ禍における地域空間の変容の調査をしていただいたりというようなことで、そ

の動画を青山学院大学の青学祭という学園祭があるわけですが、こちらや、市内の高校の文化祭等で上映をしていただいたりというようなことで、活動をしていただいているものでございます。よろしくお願ひします。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤文一委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** あとは、そこに宿泊施設が1棟あるわけですが、あそこを利用した人は何人ぐらいおられますか。

**佐藤文一委員長** 暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時48分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** すみません。成果表の124ページに記載がございますけれども、宿泊交流施設の利用者人数につきましては、令和2年度におきましては107名の利用というようなことでございます。よろしくお願ひします。（「終わります」の声あり）

**佐藤文一委員長** ほかにございませんでしょうか。暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後2時50分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。ほかにありませんか。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** それでは私から質問させていただきます。

急だったものですからちょっとページ数が出てこなくて、分かりやすいところから質問させ

ていただきます。

ページ数191ページになります。10款5項4目になります。

こちらにですと、本来ならば新庄市ではハーフマラソン大会が行われますが、令和2年度は行われることはございませんでした。ぜひともやっぱり今年も中止ということだったんですけども、やはり中止が2年間続くということであれば、そのノウハウがどのように継承するのか非常に心配です。やはり各地でもハーフマラソン大会が中止となっており、新庄市でも大分盛り上がっておりますので、ぜひとも令和4年度開催に向けてどのような、今年、令和2年度は開催できなかったんですが、令和4年度に向けてどのような取組をし、おもてなしをして、成功に導いていくか、よろしくお願ひしたいと思います。

**佐藤文一委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後2時59分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 新庄ハーフマラソン大会、いものこハーフマラソン大会の今後についてでございますけれども、平成29年から3年間ハーフマラソンを実施してきたというこれまでのノウハウを、取りあえずまだ、2年間は中止でありましたけれども、ノウハウを持っているかなと思っております。

やはりコロナ禍にあって、県内のほかの大きなマラソン大会も軒並み中止されている、またはリモートということで、実際、実走する、その場をみんなで走るということはなかなかできていないような状況が、昨年、今年と2か年続

いているような状況でございます。

新庄におきましても、ぜひ、ただ走ってもらうだけではなくて、新庄のおいしい物を食べていただいて、新庄の農産物とかを景品として持って行ってもらうとか、そういう部分も楽しんでいただけるような形で取り組んでおりますので、ぜひ令和4年度については実施できるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**17番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番(佐藤卓也委員)** 分かりました。令和元年度ですと、ハーフマラソン大会に出た方が246名、そしてファミリーマラソンを合わせますと693名です。やはりそれだけの人が走っていますし、また私も走らせていただきました。そのときに芋煮なんかを頂きますと、ほかのところよりおいしいんです。やっぱり芋煮しかり、そしておにぎりもおいしかった。そしてまたほかの地域はないアイスクリームも出て、他地域から比べますとかなりいい食べ物、食材を使っておもてなしをしています。やはりそこら辺は自信を持っていただきたいと思ひます。

だからこそ、新庄のハーフマラソンをもっともっと盛り上げるためにも、令和4年度におきましても、コロナ禍が終わったときにはしっかりとしたものをしていただき、そのノウハウを受け継いでいていただきたいと思ひますので、ぜひ今回はゼロということは非常にショックではありますけれども、ぜひとも次年度につなげていていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

さて本題に入らせていただきます。

それでは、決算書になりますが65ページになります。1款1項です。主要施策のほうは3ページをよろしくお願ひいたします。

主要施策のほうの定員管理のほうですが、やはりこちらでは、(イ)ですが、増大する行政

需要はと書いてあります。増大する需要があるにもかかわらず、そして業務数に応じて適正な職員数を確保していくとありますが、やはり業務数が多ければ、要はある程度の職員も必要だと思います。今は会計年度制度を使っておりますけれども、やはりこれから行政需要が増大するならば、ある程度の人数確保が必要なのではないでしょうか。

そしてまた今年からは行政のデジタル化も進んでいくでしょうし、やはり専門的な考え方を持った方も必要です。ぜひとも令和2年度にこのような考え方をすれば、令和3年度、令和4年度におきましても、ある程度の職員数、特に専門家を入れた職員を入れて、その構築をする年ではないかと思いますが、令和2年度に対してこの職員数、そして業務内容、そしてこれからどうするのか、その辺の考え方を伺いたいと思います。

**関 宏之総務課長** 委員長、関 宏之。

**佐藤文一委員長** 総務課長関 宏之さん。

**関 宏之総務課長** 今後の定員管理に関する考え方ということでございます。

昨年度、定員管理計画を策定しましたがけれども、こちらを策定する際は、各課に今後の5年間の見込みを聞いた上で定員管理計画を策定しているわけですが、新たな行政需要、委員おっしゃるようにデジタル化などは、例えばデジタル化計画が策定されて、そしてそれどのような業務が発生するのかというところを見ないと、ちょっと定員管理計画には入れられないところがございますので、今後そういう必要があるとすれば、やはり定員管理計画を見直して、人数も確保するということが必要なんでしょう。

ただ、国では、令和5年度から定年延長を導入するとお聞きしておりますので、地方公共団体でもそれが導入される見込みであると考えております。10年間で5年、65歳まで上げるとな

ると、その間、やはり人数が増えます。やはり新規採用のほうも平準化を図るために採用していかなければいけませんので、そこら辺も来年度あたりから、その定年延長を見越した上で定員管理計画を見直したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**17番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番(佐藤卓也委員)** 分かりました。定年が延びるにもかかわらず、やっぱり延びるだけではなく、やはり新しい人を入れないとどこかでひずみが出てきますので、そこら辺も十分に管理し、またデータ化におきましても、なるべく分かる専門職の方が多々必要になってくると思います。今、総合政策のほうでも室をつくっておりますが、あの人数ではやはり賄い切れないのかなと個人的には思っていますので、ぜひとも来年度以降、そういう定員管理をする場合でも、ある程度のことをちょっと見越して、要は300人以下なんだではなくて、必要なときに必要なものが必要ですので、そこら辺の計画をしっかりつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ページ数127ページになります。4款1項4目ががん検診について伺います。

先ほども新田委員がおっしゃったように、がん検診のことについては、やはり受診率がまだまだ低いです。やはり早期発見、早期治療が必要だと思います。やはりそこら辺を今後上げていくため様々な手を使っておりますが、そしてまた今年度におきましても、逆にならないために、新たなデジタルを使って少し運動しようかということもやっておりますが、やはり様々なアイデア、そして様々な器具を使って、まず健康、そして受診率を上げていかなければ、やはり早期発見、早期治療には至らないと思います。今後におきましても、このようななどのような課題があるのか伺います。

また、この人数です。要は、胃がんで言えば19%となっていますけれども、行っていない81%の人というのは何歳から何歳まで行かないのか、どの地域の人が行かないのか、どの職種の人が行かないのか、そういう分析も必ず必要だと思いますけれども、要は行かない人を集中的にケアすることで検診率も上がるということも、昨年度も私は多分言ったと思うんですけども、そこら辺の改善をどのようになさったでしょうか。よろしくをお願いします。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** がん検診に関する受診率を上げるための方策ということでございますが、課題といたしましては、やはり私どもは受診率の向上に関しましては最大の課題と捉えまして、これまでも懸命に取り組んでまいったところでございます。まずは健康寿命を延ばすための第一歩ということで、受診率をどう上げていくかということでございますが、まず受診率の向上のためには、検診を受けない理由としまして考えられますのが、健康に自信がある、また、定期的に通院している、受ける時間がない、費用がかかる、結果が分ると怖い、そういった理由があるのかなということで考えております。

そういった中で、平日でなく休日の午後の検診を設定していたりとか、また、検診を受けた方で事前に申し込んだ方で、その後今年度は申し込んでいなかったような場合、そういった方に電話で勧奨しまして検診を受けていただく、そういったこともしまして、なるべく検診を受けていただけるような分析もやはりしながらやっていかなければいけないということで、マンパワーも活用しながらそこは取り組んでまいっているところでございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。

逆に言えば、何というんですか、職業でどの方が行かないとかというそういう分析もなさっていますか。また、年齢的にどの方、どの年齢層が行っていないとか、そういう分析はどのくらいなさっているのでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 受診している年齢層の分析ということですが、ちょっと私のほうでは今は分からないんですけども、がんの占める割合、年齢別の死因とかですが、男性に関しては40歳代の前半から80歳代後半までの方が多。また、女性では30歳代前半から80歳代後半までが死因の一因となってございます。男性では60歳代後半、女性では50歳代後半の方が特に割合が大きくなっているということもありまして、そういった分析をしながら、そういった層の年齢層の方に受診していただけるように、こちらとしても特定した年代とかも含めながら、受診率が上がるように取り組んでいるところでございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。

特に、やはり行かない人には特定の理由があると思います。これは、費用がかかる、かからないに、要は簡単に言えば、受診料が1,000円であろうが1万円であろうが、ましてやただであろうが、行かない人は行かないです。やはり行く環境がなければ行かないと思いますので、そこら辺もしっかり分析していただきたいと思います。

これは、市議会の中でも、費用をただにすれば行ってくれるのではないかといいま。けれども、行かない人は理由をつけて行きません。

ですから、行く理由をつけるような形をしっかりとさせていただく。また、その地区に思い切って出向く。もし農家の方が逆に行かないとなれば、その地区に入って行って、要は稲刈りや田

植の前に行っていただく。そういった集中的なことをすることによって、がん検診を上げていく。それが、逆に言えば新庄方式の新しいがん検診のやり方だと思いますので、そういった思い切ったやり方がある程度したほうが上がると、私は思っております。ぜひともそういう思い切った考え方、新庄方式みたいな形をしていただき、あくまでもがん検診は誰のためかと言えば市役所のためではありません。あくまでも自分のためですので、自分の身のためと思えば、早めに検診していただき、早めに見つけ、それが家族のためにもなりますので、そういった思いを持っていただき動くことが必要だと思いますので、今後の施策に反映していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、ページ数141ページになります。6款2項1目森づくり推進事業についてお伺いいたします。成果表になりますとページ数が116ページになります。

陣峰市民の森管理運営事業ですが、こちらについて、やはり管理運営費になっております。令和2年度はコロナがはやりまして、個人の方々がやはり海や山に行く方が多い。その中でもまたトレッキングなどがはやっておりまして、要は、あくまでも密になる場所を避けていく方が多いようです。その中におきまして、これからはトレッキングであれば陣峰市民の森へ行っていただき、要はきれいな空気を吸ってほしいと思っていますが、やはりここについては、維持管理費のみです。昨年も質問いたしましたが、行っていただかなければ分からないんですけれども、ここについてはあくまでも維持管理費なのか。それとも運営まではしないんですか。ぜひともここはPRするなり、ある程度しっかりしたものをしなければ知っていただけないでしょうし、行っていただけないと思うんですけれども、そこについてこの事業費にはどのようなことが含まれているのかお聞

きしたいと思っております。

**三浦重実農林課長** 委員長、三浦重実。

**佐藤文一委員長** 農林課長三浦重実さん。

**三浦重実農林課長** 森づくり推進事業につきまして、この事業につきましては、山形県のみどり環境交付金事業ということで取り組ませていただいております。

陣峰市民の森についての御質問だったと思っておりますけれども、陣峰市民の森につきましては、昨年案内看板の設置をさせていただいたところでございます。また、今年度につきましては、維持管理の部分は当然のことでございますけれども、県産材活用促進推進事業の中では、今まで木札とか拍子木、あと木組みを使った事業に取り組んでおりますけれども、今年度、デジタル化に向けまして、陣峰市民の森案内リーフレットがございます。そのリーフレットを何とかデジタル化できないかということで、職員が市のホームページにアクセスをしますと、そのリーフレットが出てきて、それが四季を投じた写真、またどのようなコースをたどっていくとどのような景色が見られるのか。そのような形で、令和3年度でございますけれども、取り組ませていただいているところでございます。以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** これは令和2年度の決算ですので、令和3年度には踏み込みませんけれども、やはり陣峰市民の森のイメージアップというんですか。やっぱり行っていただければよさがとても分かる場所でございますが、やはり知らない、見たことがないということも含めまして、やはり令和2年度のときにある程度しっかりしたものを立てて令和3年度へ行ったと思います。これからもあそこをしっかりとPRし、これからも皆さんに使っていただきやすい環境整備が必要だと思うんですけれども、令和3年

度はマップを作ったということなんですけれども、やはり行ってよかったという環境整備も令和2年度中には起こす必要があったと思うんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

**三浦重実農林課長** 委員長、三浦重実。

**佐藤文一委員長** 農林課長三浦重実さん。

**三浦重実農林課長** おっしゃるとおり令和2年度の事業、今年度につきましては、商工観光課と一緒に職員がどうやったら陣峰市民の森の有効活用ができるんだろうかということで、関係機関と会議をこれから開催して、やっぱり農林課部門だけでは解決できない問題もございますので、連携を強化しながら事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。ぜひとも皆さんに知っていただき、そして行っていただければ、様々な市民の方から意見をいただき、いろんなアイデアが出てくると思いますので、そういった意味でもエコロジーガーデン、原蚕の杜もそういった活用をして発展した場所だと思いますので、陣峰市民の森もそういった場所になるように、これからも努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、ページ数143ページになります。7款1項2目になりますが、新庄市イメージキャラクターブランディング事業かむてん実行委員会負担金ですが、令和2年度もやはりコロナ禍によって、なかなかその実行委員会がどのようにいったのか、ちょっと姿が見えなかったものですから、令和2年度においてどのような事業を起こし、どのような活躍をしたのか知らせていただければ、よろしくお願ひします。

**佐藤文一委員長** 暫時休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時18分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** 大変申し訳ございません。

イメージキャラクターのブランディング事業でございますが、こちらにつきましては実行委員会形式を取りまして負担金を支出しているということでございますが、なかなかコロナ禍で出ていけないということもございまして、なるべくウェブ上での活動をしてきたところでございます。

このイメージキャラクターかむてんを用いましたクラウドファンディング事業でありますとか、そうしたものを活用して市内の商品を売り出す、そういった事業にも取り組んだところでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。新しくSNSだったり、いろんなウェブ上で活躍しているところだったので安心しました。いろんなところで活躍していただきたいと私も思っております。ぜひともこのコロナ禍を逆によく活用することによって、かむてんの魅力発信をしながら、地域の経済を回していく一助になればいいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その次に、同じ143ページになりますが、工業振興対策事業費、成果表でいいですと118ページになります。

地域定着型キャリア教育推進事業。簡単に言えば新庄市のShin-jobの開催ですけれども、やはりこれを毎年開催することの効果はかなり大きいと思ひます。やっぱり地元の中学生に地元の企業を知ってもらうととてもいい事業だと思ひ

ますが、コロナ禍においてどのような事業を行ったのか。その内容が分かればお知らせください。よろしく願いいたします。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** 地元定着型キャリア教育推進事業につきましてですけれども、成果表にもありますとおり、中学生の職業体験、いわゆるShin-jobというもので、各中学校、5校あるわけですけれども、そちらで開催させていただいております。コロナ禍でなかなか開催が危ぶまれたんですけれども、昨年何とか5校で開催することができております。生徒さんも347名の参加を得まして、出展企業、団体につきましては18社ほど参加していただいております。

中学生に地元の企業の魅力を発信する事業の実施によりまして、若年層の地元定着や地元の回帰を目指すものでございまして、こちらを継続していくことによって、やっぱり外に進学した後でも新庄の企業に帰ってきたいというような思いをはせていただけるような事業にしていきたいと考えてございますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

**17番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番(佐藤卓也委員)** 分かりました。ぜひとも続けていっていただきたいと思っております。

こちらなんですけれども、市内の中高生なんですけれども、一番問題を抱えているのは親です。親も地元企業が分からないという方が多いと思っております。そのためにですが、このところはあくまでも中高生で、親の方、保護者の参加は特にないということなんですか。前やったときは少し親の方が、PTAの役員の方々が来ていたんですけれども、やはりこれは親も一緒に参加するような形ですと、より効果が発揮できるような形になると思っております。ただ、平日ですのでもなかなか来られる方は限られると思いま

すが、ぜひとも保護者の方も一緒にできるようなことも必要と、今後行うときに考えられると思うんですけれども、そこら辺の幅の広げ方についてはどのように考えているのでしょうか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員おっしゃるとおり、各学校の案内の仕方によって変わるわけですけれども、新庄中学校におきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり保護者の参加も見られるということでございます。そういった取組があるとすると、より親から、新庄は何もないのではなくてこういう企業があるから帰ってこいよというような声かけもしていただけるのかなと思っておりますので、そういった点についても注力しながら実施していければと思っております。よろしく願いいたします。

**17番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番(佐藤卓也委員)** 分かりました。ぜひ教育長、よろしく願いいたします。やっぱりここです、保護者の方が、前も市長が言っていたように、何もないんだよと親が言ってしまうと、子供は信じてしまいますので、子供はこんな企業があればと知っていただくことも必要ですので、ここら辺は教育委員会並びに教育長の熱い御指導をよろしく願いしたいと思っております。

最後になりますが、ページ数185ページになります。下段になりますが、10款5項6目文化財保護管理事業費。

こちらに地域おこし協力隊の報酬が載っております。やはり協力隊の方々が新庄市に来られる場合ですが、他県から、今回文化財保護の関係では新庄市に来ていただいた方は他県からです。特に雪がない方が来ているのかなと思っております。

そうした場合、やはり国の基準のような地域おこし協力隊の費用の在り方だったりしますと、



かなり地域おこし協力隊は不便ではないかなと感じております。車の仕方だったり。やはり他県からこの新庄市をわざわざ選んで来ていただき、そして定住まで含めるのであれば、ある程度国の基準に倣いながら新庄らしい地域おこし協力隊を求めていくのが、もっと増えるのでしょうか。令和3年度、令和4年度も地域おこし協力隊を募集するわけですから、やはりここは雪国ですので、雪を見越したやり方、新庄らしい地域おこし協力隊を求めていく姿が必要だと感じますが、令和2年度におきましてそのやり方をどのように考えているのかお伺いしたいと思っております。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 地域おこし協力隊、他県から来ていただきまして活躍していただいて、本当にありがたいなと思っております。

この新庄の地域の中でやはり一番残っていたのは、私常々言っているんですけども、この地域の中でコミュニティーをつかって、生かされるというか、自分が求められているというようなことが一番喜びになっているのかなと思っております。今、佐藤委員から言われたような新庄の地域おこし協力隊、定住に向かって求められる支援等も考えなければいけないかなと思っておりますし、また、新庄でぜひ輝けるような地域おこしの魅力ある、何というんですか、仕事というか、そういったアピールもこれからしていかなければいけないのかなと思っております。

例えば、これからはやっぱり地方でいろいろITを活用していろいろなことができるとか、新しい生活が生まれてきていますので、その辺も十分考えていきたいと思っております。以上です。

**17番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番(佐藤卓也委員)** そういった意味では協

力隊の方々にいろんなアンケートだったり、要はいろんな、もし不都合があればその不都合を解消し、より使いやすい補助制度だったり、新庄版の改造みたいな形、改造というと失礼ですね、ブラッシュアップですか、していく必要があると思います。だからそこら辺の聞き取りなんかを、今回は文化財でやっていますが、商工あたりでも地域おこし協力隊が入っていますので、そういった聞き取りだったり、やりやすい、地域おこし協力隊が活動しやすい支援をするべきだと思うんですけども、そこら辺いかがでしょう。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 今、県も、あと最上であれば最上総合支所が中心になってやっておりますけれども、ちょうど今おっしゃったように、この最上地域で地域おこし協力隊に赴任されている方が交流を持つ場をつくらうということで、その中で様々な意見をいただくという形で、今までですと各市町村個々でやっていたけれども、そういった形で交流会をしようという流れができております。これは県単位まで及んでおりますので、そうした中で様々なアンケートというよりはいろんな意見を直接交流の中で聞かれる場、そうしたものを大切にしたいと思っております。

**17番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**佐藤文一委員長** 佐藤卓也委員。

**17番(佐藤卓也委員)** 分かりました。ぜひとも新庄市に地域おこし協力隊に来ていただき、そして定住していただくのが一番理想でございます。そのためにも、あくまでも縛られるのではなくて、特に新庄市はやっぱり雪が多いですので、雪国を体験したことがない方が来たとき、どのような対応をするのかというのは、なかなか私たちでは分からないことがありますので、そういったことを含めながら地域おこし協力隊

にますます来ていただけるような新庄市をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。私からは以上です。

## 散 会

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 本日はないようですので、以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は明日9月17日金曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願ひます。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時28分 散会

## 決算特別委員会記録（第3号）

令和3年9月17日 金曜日 午前10時00分開議  
 委員長 佐藤 文一 副委員長 庄司 里香

### 出席委員（17名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 叶内恵子 委員
3番 新田道尋 委員	4番 八鍬長一 委員
5番 今田浩徳 委員	6番 押切明弘 委員
7番 山科春美 委員	8番 庄司里香 委員
9番 佐藤文一 委員	10番 山科正仁 委員
12番 奥山省三 委員	13番 下山准一 委員
14番 石川正志 委員	15番 小嶋富弥 委員
16番 高橋富美子 委員	17番 佐藤卓也 委員
18番 小野周一 委員	

### 欠席委員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 小松 孝
総務課長 関 宏之	総合政策課長 渡辺安志
財政課長 荒澤精也	税務課長 佐藤 隆
市民課長 伊藤幸枝	環境課長 小関 孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長 伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長 西田裕子
健康課長 山科雅寛	農林課長 三浦重実
商工観光課長 柏倉敏彦	都市整備課長 長沢祐二
上下水道課長 矢作宏幸	会計管理課長 兼会計課長 荒田明子
教 育 長 高野 博	教育次長 兼教育総務課長 平向真也
学校教育課長 高橋昭一	社会教育課長 渡辺政紀
監査委員 大場隆司	監査委員 局長 津藤隆浩

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	小関紀夫
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	横山浩

### 事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主任	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小松真子

### 本日の会議に付した事件

議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について  
 議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

## 開 議

佐藤文一委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は17名です。

これより9月16日に引き続き決算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、9月16日にも申し上げますが、再度確認のため本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。質疑は答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守するようお願い申し上げます。

以上、ただいま申し上げます点について特段の御理解と御協力をお願いいたします。

### 議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

佐藤文一委員長 それでは、16日の審査に引き続き、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、一般会計の歳出に関し質疑ございませんでしょうか。

18番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤文一委員長 小野周一委員。

18番（小野周一委員） おはようございます。

それでは、ちょっと決算書で探すことができませんでしたので、主要施策の65ページの5番目の放課後児童クラブ（学童保育所）の開設についてお聞きしたいと思います。

その中で、日新放課後児童クラブについてお聞きするわけでございますけれども、日新放課後児童クラブは、私から言うまでもなく、旧新庄農高の星芒寮等を大改築して今に至っているわけでございます。昭和50年に建築された寮でありますけれども、平成25年に大規模改修し、また令和2年に内部改修し、新庄市では一番定員数の多い学童保育所であります。

そういう中で質問するわけでございますけれども、恐らく監査委員の方々も施設の監査で回って行って、恐らく指摘されていると思うんですけども、多くの元気のある学童がそこでやっているわけなんですけども、学童の安全確保に十分に配慮された施設の内容であるのか。その辺、原課でどのように把握をされているのか、お聞きしたいと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。

佐藤文一委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 おはようございます。

日新放課後児童クラブの安全確保についての御質問です。委員おっしゃいましたように、日新放課後児童クラブにつきましては、旧農業高校の星芒寮を借り受けまして、平成25年に約4,000万円ほどかけまして大規模改修を行ったところです。

建物自体は昭和50年に建設されたもので、45年を過ぎているというところではございますけれども、全体的なこれまでの経年劣化、それから雨漏り等が避けられない状況となっております。

全体の状況ですけれども、昨年度、業者にお願ひしまして、使っていない部分、2階部分も含めた調査をお願いしたところでした。そうしますと、壁、外側、外壁のクラック、それから内部の雨漏り等により2階部分はかなり傷んでいるという状況で、今年度、屋根の防水の改修と、それから併せまして床、それから壁、それから外壁等の改修、約1,875万円ほど予算を取っておりますが、改修を行うというような予定となっているところです。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**佐藤文一委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** やはり新庄で一番の学童がそこで生活しているわけでございますので、非常に何か、今、課長が言いましたけれども、穴が開いていたり、今現在ですよ、そういう現状であるといった場合、令和4年に関してどのような予算づけをして、さらに改修を図っていくのか。それをお聞きしたいと思います。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、西田裕子。

**佐藤文一委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 今年度、かなりの金額を投じまして改修をまず行うということとしておりますが、やはり何年も使うということには少し無理があるかなと考えているところです。

90名という人数も多いところですので、1か所に集めてまた建て替えをするのか、あるいは小学校の空き教室等を利用して、2つに分けて運営していくのかなど含めて、今後に向けて検討する時期ではないかと考えているところです。

今後、様々な角度から検討しながら、日新放課後児童クラブの在り方について考えていきたいと思っているところです。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**佐藤文一委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 大変、課長より、学童の安全確保に対して前向きな回答を得たんですけれども、それよりも、もう半歩でもいいから、やはり内部で、課長個人の考えじゃなくて、内部で検討を始めていったらどうかと私は思います。ということは、課長答弁にあったんですけれども、昭和50年に建築された星芒寮ですよ。非常にやはり劣化が激しいと思います。

そしてこれを、言えば、これからの学校関係の建築に係ると思うんですけれども、萩野学園なり明倫学園なり、学童保育の関係もある程度建設しているわけですね。そうすれば、じゃあ仮称日新学園ができるまで我慢をさせるのか。その辺もやっぱり内部で検討してほしいなという思いでありますので、よろしくお聞きしたいと思います。

**佐藤文一委員長** 答弁はよろしいでしょうか。

**小松 孝副市長** 委員長、小松 孝。

**佐藤文一委員長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** 日新放課後児童クラブの今後の在り方ということになりますけれども、今現在、相当、躯体構造も含めて傷んでいるということは認識しております。

それを踏まえて、今年度、屋根、外壁等の改修を行う予定ですけれども、今後においてということですが、放課後児童クラブの在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**佐藤文一委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 次に、決算書の113ページの3款民生費2項児童福祉費1目児童総務福祉費の児童扶養手当、特別児童扶養手当の取扱い事業費についてお聞きします。

これに関連しては、主要施策の71ページの3番に特別児童扶養手当が記載してありますけれ

ども、これによりますと、やはり新庄市の場合、1級、2級合わせて70名の方が認定され、そして、その家族というか、手当を、国の費用ですけれども、全額手当を受けております。

そういう中で、私がお聞きしたいことは、新庄市は申請の窓口となるわけなんですけれども、その認定は県でするわけなんです、県の判定医で、今回70名の児童が支給の該当になったんですけれども、何名の方が新庄市の窓口で申請の受付をなされたのか。まず、お聞きしたいと思います。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。**

**佐藤文一委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。**

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 特別児童扶養手当についての御質問です。**

申請件数ですが、過去3年にわたっての申請件数を申し上げますと、平成30年度におきましては11件、令和元年度については5件、令和2年度につきましては10件の申請がございました。

以上です。

**18番（小野周一委員） 委員長、小野周一。**

**佐藤文一委員長 小野周一委員。**

**18番（小野周一委員）** じゃあ課長、ここに書かれている1級障害児支給対象児童数が29名、2級障害児が41名、この方が全員申請したわけじゃないんですか。県に申請して、県で何人認可されたんですかと私は聞いているんですけれども。

これは市が申請の受付をして、そして県の委託を受けた判定医が審査の判定をするわけですよ。市は審査の結局、申請の受付だけですよ。だから、何件受付をして、何件、県により、その医者により認定されたのか。例えば承認審査を窓口で、申請を受付して、それを県に進達して、それが100%認定されたのか。その辺、ちょっと私は聞きたいんです。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。**

**佐藤文一委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。**

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 申し訳ありません。**申請につきましては、再申請、それから新たな新規の申請などがございまして、ただいま申し上げましたものは、それぞれ新規の申請の件数でございます。

今、手元に、再申請ですとか、再認定、あるいは住所変更等の申請も全て含まれての申請数になりますので、それを合わせた数を手元に準備はしておかなかったのですけれども、ただいま申し上げました新規の申請件数につきましては、平成30年度11件の申請に関しては、認定が8件、却下は3件でございました。令和元年度につきましては、申請件数が5件、認定が5件、却下はございませんでした。令和2年度につきましては、申請件数は10件、認定は8件、却下は2件といった結果でございました。

以上です。

**18番（小野周一委員） 委員長、小野周一。**

**佐藤文一委員長 小野周一委員。**

**18番（小野周一委員）** やはり今、課長の答弁を聞くと、新庄市の場合、それなりのやっぱり県の判定医が判定なされてくれたなという思いであります。ということは、皆さんも仕事で読んだと思いますけれども、09から19年までの10年間で障害手当の却下が非常に増えているというわけですよ。それは専門の判定医が判断されるので、我々は口を挟むわけじゃないんですけれども、しかしそういう中で、特に東北6県を見ますと、山形県は23.8%の却下率ですね。秋田県は零%、岩手県は0.2%、そして福島は9.6%、宮城が6.4%、青森が4.1%となっています。

やはり、これを読者が見た場合、どう思うんだろうなと私は思って、新庄市はどうなんです

かという質問をしたんですけれども、今、課長答弁では、やはり判定医は、私から言わせると、ある程度正確な判定をなされてくれたなと思います。

ただ、私は残念なことは、そういう中で、発達障害の判定に課題があるという新聞報道がされています。この場で、私も発達障害とって質問させてもらった経過がありますけれども、幾ら新庄市で審査、申請の窓口になったとはいえ、何らかの形で県とそういう会議の場があるとすれば、やはりこういうマスコミで流されているこういうことは加味して、そういう会議に臨んでいってほしいなという思いであります。

そうすれば、障害児を持つ親御さんたちもある程度、市は申請の窓口なんですけれども、そういう姿に恐らく理解をしてくれるものであると思っておりますので、まずよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、決算書の147ページですが、7款商工費1項商工費、そして4目企業誘致費になっている企業誘致対策事業費であります。これについては、主要施策の124ページに、ある程度、令和2年度の企業誘致事業に関する事は書かれているんですけれども、この企業訪問をした結果、経過というものをお知らせ、これは議会に周知することができると思ひます。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいま、昨年度の企業訪問の状況、経過というようなことで御質問いただきました。

こちらにつきましては、市内に立地する企業の本社のほうに、現在の状況確認、それから今後の、市で立地している企業の増設、それから設備投資等の状況をお聞きするという事で参っているものでございまして、それに基づいて、また困りごとがあれば、その企業と市内の立地

企業をつなぐというような活動についても行っているところでございます。

企業訪問につきましては、新たな誘致企業の発掘といった意味合いよりも、現在、新庄市で操業している企業の本社等を訪問しながら、今後もよろしくお願ひしますというような形で御挨拶に行っているというようなことでございまして、御理解いただければというように思ひます。よろしくお願ひします。

**18番(小野周一委員)** 委員長、小野周一。

**佐藤文一委員長** 小野周一委員。

**18番(小野周一委員)** 普通、我々はこの細目を見た場合、企業誘致対策事業といった場合、新たな企業誘致とも考えるんですけれども、今、課長答弁では、既存の企業誘致されている本社に行つて、いろいろな問題なり、いろんなことを聞くための事業だと、そう私は受けたんですけれども、じゃあ今、新庄市、高規格道路もある程度開通のめどが立っております。やはり、この新庄市、東北のへそでもあります。

そうした中で、今までの企業誘致の成果が表れ、私の会社は、そこも高規格道路が開通する見込みだから、そこに立地していきたいやと言つた場合、そういう場合どのような検討に入つているんですか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員おっしゃるとおり、これまでは工業団地の空き状況が多かつたものですから、誘致、誘致ということで進めてきたところでございます。

現在、委員も承知のとおり、残すところ中核工業団地の1区画というようなことになってございますので、新たな企業誘致については手をこまねてはられないということで、庁内での工業用地の在り方についての検討委員会を立ち上げたところでございます。

その中で、どういった手法で今後整備をする、



または誘致を進めていくのかについても、現在、庁内の中で検討させていただいているところがございますので、その内容がある程度見えてきた段階で、議会のほうにもお示ししたいというように考えてございますので、御理解いただければというように思います。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**佐藤文一委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 私が言うまでもなく、そこに2つの、新庄市に工業団地が造成されて、今、課長の言ったとおり、今1区画だけ残っているわけですよ。

しかし私は、新たにあのような大きな工業団地を造成するとは私は言いません。しかしながら、やはりこのような高規格道路の開通の見込みがあって、やはり新庄市で企業立地をしたい、または会社を拡大したいとなった場合、なってくるの、やはり用地ですよ。

今、内部で検討していると言ったんですけれども、企業はやはり来年、再来年と待っていませんよね。そういう情報というものを、やはりこういう、この事業を通して早く入れて、内部で検討していると言うんですけれども、じゃあ私はお聞きしたいと思います。

農林課長、どう思いますか。まさか山に持っていくわけにいきませんよね。まちの真ん中に、住宅地に持っていくことはできませんよね。

そして、農業委員会会長、内部で検討しているとすれば、どのような検討をなされるのか。

そして、都市計画の課長、用途関係はどうするのか。

やはりこれは市の政策としてトップから下ろしてこないと、幾ら内部でやったって、私は進まないんじゃないかと思います。

せっかく新庄に魅力を感じ、行きたいと言ったとき、ちょっと用地がないから待ってくださいと言えますか。それは内部で、先ほど言いましたが、農林課、農業委員会、そして用途関係

の都市整備課なり、やはり副市長をトップにして、そういう検討委員会というよりも、もうプロジェクトチームみたいなものをつくって、やっぱり私はすべきだと思います。

いつ来てもいいような、やはり段取りをしてこなければ、せっかく新庄市に魅力を感じ、来ようとした企業に対し、私はぶじょほだんねがってが、すみません、本当にそう思います。

来ていただければ、さらに新庄市、最上地域の雇用のためにもなりますし、そしてまた地域経済の活性化のためになりますよね。

ただ、私が心配することは、行きたいといっても、用地どうしますかと、それすらまだ青写真が載っていないとすれば、私はいかがなものかなと思います。

私は、3番目の工業団地を造成してくださいという意味ではありません。やはり小規模的な、そういう用地を確保する段取りというものを、副市長を先頭に、商工課、農林課、農業委員会、規制をかけているわけなんですから、それをどうやって新庄のやはり施策として反映させるのかということ副市長にお聞きしたいと思います。

**小松 孝副市長** 委員長、小松 孝。

**佐藤文一委員長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** 御質問にありました施策の部分でございますけれども、まさに雇用の創出というものは新庄市にとっても重要な進むべき施策だというふうに感じております。

その際に、工業団地の残りがあと1区画の5ヘクタールということでございますので、昨年度から内部で関係課が集まりまして、検討会というものを立ち上げております。その中で議論を継続しているところですが、その際の検討の材料としましては、今後の経済動向を含めて、どの程度の工業団地を造成していくとか、具体的に候補地の中からどういうふうにして選定していくのかという部分で今現在検討している

ところでございますので、その内容がまとまった段階、方向性が示せる段階になりましたら、議会の皆様にお示ししていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**山尾順紀市長** 委員長、山尾順紀。

**佐藤文一委員長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 大変ありがたい質問、ありがとうございます。

先ほどの中で、私、まちの中で、新聞広告の中で、新庄にある製材会社が100名の正規職員を募集というようなチラシを出しているわけで、一番心配されることが、企業誘致と人材確保という観点から内部でも検討の大きな一つになっております。

そうした意味で、企業誘致戦略の中で、本社を訪ねるといふ大きな目的は、やっぱり様々な理由で、本社からこのまちの企業を撤退されるということが一番怖いわけでありまして。

例えば、米沢のある靴屋の会社が、この経済動向で、一番最初に百何名の会社が閉鎖に追い込まれたというお話もあるわけです。

やっぱり本社との関係を十二分に良好にしておくということがとても大事であるというようなことで、私になってから、工業団地70%ぐらいだった今、95%ぐらいになって、その誘致を進めてきたけれども、今ここに来て、やっぱり人材確保ということが大変大きな課題になってきております。

我々の時代は、やっぱり団塊の世代の次の時代の人たちは、人がいっぱいいたイメージでいるんですけども、現実にはやっぱり高校卒業するお子さん方は、半分以上が高学歴志向で新庄を離れてしまう。残った方々の人数というものはかなり限られてきているというようなこともあって、そういう意味で、Shin-jobとか職業体験などを仕掛けていますけれども、すばらしい企業があるということをもっと知らせていくという意味もあって、様々な取組をし

てきているわけでありましてけれども、今の大きな課題は、工業団地の中のやっぱり企業拡大に対応した人材確保というようなことにも力を注がなくてはいけない。

新庄で一番大きな会社が今回新たな投資をするということで、300人ぐらいというような話もございますので、その人材をどういうふうに確保するかということも担当者としては非常に大きな課題を背負っているところであります。

一方で、企業団地の拡充というようなことにつきましては、確かに第3の大規模な工業団地については、今のところ、先ほどの人材の確保という観点からいったら非常に難しいところがあるわけですが、しかしゼロというようなことにはしておけないということで、内部で市内の、市の有力な土地をもう一回総ざらいするとともに、適正な規模の拡充もできないかというようなことを検討しているということをごひ御理解いただきたいというふうに思います。

**18番(小野周一委員)** 委員長、小野周一。

**佐藤文一委員長** 小野周一委員。

**18番(小野周一委員)** 私が言いたいことは、やはり、市長の言うことも分かります。しかし、高規格道路の開通の見込みがあって、新庄市に魅力を感じて、来たいといった場合、既存の雇用関係、人がいますよというんじゃないで、やはり来たいという場合は、やはりその用地の確保もある程度しておかないと、あるいは、それはうまくないんじゃないかなと私は思って今、決算で言ったわけでございます。

これはやはり実際に今あるんですね、事業を拡大したいと。でも、やはり規制がかかっているものだから、どうしようもないんだと。だから、それはやはり新庄市の市の施策として、やはり今言った原課の方々が話し合って、その規制の網を取り除くことができるのであれば、そういうことも必要ではないかという思いで述べさせていただいたわけでございますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**15番(小嶋富弥委員)** 委員長、小嶋富弥。

**佐藤文一委員長** 小嶋富弥委員。

**15番(小嶋富弥委員)** じゃあ私から、小野委員の熱い思いの次で、大変未熟な質問をさせていただきたいと思いますが、決算書の89ページの第2款総務費1項総務管理費、これは成果表の19ページであります。市有財産の保全状況、工事、8,000万円何がしの工事をいたしました。

私もかねがね、その前の駐車場をもう少し整備すべきでないかというようなことで、何十年前の銀のつばさ延伸みたいな看板も、つばさが開業してから二十何年もそのままの看板じゃいかげなかなというようなことを質問させていただきました。

それで、そういうことがあるかないか分からないけれども、とにかく大変いいぐしてけた、8,000万円もかけて。

そして、できれば、もう少し道路側のブロック塀をきれいな形にしてくれればなおいいのではないかなという思いもあったんです。

なぜかと申しますと、市役所は市民の顔だ、みんなの顔だ、それをやはり整備しておかないと、やっぱり新庄市何だと。私も行政視察とか、ほかの市に行きます。やはりそれなりにメンツを保つような門構えになっています。最近長井とか赤湯とか替えて新しいものをやっている、あと尾花沢だな。

やっぱりそういったことも勘案しなければならないわけで、大変白線も引いて、そして、その前の自転車小屋の駐車も取っ払ってATMを入れました。

そこで、まずお聞きしたいことは、駐車場を何台整備するようになったか。あと、そのATMをしたのは、前は私が利用していた銀行がなくなって、また新たな銀行が入ったと。そし

て、そのいきさつは、どうしてそうなったかと。そして、そこは有償か無償か、まずお聞きします。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 庁舎の耐震工事に絡んで、それぞれ平成25年から始まったというような経緯がございます。

この間、耐震補強工事、また東庁舎、西庁舎の部分でそれぞれ、東庁舎のほうに新築と、西庁舎については解体というようなことで、これまで整備をしてきたというようなことでございます。

初めに、ブロック塀の話と、あと自転車小屋の話がございましたけれども、実際に委員おっしゃいますとおり、それ相当に、前の三角地の看板の撤去であったりということで、きちんと整備されたと思いますけれども、今、御指摘のあったとおり、ブロック塀については今までの状態の中でそのままになってしまったと、おざなりになってしまったということがございます。

あと、自転車小屋については、当時、東庁舎を建設する段で、自転車小屋の設置ということで考えておったわけですが、ただ建築確認上の問題で、逆に自転車小屋を整備する中で、本体の、いわゆるこの庁舎の防火対策の面で、いわゆる網ガラスみたいな形で整備をしないと、そっちのほうは建築基準に照らし合わせると許可が出ませんよというような言われ方もされておったというようなことで、自転車小屋の設置についても、ちょっとそこは保留させていただいている状態です。

今現在、駐輪場としては区画線を引きながらやってございますけれども、実際に強風なんかで将棋倒しになっているということで、いろんな苦情も承っておりますので、その辺については、実際にブロック塀も含めて、今、冬を迎えますので、来年度以降の中でブロック塀、ち

よっと朽ちているところもありますので、そこと、あと自転車小屋の整備、その辺について、来年度以降、計画していききたいなというふうに思います。

また、ATMの部分で、今2基というか、しんきんろうきんがございしますが、実はしんきんのATMについては撤退したいというようなことで、10月までに撤去して、原状復旧させていただきたいというふうなお話もございしますので、そういった、逆にそこが空きスペースとなりますので、駐車場の台数の部分、今、実際に引いている部分も含めて、その辺に自転車小屋なんかを設置できればなど。

この辺については、建築確認の問題もございしますので、県と協議しながら進めていければなどというふうに思っております。

また、駐車場整備については、全部で55台分、あと身障者について4台程度ということで、今までが全部で40ぐらいの区画だったので19台ほど増えたというようなことになってございます。

以上でございます。(「賃料」の声あり)

賃料は頂いております。すみません、ちょっとお待ちください。

**佐藤文一委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**15番(小嶋富弥委員)** 委員長、小嶋富弥。

**佐藤文一委員長** 小嶋富弥委員。

**15番(小嶋富弥委員)** ありがとうございます。大変、環境がよくなって、安心して来客していただけたと思うんです。

私が申し上げたいことは、駐輪場が何で雨ざらしになって、そこは私、今、自転車で来ましたので利用しました。そうしたら、6台分の入るような、こうなったけれども、実際は今の

自転車は必ず前にかごがついていますので、6台並べられない、3台だ。そして、8台並べると、今度、風吹くと倒れる、昨日も倒れていた。

あと、こっち見たら十五、六台止まっている。恐らく、今日見ていたら、来客の御婦人がどこに止めていいか、うろうろしていた。そこは恐らく市の職員の方々も止めているんじゃないか、止めていませんか。その辺いかがでしょうか。総務課長、分からないか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 職員の駐車についても、正面で使われている方と、裏に置かれている方ということで、台数までははっきりしませんけれども、おおよそ50台くらいは、恐らく前後であろうかと思えます。すみません。

**15番(小嶋富弥委員)** 委員長、小嶋富弥。

**佐藤文一委員長** 小嶋富弥委員。

**15番(小嶋富弥委員)** 使っていいわけですよ。

ただ、職員の方々だって通勤に使うわけけれども、職員だって雨ざらしでは何だと。ましてや市民が、今SDGsとかノーカーボンとかという、あんまり車とか乗るな、人どこしろというような時代に、駐輪場も、屋根のかかっていない駐輪場なんていうのは笑われるんじゃないかと私は思うんです。誰が笑われるかと、我々市民が笑われるんだから、やっぱり恥ずべきことよ。

だから私は、こういう機会を与えられて、いかがですかなというような、しているわけで。金かかる、何したって金かかるので、8,000万円もかけてかげだなさ、駐輪場に何ぼかかるか知らないけれども、金ないからしゃあないなんというのはおかしいんじゃないかな。

やっぱり、私がお願いしていることは、されない理由、金がないからできないというのは一番簡単だと思うんです。潤沢な金があるなんて誰も思っていないけれども、ないなりに新庄市、

これだけのものを設備造って、いっぱいやってきた駐車場。私はそこをお願いしたい。

だから、やっぱりそういう市民の、俺は市民の1人に選ばれたと自負しているから。少し意見をやっぱり素直に受け入れて、今、課長言ったみたいに、今すぐはできないけれども工面をして、来年の予算に組んで、それまで待ってけるとかと、そういう温かい言葉をいただかないと、みんな面白くない。それはじゃねいっぺあってすれば誰でもできると思うけれども、これは選別することは当然だけれども、市民の要望で、ないものなら、どげすつといいなだ、どげすつとできるやと。これはできないもの、できるもの、あるんだけれども、せめて駐輪場ぐらいはできるんじゃないかなという気がするんだよね。どうですか。

課長は一生懸命頑張ってくれて、義を見てせざるは勇なきなりというような観念の持ち主で、来年のほうに盛るような、これは内部のほうで調整しなきゃならないから。でも、ここで言っているときは、議会で私言っているんですからね。管理職の皆さんがいるところで言うなですから、やっぱりその言葉というものはきちっと受け入れていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** ありがとうございます。

まさしく委員おっしゃいますとおり、市役所の表玄関は本当に顔ですので、そこはやっぱりほかからいろいろなことを言われないように、実際に利便性を考えれば、やっぱりそのとおりだと思います。その辺はちょっとおざなりになった部分はございますけれども、ぜひとも来年度の計画に盛り込んでいければなというふうに思っております。

あと、先ほど、大変申し訳ございませんでした。ATMの敷地使用料については、2つで1

万7,240円頂いているところでございます。

以上でございます。

**15番(小嶋富弥委員)** 委員長、小嶋富弥。

**佐藤文一委員長** 小嶋富弥委員。

**15番(小嶋富弥委員)** ありがとうございます。

あと、いいわ、言わないわ。ありがとうございます。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** とってもやりづらい順番になりましたけれども、私のほうから1つだけ質問させていただきます。

ページ数は184ページと185にまたがっております。10款5項4目図書館費、節では14節の工事請負費になります。備考欄の市立図書館屋根改修工事請負、繰越明許になっていますが、この工事の目的、あと内容、あと繰越明許になった理由をお知らせください。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 市立図書館の屋根の改修工事の請負費でございます。こちら、市立図書館につきましては、駐車場のちょっと台数が少ないという状況の中で、冬期間において、図書館の大屋根から雪が落ちてしまって、雪庇ができて、落ちてしまって、車に当たったりする危険性があったものですから、ここ数年、図書館の冬期間の利用を中止というか、駐車場が使えないような状況になっていたと。

それに対しまして、やっぱり図書館の利便性を図る上で、屋根に融雪装置をつけまして、雪庇などが起きないように形で、安全に駐車場に入っていただけるような形の工事を行ったところでございます。

繰越明許になりました理由につきましては、やはり、ちょうど建設状況というか、全国的に台風があったりして、足場の確保がちょっと難

しかったりして、なおかつ屋根を触るということがございまして、気象的な部分もあったものですから、少し、当初計画していたよりも工事を延ばさせていただいて、事業を実施したところでございます。

以上でございます。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** ということは、この工事が終われば、完了すれば、雪の心配なく駐車場を使用できるという効果というか、それを狙っているわけですね。

そして、ということは今年の冬、冬期間は、まだそこは通行禁止というか、駐車禁止は解除されないということでしょうか。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** これにつきましては、本来、令和元年度の予算を繰越しさせていただいて、令和2年度に実施したものですから、令和2年度の冬というか、令和2年の12月から令和3年の3月、このシーズンはちゃんと融雪装置を使わせていただいて、駐車場を御利用いただくことができたというふうに思っております。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** ということは、今年というか、今回の冬、大雪でしたけれども、有効にその融雪装置は働いて、何の支障もなく使用できたという感じですね。分かりました。

この図書館の屋根改修というものが、かなり前からある、いろんな方々から指摘されておりまして、指定管理者側からも、もう構造的な問題でどうしようもないなんて諦めのような話も伺ったこともあります。

今回またこうやって屋根の改修工事で2,300万円近くの予算を組んで執行したわけなんですけれども、今まで図書館ができてから、分かる

範囲で結構です、概算で結構ですので、どのぐらい屋根にかかって、改修工事をしてきたか、お分かりでしたらお知らせください。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 屋根につきましては、大屋根に雪庇ができて、その下に瓦とかがあるんですけども、そちらに氷が落ちて割れたりするような部分での改修というか、修繕は何度か行っておりますけれども、大屋根というか、一番大きい部分について、何らかの塗装というか、したりというのは触ってはいなかったと思っているところでございます。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** なぜこういう質問をするかといいますと、やはりこれからというか、公共施設の更新問題、必ず起きるという点はもうかなり前から指摘されてきて、絶対問題視されてくることはもう確定しているわけなんです。

ただ、ここに来て、あまり騒がれないということで、何かが起こってから、初めて何かを始めるというふうな、後手後手に回っているような感じがします。

まず、こんなことは、自分が課長時代に、ないからいいや、先延ばししようという意識も見えてくるのかなというちょっと懸念もありまして、後ろにいるような将来有望な方々、これにもう引き継いで、後お願いねというような形で進めていっても、これは非常にまずいことだと思うので。

どのような、図書館に限らず、特に社会教育課は施設が多いので、一番指摘されるでしょうけれども、全般的にこれから市有施設というものの更新に関しては、とにかく社会教育課としてはどのような方向性を持って臨むか、ここまでやるとか、もう改修重ねて今やっつけていけば、今回も2,300万円重ねて、2,300万円の改修、

5回やれば1億円超えるので。この改修を繰り返してずっと持っていくのか、それともどこかで打ち切って、どのような方向に持っていくのか。スクラップ・アンド・ビルド。ビルドはできないので、スクラップ・アンド・リノベーションとかリニューアルとか、まちの方向性だと思ふんですけれども、どのような考えでこれを臨むのか、お伺いします。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 私ども、社会教育施設、かなり建物が多いんですけれども、基本的には施設の長寿命化の計画を立てておりますので、そこにのっとった形でまずは考えていかなければいけないと思っております。

また、修繕等につきましても、中期財政計画の下で、必要な部分については予算を頂きながら、直して使っていくというふうなことを考えているところでございます。

以上でございます。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** 分かりました。長寿命化することは、本当の、その時々ちょっとしたカンフル剤かなと思いますけれども。

ちなみに、非常に、社会教育課もそうですけれども、指定管理者が入っておりますが、工事関係のとき、その指定管理者側の情報の共有というものをよくやった上で工事なさっているのでしょうか。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 情報の共有といいますとあれですけれども、指定管理者とは毎年、予算時期になる前に、今、修繕が必要な箇所とか、どのような状況であるかと、また毎月でも何らかの事故報告とかお聞きしておりますし、また定期的に施設長会議の中においても、今の施設

の現状とかをお話は共有させていただいているのかなと思っているところでございます。

また、大規模な工事をするに当たっても、事前にこういうふうな方向でとか、工期の部分とかをお話ししながら、施設の利用があまり少ない時期とか、そういう時期を見ながら対応させていただいているというふうに考えているところでございます。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** 情報の共有というものは理解しました。

今後、更新のことについての方向性というものを伺いたいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** すみません、施設の更新ということ……。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** 長寿命化の方向で持っていくと、おおむね理解しましたけれども、来るべきときに、それは結局は将来に持ち越すだけの話であって、実際問題、例えば図書館を例に取れば、駐車場が狭いという問題は長寿命化しても解決しないわけですよ。ということは、私が考えるには、どこかに移すとか、今ある施設を、どこかをリノベーションして使うとか、そういうような方向性の案は持っていないんですか。

**佐藤文一委員長** ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 先ほどの更新計画等についてでございますけれども、現在、社会教育課で所管している施設につきましては、施設の寿命化計画の下、対応しているところでございまして、現段階におきましては、個別にその施設をどうしていくかという検討までは入っていないところでございます。

以上でございます。

**10番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 山科正仁委員。

**10番（山科正仁委員）** 先ほども申し上げましたけれども、やはりこの問題の先延ばしというものが一番、行政としてはまずい点かなと思います。どうしても管理計画もありまして、いろんな意味で、まだまだ手をつけられないという状況を把握しましたけれども、確認していますが、やはり後年にその問題だけを残していくというのはいかがなものかなと思います。

しっかり積極的にそういうような課題に立ち向かってもらって、それを我々にもぶつけてもらえれば、市民も納得するような動きが取れているということかなと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**5番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**佐藤文一委員長** 今田浩徳委員。

**5番（今田浩徳委員）** それでは、私から質問させていただきます。3点ほど。

まずは102ページ、2款総務費の5項1目統計調査総務費についてと、あと126ページの4款衛生費1項保健衛生費の健康増進費、あと134ページの6款農林水産業費1項農業費、農業振興費について質問させていただきます。

まず最初に、統計調査の指導員、調査員の件について質問します。こういうコロナウイルスの感染症という状況の中での国勢調査がありま

して、その中で指導員の様々制約された中での作業というふうになりまして、その件につきましての様々な問題や苦情等があったと思います。

そういう中で、どれくらいの調査内容ができたのか。まずはそこをお聞かせください。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 統計調査につきましては、委員おっしゃるとおり、新型コロナの感染拡大ということで大変苦勞したところでございます。

特に、我々のほうとして苦心したところは、統計調査を依頼する方々をかなり分割して御説明したという、初めて、大がかりな調査なんですけれども、調査員の方々には丁寧にするために分割して、丁寧に説明したということと、あと、なるべくオンラインでの統計に調査の御協力をお願いしたいということを勧めてくださいというような形で配慮させていただきまして、無事調査を終了することができたという状況でございます。

何分、調査員の方々が説明会に来ることも、何か怖がることがないようにということで十分配慮させていただいて対応したということでございますので、よろしく願いいたします。

**5番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**佐藤文一委員長** 今田浩徳委員。

**5番（今田浩徳委員）** オンラインというところでの誘導というところもありました。

今回の国勢調査に当たっての指導員と、あと調査員というふうに一応分けられていますけれども、その割合とといいますか、指導員は何名ぐらいで調査員を指導したのかということにはなると思うんですけれども、調査員に関して言いますと、1集落到1人であったりとか、1町内に1人であったりというところが過去の事例からいうと、そういう状況にあったんですけれども、やはり成り手不足というところにすごく心配がされていまして、実際、今回私の地域



に調査に来た方も知らない方といったら変なんですけれども、他地域の方であったりというふうなところで、どうしても、その地域全体を知っている方ではなくなりつつあって、ニーズもかなり減っているのではないかと思うので。

その辺の調査員数、指導員数についての把握されているところはどうなっていますか。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 統計調査員の確保については、全国的に苦慮しているところでございまして、私どものほうの決算にもありますように、統計調査員確保対策業務委託料というような形で対策費として持っているところでございます。

統計調査員につきましては、指導員と調査員がいるというような形で、指導員につきましては、職員だけではできないので、基本的な集計に対するチェックポイントの指導とか、そういう形で調査員に対して、していただいているというような形でございます。

すみません、算定調査員数、後ほどお答えしたいと思います。

**5 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**佐藤文一委員長** 今田浩徳委員。

**5 番（今田浩徳委員）** じゃあ、それでは、そのうちに伺って調査する回答と、あとは当然、今回パソコン、そういうネットを使つての回答という、そういう割合はどのようになっていますか。

**佐藤文一委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 大変申し訳ございません。

最終的に速報が出ているんですけども、我々のほうで、ちょっとそこまでの把握はしていなかったもので、これも後ほど御回答したいと思います。申し訳ございませんでした。

**5 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**佐藤文一委員長** 今田浩徳委員。

**5 番（今田浩徳委員）** こういう不測の事態というところで、やはり直接、調査員と面と向かって回答するというのを非常に嫌がる市民の方もいっぱいいたという話でしたので。

今後の対策というか、検討としては、やはりネット活用での調査であったり、また新たな部分での郵便回答であったりとか、そういうところも含めながら、やはり国勢調査の形も変わっていくのではないかと思うんですけども、その点についてのお考えがあればお聞かせください。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** やはり今回の新型コロナで、新しい生活様式というような形で、デジタル化の推進ということが大きく遅れているということが国でも見えてきているということは承知しております。

そうした関係で、これからもそうした調査に関しては、対面型だけでなく、ネットを活用した、そういった調査のほうにも大きく推進のかが取られていくのかなと思っています。

その際には、やはり自治体の役目として、そういった使い方とか、そういった制度を十分、地域の住民に知らせていくということが我々の使命かなと思っていますので、そうした対応については、自治体としてしっかり執り行いたいなと思っていますのでございます。

**5 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**佐藤文一委員長** 今田浩徳委員。

**5 番（今田浩徳委員）** 確かに、日中の調査になって、家にいる方がどうしても老人というか、

おじいちゃん、おばあちゃんであつたりとかと  
いうところがありますので、やはり高い回答率  
をいただくためにも、そういうところをしっか  
り丁寧に説明していただいて、国勢調査が意義  
あるものになっていくことが一番いいと思いま  
すので、その辺の検討はよろしくお願ひしたい  
と思います。

では次に、126ページの4款衛生費1項保健  
衛生費、健康増進費の中の健康増進事業費のと  
ころで、ちょっと特定健康調査との連携という  
ところにも関わってくると思いますけれども、  
早期発見、早期治療というものは当然基本な  
ところにあるわけで、その中で、健康教育であ  
つたり、健康相談であつたりというところへの誘  
導がとても大事になります。

それに対応いたします栄養士、保健師も含め  
ての確保は、今この決算書を見ますと、それな  
りの確保というふうには捉えられるんですけれ  
ども、状況としてはいかがでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 健康教育、健康相談、そうい  
ったことで市民の健康を守っていくという業務  
の中で、やっぱり栄養士、保健師の務める役目  
というものは大変大きなものと感じております。

その中で、保健師ですが、保健師に関しては、  
先輩のOBの方も来ていただいて、手伝ってい  
ただいているという部分もあります。

仕事、やっぱり業務量としては、なかなか大  
分多いものもありますが、何とかマンパワーの  
中で、今の現状の中で頑張っているという  
ところがあります。

また、栄養士のほうにつきましても、会計年  
度任用職員も1人おりまして、栄養士2人体制  
でやっておりますが、外部機関との連携を図り  
ながら、健康相談、そういった形で活動してい  
るところでございます。

**5 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**佐藤文一委員長** 今田浩徳委員。

**5 番（今田浩徳委員）** 確かにマンパワーとい  
うところへの期待であつたり、そういう作業に  
関しては大変感謝しております。

特に、栄養士に、保健師も含めてなんですけ  
れども、訪問してでの指導というところも、そ  
こはしっかりやっただいているようなので、  
先ほどから言うように、コロナウイルス感染症  
をしっかり対策を取りながらやっただいて  
の、この成果の内容だと思います。

確かに減っている中での状況ではありますけ  
れども、そこはしっかり時間を取りながらやっ  
ているのではないかと思いますけれども、その  
点に関しての、そういうコロナウイルスの影響  
についての作業がどのように変わったのかとい  
うところがあればお聞かせください。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** コロナ感染症拡大につしまし  
て、やっぱり市の訪問活動、そういった健康相  
談につきましても、感染症対策をしっかりしな  
がらやるというところはまず基本でありますの  
で。健康課が主管課ということもありますから、  
そこは十分気をつけてやってきたところござ  
います。

その中で、やはり健康相談等、回数につしま  
しても若干減らしておるというところもありま  
す。また、人数を減らして実施しているという  
こともございました。

そういった部分のフォローとしまして、やっ  
ぱりチラシの作成であるとか、そういった書面  
での周知といいますか、そういったことでお知  
らせしたり、機会を捉えて、そういった相談活  
動があつたときに、ほかの方にもLINEであ  
るとか、ホームページであるとか、そういった  
ところでの周知を図りながら、何とか同じ活動  
をしていきたいということで努力してきたとこ  
ろでございます。

5 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

佐藤文一委員長 今田浩徳委員。

5 番（今田浩徳委員） 確かに今、新庄市民一人一人に寄り添ってというところを大きな目標に掲げて、健康指導、栄養指導をしているわけでありますので。今こういう状況ではありますけれども、しっかりとした、そういうフォローをお願いしたいと思います。

1つ気になる場所としては、検診料金が、肝炎ウイルス、歯周疾患というふうになった大卒などでの金額提示と、あと個人負担金というところでの負担金というふうなところになっているんですけれども、個人1人当たりですと自己負担はどのようになりますか。この4,461万6,000円の金額の中での個人負担が1,735万5,000円となっているので、1人当たりになるとどういふような内訳になるか教えてください。

山科雅寛健康課長 委員長、山科雅寛。

佐藤文一委員長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 検診につきましては、それぞれが受けるものというのを、希望によって検診を受けてございますので、1人当たり幾らかというものは、やっぱりその検診の内容によっては変わってくると思いますが、特定健診等につきましては個人負担が1,000円で、胃がん検診につきましては2,000円、子宮頸がんにつきましては2,100円で、乳がん検診については1,600円、大腸がんにつきましては800円で、肺がんについては500円というような個人負担となっております。

5 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

佐藤文一委員長 今田浩徳委員。

5 番（今田浩徳委員） 確かに、昨日、佐藤卓也委員もおっしゃいましたけれども、金額ではないのかもしれないですが、大体そういう目安もある程度提示していただいて、より受けやすい環境を整えていただけたらなおいしいのかと思

いますので、その辺も御検討よろしく申し上げます。

次に、134ページの6款農林水産業費の1項農業費3目農業振興費と、併せて144ページの7款の商工費の1項商工費3目の観光費の物産振興対策事業費、味覚まつり実行委員会負担金についてお伺いします。

コロナウイルス、何度も言いますが、発生と感染症影響によつての全国規模の大会、全国ねぎサミットになるんですけども、そういうものが中止されたり、また市の事業の中でも、新庄まつりをはじめ、中止、順延が余儀なくされました。

特に、全国規模の参集をメインにした大会には当然開催できないというところがありましたので、その中で、そばまつり、味覚まつりに関しましては、人員を限定して、対策を様々講じて開催することができました。

その運営する際の注意事項であったり、様々なスタッフでの検討であったりというところで、ある程度マニュアルがつけられたんではないかと思ひます。

今年も一応、今のところ、そばまつり、味覚まつりに関しては開催の方向であると思ひますので、そういうところで、このたびの、そういう、そばまつり、味覚まつりに関して、そのイベントを開催する際の中でのひな形みたいなものができたとすれば、どういうところに注意してやりました、こういうことを徹底しましたというところがあれば、そういう分を挙げさせていただきたいと思ひますが、それは可能でしょうか。

三浦重実農林課長 委員長、三浦重実。

佐藤文一委員長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 それでは、昨年開催されました第11回そばまつりに関しましての、開催に当たつての注意事項というふうなことでございませうけれども、来場の時間の制限をさせていただ

きました。それから、検温、消毒、使い捨て容器を使用させていただきまして、1時間に100人をめどに500食限定ということで、また、その限定する地域につきましては、最上地区だけに限定をさせていただいたということで、初めての試みでございましたので、大変なことも多数ございましたけれども、コロナ禍の中で、よく開催をしていただいたというふうな御意見を頂戴したところでございます。

以上です。

**柏倉敏彦商工観光課長** 委員長、柏倉敏彦。

**佐藤文一委員長** 商工観光課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦商工観光課長** 昨年度の味覚まつりにつきましては第13回目ということで、そばまつりよりも前に、10月17日に昨年度実施したわけですが、昨年度については、県の感染レベルが今年度よりも低かったということもございまして、保健所と連携を取りながら、どういった形で実施できるのかということを実行委員会として検討していったところでございます。

それで、通常ですと道路を封鎖して出店していただいたところでございますが、昨年度におきましては、各駐車場3か所に出店をしていただいて、テークアウトのみ、入場の際は検温、それから住所、氏名の確認、それから時間を制限するためにタグを首からぶら下げていただきました。それで、何時に入場した方というふうなことが分かるようにして、アナウンスで、何色のタグの方はそろそろ時間ですのお帰りのほうをお願いしますというふうな声がけもさせていただいたところです。

それから、出店に関しては、釣銭の直接授受についてもできないということもございましたし、通常、調理したものをその場で食べさせていただけるというようなこともございましたが、それもなしということで、テークアウトのみの営業で、滞留時間を短くしての開催でございました。

また、委員、先ほど、今年度の分ということもありましたので、お答えさせていただきますと、今年度の味覚まつりにつきましては、現在、県の感染警戒レベルがステージ4ということで、昨年度の実施したときよりも2段階悪い状況だということ、それから新庄まつりの露店営業もしていないということ踏まえまして、さきの実行委員会の中で協議を重ねまして、今年度については残念けれども中止もやむなしというふうなことで決定したところでございますので、御理解いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

**5 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**佐藤文一委員長** 今田浩徳委員。

**5 番（今田浩徳委員）** 今、非常に残念なお話を、産業まつりもというところでありましたので、そのことであれば仕方はないとは言いがら、残念ではあるなというふうには思います。

昨年、今回のようなレベルの高さではなかった中での開催というところで、すごく、その後の感染者も出ずにイベントができたので、それはすごくよかったことではないかなと評価していました。

当然、やる、やらないというところに賛否両論は必ずつくのではありますけれども、やはりこの新庄のイメージ、収穫の秋をしっかりとみんなで祝おう、楽しもうというところのコンセプトをしっかりと大事にしながらイベントを開催するということは非常に大事です。

今ままであれば、新庄の物産を広く市外、県外、全国へ発信するという大きな目標の中で、そういうイベントはできてきたんですけども、今回に関しては、市民へのしっかりとした、そういう周知でやったというところは、それはそれでいいのではないかと思いますので。

これからは、今回のそばまつりで得た、そういうノウハウ、ひな形をしっかりと駆使しながら、次回へつなげていただけたらいいのかなと思ひ

ます。

あと、もう一つ、先ほど、最後にじゃないんですけれども、言いましたが、全国ねぎサミット、非常に残念であります、この開催に関しましては無期順延なのか、それとも中止なのか、新庄で当然やれるのか、やれないのかというところの話はあるのでしょうか。

**三浦重実農林課長** 委員長、三浦重実。

**佐藤文一委員長** 農林課長三浦重実さん。

**三浦重実農林課長** 全国ねぎサミットにつきましては、令和2年度におきましては延期というふうな形で皆様方に御説明させていただきました。その後、このコロナ禍が改善されたのか、依然厳しい状況が続いておりますので、今年度4月に、今年度の開催に向けて32市町村が、ねぎサミットの自治体が加盟しているものですから、全ての自治体に御意見を伺ったところ、24団体から、今年度は開催を、参加を見合わせたいと。8市町村からは、状況を見てそのときに判断をしたいというふうな御意見をいただきました。

それで、私どもといたしましては、とても開催できるような状況ではないと判断をしまして、早い時期に今年度の開催につきましては中止というふうな決断をさせていただきました。

今後の開催につきましては、コロナが去った後、どのように開催をするべきなのかということにつきまして、関係団体と検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

**5 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**佐藤文一委員長** 今田浩徳委員。

**5 番（今田浩徳委員）** ぜひ開催する際には、新庄市で全国大会を、コロナウイルス感染症が終わった後の第1回目の大会として、ぜひ当地で開催できるよう、しっかりアピールしてほしいと思います。

以上で終わります。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 決算審査意見書の31ページに、積立金の基金の決算年度末現在高が載っております。

ここで、これは3月31日現在の数字がここに載っていると思うんですが、この決算全体を終えて、現在、財政調整基金はお幾らになるのか。また、まちづくり応援基金、それから市有施設整備基金などの基金はどうなり、一般会計に関わる基金の合計は幾らになるのか。お願いします。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 意見書の31ページから32ページにかけて、基金等の記載がございます。その中で、注意書きの2番のほうで記載させていただいておりますけれども、出納整理期間中における積立て、また取崩しの現在高は次のとおりというようなことで、実際の31ページの表中の財政調整基金にあつては9億4,000万円ほど、それから、まちづくり応援基金についても8億9,000万円ほど、市有施設整備基金については17億4,900万円と、それから介護保険給付費準備の基金については4億200万円というようなことで、それぞれ出納整理期間の部分でこのような数字になっているというような状況でございます。

一般会計、特別会計も含めまして、その分がそれぞれプラスになりますので、トータルで49億200万円ほどの基金積立てが現在あるというような、令和2年度末の基金でございますけれども、また前回のお知らせの中にもありましたが、財政調整基金にあつては剰余金の半分を基金に積み立てるというようなことで、剰余金13億何がしの部分の6億8,000万円積み立てしておりますので、16億円ぐらいに、財政調整基金としては令和3年度に入っておりますけれども、現

在16億円になります。そういうふうな形になっておるところでございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そうしますと、現在、財政調整基金は約16億円、市有施設整備基金のほうは17億4,900万円、また、まちづくり応援基金は8億9,000万円で、財政課長が49億200万円ということでおっしゃっていましたが、これは財政調整基金16億円を入れての金額ですか。

荒澤精也財政課長 委員長、荒澤精也。

佐藤文一委員長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 先ほど最後にお話ししました6億8,000万円は入ってございませんけれども、全て、9億4,000万円を含んだ形でのトータル計が一般会計、特別会計も含めて49億円ということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そうしますと、56億円の基金というふうに現在なっているということですか。

荒澤精也財政課長 委員長、荒澤精也。

佐藤文一委員長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 そのとおりでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） かなり基金がいっぱいあるというか、そういうふうな状況になっていると思います。

職員の最近サービス残業が多く見られるように思います。職員におかれましては、新庄市はお金がないんだというふうに思っているということとか、自分に与えられた自己責任……。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

質問の際は、ページ数、款項目、事業名など具体的に示して質問してくださるよう、お願いい

たします。

1 番（佐藤悦子委員） すみません。職員数ということで、大変すみませんが、この基金を見たときに、職員に対して、お金がないというふうにはやっぱり言わずに、お金はあるというふうに認識させていただきたいし、サービス残業ではなく、ちゃんと残業手当を出せるよというふうに、課長あるいは市長、総務課長が言って、職員が安心して働けるようにする、それから正採用も増やすようなことも考えてもいいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は令和2年度決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことを踏まえて、質問の趣旨を明確にして発言していただけるようお願い申し上げます。

関 宏之総務課長 委員長、関 宏之。

佐藤文一委員長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 サービス残業が横行しているというふうなお話ですけれども、総務課としては、サービス残業を奨励しているわけではございません。あくまでも、残業をした際は時間外手当をつけるよというふうな指導を行っていますので、サービス残業のほうは多くはないというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） なかなか職員の皆さんは遠慮がちで、何でも大体自己責任というふうに感じておられる真面目な方ばかりなものですから、どうやらつけないで頑張っているという姿をよくお聞きすると、おられるんです。そういうことのないように、お金はあると、ちゃんと出すから言ってくれというふうに全課長に徹底していただきたいなと思います。

次に、成果表の44ページに、外国人住民登録者、国別が出ておりまして、418人の外国人住民の方がおられるということが分かりました。

一方、同じく成果表で、日本語教室を見ますと、受講が12人ということになっておりました。

市民というか、外国人住民の方で日本国籍を取ろうとしたある方が、諦めたという残念な言葉があって、どうして諦めたんだとお聞きしたら、やはり日本語がよくできない。つまり、この週1回の日本語教室に通ってみたけれども、なかなか日本語を覚えることができなかった。そして、テストも書けなかったというふうに言っておられて、残念だなと思いました。

そういう意味では、外国人住民がこれほど多くなっている中で、日本語教室があまりにも薄いといえますか、内容が本当に日本語が習得できるような回数になっていないんでないだろうか、あるいは受けやすいようになっていない、力をつけられるようになるにはまだまだ充実させる必要があるなど私は思ったんです。

その外国人住民、日本人と結婚した方でした。もしも相手方が亡くなったりしたときに、頼りになる人がいなくなるわけです。そのときに、自分で日本語が読めたり書けたりしなければ暮らしていくことがとても難しい。そう考えると、この日本語教室を手厚くして、あるいは学校にするとか、そういう形で外国人住民を日本でも働きやすく、暮らしやすくしてあげる、権利を行使しやすくしてあげる必要がないかなと思ったんですが、どうでしょうか。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 日本語教室ということでございますので、市民プラザのほうで実施しております事業というか、市からの委託事業のことかと思っておりますので、私のほうから説明させていただきます。

実際、今の日本語教室につきましては、かなり前から実施しております、日本のほうに外国の方、花嫁という形で来ていただいたような頃から実施していたような事業でございまして、

どちらかというところ、この12名につきましては、新たな方というよりも、その方々の親睦的な意味での講座に、現実にはなっているのかなというところでございます。

そのような中で、今年度からではございますけれども、たしか文化庁のほうから補助事業をいただいた上で、新たな外国人の方の外国語教室を開くような方向で、これから3か年の事業計画の中で実施をし始めている、プラザのほうで、事業でございましてけれども、しておりますので、そちらのほうで新たな外国人の方に対応できるような形で検討していきたいというふうに思っているところでございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** その外国人の方は、週に1回ではなかなか覚えられなくてというふうにおっしゃってました。できれば毎日あればもう少し分かるようになるのになと言っていました。これは学校かもしれません。夜間中学とか、そういうことも含めて、外国人住民がこれほど増えているわけですから、生きていけるように、日本語の習得ができるように、社会教育的な立場として手厚い学校を進めるべきと思いますが、もう一度お願いします。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**佐藤文一委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 外国人の方につきましては、例えば企業の就労ということで勤めている方が、企業のほうで日本語教室をしていただいている部分があるかと思えます。

また、やはりそれとは別に、社会教育課といたしましても、やはり外国人の方々、これだけ新庄に来ていらっしゃるという部分もございまして、やはり日本語教室の在り方について、もう少し考えていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。  
よろしくをお願いします。

決算の151ページの8の2の2、道路維持費を見ますと、市道側溝整備工事、約1,400万円、あと原材料費187万円と載っています。

市民あるいは区長の要望が市に寄せられていますが、こういうところに要望が非常に多いと思うんですが、その要望に対して、要望が幾らあって、実行した割合は幾らになっているでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

佐藤文一委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 道路維持費に関しまして、道路側溝等の修理費が載っている部分について、市民からの要望の件数というふうなことで御質問いただいたところ です。

道路の維持管理につきましては、日常的に市のパトロール等の点検も行いながら管理をしているところでありますが、毎年実施しております区長と市長のまちづくり会議の中でも、各地の不備のある箇所について御報告いただきながら、その改善に向けても取り組んでいるところでございます。

こちらの決算に載せてあります道路側溝の改修につきましても、このような件についての修理を行っているところでございますが、例年、まちづくり会議等で出される箇所数につきましては30件から40件ほどいただいているところで、そちらについても優先度をつけながら、実施に向けて取り組んでいるところでございます。

また、日常的なパトロールにおきましても、いろいろと不備のある部分については、その都度対応させていただいておりますので、なお不良箇所、もしお見かけのときがございましたら、また御連絡いただければ、職員のほうで確認しながら修理を行っていきたいと思っております。

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 毎年30件から40件があつて、優先をつけて取り組んでいるというお話でした。

後段の市道の西側の側溝についてです。ここは深くて、幅も広くて、蓋をつけてほしいという要望は長年あつたようです。ある方は、要望していたけれどもなかなかつかず、冬にまたごうとして、滑つて落ちて、腰の骨を折り、数か月の入院治療をしたという大けがを負いました。

実はその前にも、今はないですけども、かなり前にですが、牛が落ちたこともあるほどのところ です。

側溝に蓋をと何回も要望してきたわけで、けがで入院した市民は損害賠償請求もできたのではないかと今思われますが、当時は、本人はそういうことには気づかず請求しなかつたようです。

二度と人が落ちないように、住民の要望を受けて、市の責任で蓋をかけるべきではないかと思ひますが、側溝についてどう思ひますか。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの質問は、本決算の趣旨と違つたと認めさせていただきますので、この件に関する回答は必要なしと判断させていただきます。よろしくお願ひいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市道、今のは決算の151ページの8の2の2の道路維持費、市道側溝整備工事及び原材料費に関わつて、市民の要望があり、実行した割合は出ませんでしたけれども、要望があつたのに、優先をつけて取り組んだという課長のお話の中で、今のお話が優先でなかつたのかお聞きします。



長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

佐藤文一委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 ただいま御質問のございました後段の側溝の蓋というふうなことでございますが、実際にその場所につきまして、個別の案件で、要望として上げられている箇所について、今現在ちょっと、どの箇所なのか把握できない状況でございますので。

もし従前からずっとされている部分なのかどうか、その状況におきましても、その場所の特定されていない部分でございますので、そちらのほうを確認させていただいてみないと、答弁のほうは難しいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民が切実に要望していたにもかかわらず、ならないまま大けがをなさるといふことになれば、やはり道路賠償責任ということで、市の管理等の瑕疵によって生じた事故に対し賠償責任という対応が新庄市に求められるわけです。そういう意味では、そうならないように優先度をよく考えて進めるべきと思います。

もう一つですが、松本地区の一方通行の道路、市道がありますが、その脇のところに穴がありまして、高校生が自転車で通学中落ちて、血だらけになっていくところを市民が見て、大変心を痛めております。

穴を塞いで安全なものにと要望しているというふうに聞いておりますが、そういったことは聞いていなかったか。お願いします。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

佐藤文一委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 松本地域の道路の穴というふうなことで御質問いただいたところですが、その高校生のけがにつきましては、大変なことでございますので、その時点で御連絡いただい

ていたかどうか、その事故の時期がいつだったのか、ちょっとはっきりと分からない部分でございますが、御連絡いただいた場合は早急に現場のほうの確認を行いながら、最善の手だてをしつつ、応急手だてをしているつもりでございます。

もしそのような場合がございましたら、御連絡いただければ、すぐにでも対応できる部分については対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 道路賠償責任というのが成果の20ページの3の（3）にあります。道路賠償責任保険、市の管理する道路について、道路管理等の瑕疵により生じた事故等の賠償責任に対応するために入っている保険ですが、これはあつてはならないことで起きてしまった場合こうなるわけですが、ならないように話を聞けば、やはり優先度を高めて、事故などないように、市道の管理、維持、側溝を、原材料費もつけて、今度の予算などにぜひ反映していただきたいということですが、どう思いますか。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

佐藤文一委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 市道の維持管理につきましては、日常的に事故がないように、利用者の方が安全に利用できるよというということで、日夜、職員のほうもパトロールを重ねているところでございます。

なお、パトロールは実施しているところではありますが、なかなか見落としなども全然ないわけにはいかないという部分もございまして、もし不具合がある部分、見つけれられたのであれば、ぜひ御連絡いただいて、早急な対応ができるように、御連絡いただければ、できるだけ早く対応できるというふうに思っているところで

また、賠償保険につきましても、通常であれば使うことのないように、日常的な点検、整備を行っていくように心がけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

次に、成果表の52ページの4に灯油購入費等助成というものがあまして、住民税非課税世帯及び高齢者、障害者、独り親世帯という両方に、条件がかなった方に5,000円、1,518件に現金給付をしていただいたわけですが、この効果はどうでしょうか。

また、灯油代というものは、そうした方々、所得の低い方々ですが、月どのぐらい使うと見られるのか。お願いします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。

佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 昨年度、現金給付とさせていただいたわけですが、対象者に対して通知を、令和元年度については高齢者世帯のみに通知を差し上げていたわけですが、障害者のいらっしゃる世帯にも通知を差し上げるようにいたしまして、申請件数が増えて、支給が増えたというような形になっております。

支給金額の5,000円ということですが、世帯によって当然灯油を使う金額というものはまちまちですので、どの程度使うかというところは調査はしておりませんが、一律5,000円という形で支給をさせていただいております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 調査していないということですが、生活保護世帯の冬季加算というのは2人世帯で1万2,000円とお聞きしており

ます。しかし、風呂の燃料代とか暖房とか入れますと、暖房費は月2万円ぐらい、夏と冬では違うということでした。

生活保護世帯にも、そういう意味では灯油助成を対象としてあげる必要があると思うんですが、どうでしょうか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。

佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 今、佐藤委員がおっしゃったように、生活保護世帯については冬季加算がありますので、そちらのほうを使っていたかというようなことで、灯油購入費の助成については考えておりません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 実際に灯油代がどのぐらいかかるかということをお聞きしたり、調べたりする必要はあるんじゃないでしょうか。2人世帯の方にお聞きすると、2万円ぐらいかかるとおっしゃるんです。そうしますと、1万2,000円という冬季加算をいただいたとしても、全く足りない状況で暮らしておられるわけです。そこに少しでも温かな低所得世帯向けの灯油の助成を加えてあげてもいいのではないかなと思うんですが、調べてみる価値はないか、また検討すべきではないか。もう一回お願いします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。

佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員おっしゃるとおり、調査をしていないということは、こちらのほうでございますので、ただ先ほど申し上げましたように、世帯によって、住居の状況によって、かかる燃料費等は違うものだと考えております。今のところ、灯油の購入助成に

については、現在のよう形で引き続き行ってまいりたいと考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） じゃあ、生活保護世帯についての、あるいはほかの低所得の世帯も、灯油代というものは月どのぐらいかかるのかということ、やはりぜひ調べていただきたい。これは要望で終わることになります。

次に、成果の73ページの4にひとり親家庭等の学習支援というものがあまして、月2回とありました。この効果はどうか。あと、できれば週1回まで引き上げられたらありがたいと思うんですが、そういう検討はできないか。お願いします。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、西田裕子。

佐藤文一委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 こちらの事業でございますが、子供の生活学習支援ということで令和2年度から始めた事業でございます。こちらに関しましては、国や県の補助金のある事業でして、4分の3の補助を頂き、実施しているものです。

成果ということでございますが、月2回、年間にしますと計20回行ったところです。委託しております法人、団体におきましては、教員の免許のある職員を配置しまして、子供たちの勉強を見ていただいていたわけですが、小学生6名と中学生7名の参加がありました。

その中で、中学3年生が5名参加されていまして、全員希望の高校に入学したというような報告を受けているところです。

そのほかに、様々な生活面ですとか、それから、そうした支援の必要なお子さんもいらっしゃるということで、同時に子ども食堂なども開いていらっしゃる団体でございますので、そ

うしたところの食事の面の提供を行いながら、学習支援も行ったというような事業でございます。

当面、例えば子供によりましては、やはりスポ少に入っていらっしゃったり、それから部活などにも入っていらっしゃるということで、月2回の参加もちょっと難しいというお子さんの中にはいらっしゃる、欠席もあったようではございますが、月2回だと何とか参加できるというようなこともあるかと考えておるところです。

今年度もこのような状況で月2回、約20回ということで予定していることでございますので、今後もそういったところで進めていきたいと考えているところです。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 大変ありがたい、いい事業だと思います。

次に、成果の141の3のG I G Aスクール構想に関連してですが、タブレットを配付し、パソコンも配置され、環境としてはすばらしいことになっているなというふうに感じておりますが、一方、今でも過労死ラインと言われるほどの長時間過密労働の先生方にとって、労働時間の短縮に使われるならばいいと思いますが、上から、あるから使えというふうに言われることについては問題でないかなと思うんです。

例えば、授業で、オンラインと教室での授業を先生1人でこなした場合、1時間の板書がタブレットに入らないとか、オンラインの生徒とつながっているか、声が聞こえているか、確認で手を取られ、1時間分進められないという実態もあるとのこと。

使える方は、もちろん使っている程度で、先生方に任せるようにするおおらかさが必要だと思います。

佐藤文一委員長 ただいまから1時まで休憩いた

します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開します。

総合政策課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 先ほど今田委員のほうから御質問のごさいました国勢調査に関わる指導員や調査員ということでございますけれども、今回の国勢調査におきましては、指導員数が27名、調査員数は186名の方々に御協力いただいたところでございます。

また、もう一点、インターネット等の回答と対面型の回答、そういった形の傾向でございますけれども、今回の国勢調査における回答につきましては、インターネット、新たに郵送、そして調査員回収というような形でコロナ対策を取っているわけですが、まず全国的にはインターネットの回答が37.9%、郵送が42.3%、そして対面の調査員が19.8%でございます。

当市におきましては、インターネットの回答が29.4%、郵送が52.7%、調査員回収が17.9%というような形で、調査員の回収につきましても負担が大幅に軽減されていたという傾向がありましたので、御報告させていただきます。

**佐藤文一委員長** それでは、ほかにありませんか。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 最初に、経常収支比率についてお伺いします。

こちらは、まずは節、数字として載っているものが……。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員に申し上げます。

質問の際はページ数……。

**2 番（叶内恵子委員）** はい。説明書の172ページ、そしてこちらは監査委員の意見書の5ページ、こちらが中心になります。

まず、監査委員にお尋ねしたいんですが、今回この経常収支比率、昨年度95.8%で、ここから93.6%と、2.2ポイント改善をしたと評価していらっしゃいます。

この決算書や、これまで配付されている意見書含め、全て見まして、この93.6%と、2.2ポイント改善した要因がちょっと読み解くことができないでおります。どういった数字を基に2.2ポイントの改善ということだったんでしょうか。

**大場隆司監査委員** 委員長、大場隆司。

**佐藤文一委員長** 監査委員大場隆司さん。

**大場隆司監査委員** 細かいところについては、財政課のほうに聞いていただきたいんですけども、私としては、結びのほうの、最初にもありますけれども、小さい繰越金などは、ちょっと上のほうの「一般会計では」というところなんですけれども、ちょっと間隔が空いているところの下のほうからになります。こういった形になったものは、ここにも書いてあるような形で、市債、繰越金などは前年に比べ減少したが、国庫支出金、繰入金、寄附金などが増加したことによって、こういった形で少し改善されたのかなというふうには考えています。

でも、これについても、私の考えからすれば、これは一時的なものであって、たまたま令和2年度はふるさと納税のお金がちょっと多かった。このことも影響しているのかなというふうに考えております。

それで、令和2年度については、確かに数字は中期財政計画の予定したとおり、中期財政計画では93.8%というふうな数字になっていたと思うんですけども、それに近いような形になっています。

でも、やっぱりもう少したちますと、この経

常収支比率ですけれども、明倫学園の元金償還も始まりますので、そうすると、やっぱりずっと高くなっていきます。100%近くなっていくというような形で中期財政計画でも見通していますので、これはちょっと、ある程度こういったふるさと納税とか、そういったものでちょっと改善された程度かなというふうには考えております。

私からは以上です。細かいところは財政課のほうから、もう少し詳しく聞いていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 経常収支比率の件でございますけれども、これまでお示ししていた93.6とは速報値でございます、ここで修正等もお願いしたいところでございますが、ということは、実際に8月の頭に全員協議会のほうで93.6という数字、速報値ということで、今後変わる場合がありますというようなことで御説明したところでございますが、その後、国のほうの疑義照会というものがございまして、その中で訂正がございました。

実際には94.1というようなことでございます。経常収支比率94.1%ということで、1.7%ほど減というようなことでございます。

この公表値についても、今日、本日ですけれども、県のほうでマスコミ等のほうに公表すると、全県下の数字をそれぞれ、経常収支比率のみならず、ほかの財政指標の部分も含めて公表するということになってございます。よろしくお願いたします。

それで、94.1の部分でございますけれども、経常収支比率の、いわゆる計算式の分母については、市税や交付税などの経常的に収入する一般財源の額というようなことになってございますが、これらについては、令和2年度では普通交付税、それから臨時財政対策債が合わせて

5,998万円ほどの減となっております。

また、地方特定交付金については3,500万円ほどの減となりましたが、市税については3,787万円ほど増、それから地方消費税交付金が1億4,600万円と大幅に増加したと。

また、法人事業税交付金も新たに2,600万円ほど交付されているというようなことで、経常の一般財源全体として分母のほうは、全体で1億6,100万円ほど分母が増加してございます。

一方、計算式の分子であります一般財源を充当する経常的経費ですが、これについては会計年度任用制度による人件費が9,770万円ほど増加したものの、物件費が1,880万円ほどの減、それから扶助費1億1,880万円ほどの大幅な減というようなことで、全体として分子については9,860万円ほどの減少というようなことでございます。

その割り返した数字が94.1というようなことで、令和元年度より1.7%低くなったというところでございます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 今並べていただいた数字を比較するそのものが、この中ではないんですよね。あくまでも決算書、自治法、財政法に基づいて提案されているものが、目的別歳出の並びで、款項によって提示されていて、それに従ってのプラスマイナスであったりするので、経常収支比率を出していくためには、性質別歳出のベースでの内容が分からないと、どこが減ってどこが増えているかというものが全く何も見えない。

それで、再度確認したいんですが、経常一般財源等収入額ですね、こちら総額で幾らになっているんでしょうか。また、経常経費充当一般財源、こちら総額で幾らになっているんでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 分子に当たる部分が経常経費  
充当一般財源額というようにございます。  
91億767万2,000円が分子でございます。

それから、分母に当たる経常一般財源収入額  
については96億7,495万7,000円、それを割り返  
しますと94.1というようになります。

以上です。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** この数字でいくと、昨  
年度からの増減率が、一般財源等の収入額につ  
いては、ちょっと今、計算していると時間もな  
いんですけども、かなり増額をされていて、経  
常経費充当一般財源においては減額はしていま  
すが、この要因というところが、今回の減収補  
填債の特例分、この部分を含んで、臨時財政対  
策債と減収補填債分を含んだ計算を、今含んで  
94.1というふうにおっしゃっているのかなと思  
うんですが、今回、私が考え、これを見ていっ  
て、そうではないだろうか、ちょっと正式な  
生データが何もないので、ないんですが、減収  
補填債については、地方税の算入率が標準的な  
税収額を下回る場合に、これを、すみません、  
借りたということなんですけれども、算入率に  
ついては4分の3というふうに国のほうで今回  
は、全額ではないというような示しが来ている  
のかな。

そうすると、計算の中に、その減収補填債の  
分についてはどのような、幾らの額が含まれる  
ことができるのか。全額なのか、そうでないのか。  
その部分が大きい要因にまだなっているのかな  
と思っておりますが、どうでしょう。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** それで、国からの疑義照会の  
部分で、この減収補填債の部分を加えて計算し

ておったと。それで93.6だったということでご  
ざいます。

この減収補填債、令和2年度5,876万6,000円  
ほど分母のほうに加わっていましたので、93.6  
という値になっていたんですけども、この減  
収補填債の部分については、これについては一  
般財源として加算できるものではないというよ  
うなことで、ちょっとこちらのほうの部分で、  
それでそごがあったというようなことで、疑義  
照会の結果、そこを除いた部分ではじき返しま  
すと、94.1というようになります。

減収補填債の部分については全部カットとい  
うような状況になってございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** そうしますと、義務的  
経費のところに、令和2年度、今年度どのよう  
に新庄市が市民サービスを行ったかということ  
が、ちゃんと生データではパーセンテージ含め  
て出てきたところで、新庄市が市民に対しての  
サービス、このところがはっきり分かるのかな  
と。

そして、その減収補填債が、この算入するこ  
とができない、加えることができないというこ  
とは、もっと早い段階で分かっていたのではない  
のだろうか。適切な情報を得たというのは  
いつぐらいだったんでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 減収補填債の捉え方の中で、  
当然それぞれはじき返す部分であったわけでは  
ないんですけども、8月の部分では、それはそのとおり、  
まず報告しておったというようなことで、8月  
の末、当然この調書が仕上がって、皆様方にも  
御提示したときには、もう間に合わないという  
ことで差し替えもきかなかったということがあ  
りまして、今回、今この場で御訂正申し上げた

というようなことでございます。よろしくお願  
いします。

**2 番(叶内恵子委員)** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番(叶内恵子委員)** では、この質疑をしな  
ければ、どういう形で訂正は、例えば最終日な  
どに説明する予定だったということでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 先ほどもお知らせしましたけ  
れども、本日、県のほうでそれぞれ自治体の公  
表をするということになってございましたので、  
それを、公表をもって、初めて皆様方に御提示  
申し上げたいというふうに思っていました。

たまたま今日、今、委員のほうからお知らせ  
いただきましたので、この場をお借りしまして  
訂正させていただいたというようなことになっ  
てございます。

**2 番(叶内恵子委員)** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番(叶内恵子委員)** 今回94.1ということで、  
これは臨財債含めて、決して、やはり財政の状  
況が、やりくりが楽ではない。そういったこと  
を示しているかと思えます。ただ気になること  
が、この経常経費充当一般財源が思った以上に  
低いということは、どういった状況なのかとい  
うものは、やはりなかなか決算書だけでは生の  
状態を見極めていけないのかなと、痛切にちょ  
っと考えております。

次なんです、同じように説明の172ページ  
のところなんです、このデータ、本当に市の  
の財政状況、市のやりくり、どういうふうにし  
ているのかということがダイレクトに出ている  
ものであります。非常に重要な数字だと考えて  
おります。

その中で重要になってくるものが、実質単年  
度収支です。これが実際の財政収支の、その自  
治体の真の実力だというふうに言われておりま

す。

今回コロナ禍で、昨年度もマイナス1億  
2,000万円、そして、ここを見ると赤字という  
形になります。

今年度はコロナの状況があって、大変苦しい  
状況の中で、積立金から13億円取り崩して、そ  
こから単年度実質収支、それでも6億円という  
ことになっておりますが、この単年度収支、率  
にして、プラスであれば、健全化4表である実  
質赤字収支は必ず棒線になる。赤字にはならな  
いということなんですけれども、ここでお尋ね  
しておきたいことが、実質収支比率、こちらを  
経年、例えば本当に60年から全部一覽にしてみ  
たんですが、ここ、平成22年、平成23年、この  
あたりから非常にその率が、6%を超えた、7%  
近いところがあったり、今回にあっては13%と  
いう非常に大きい数字になっていますね。こう  
いった全てこう、波がすごいんですね。

通常、新庄市として、この実質収支比率、使  
っていなければ黒字化することは当たり前。そ  
れは市民へのサービスというものが足りないの  
ではないかというふうに見られていると思いま  
す。

この実質収支比率について、新庄市としては  
何%であることが自治体運営として、やりくり  
として好ましい数字、パーセントであるのか。  
何%を目指して財政運営をしているのか、事業  
をしているのか。その目指しているパーセント  
があればお聞かせください。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 実質単年度収支の6億円の赤  
字というようなことで、最初にお話ありました  
けれども、実際に実質単年度収支については、  
多額の財政調整基金の取崩しというようなこと  
がありまして、結果的に6億円の赤字というふ  
うになってございます。

ただ、この指標については、いわゆるその年

の収入でその年暮らせることができたかという確認できる指標ということで、一見すると赤字財政という形に見えますが、令和2年度においては、各種新型コロナウイルスの対策に要する財源として、一時的に財政調整基金の取崩しということで13億円ほど、したわけでございます。

ただ、それに反しまして、今回の、いわゆる実質収支については13億4,300万円ほどの大幅な黒字が出ておるといようなことがありますので、そこを返せば、単純に赤字になったということではなくて、そこは一時的に本当に、その結果の中で、一時的なものという捉え方で考えてございます。

その率という部分については、当然、率の話はいろいろと気になさる方もいらっしゃいますけれども、いわゆる4表の中でいう実質赤字比率であったり、連携実質赤字比率、当然ここはないわけでございますけれども、これが、赤字比率が出れば当然おかしな話になってきますけれども、あとは実質公債費比率が幾らか、それから将来の負担比率ですね、そこが幾らかという部分やっぱり重要な鍵であって、今後、財政経営をする中で、中期財政計画等も立てながら、ローリングしながらやっているところでございますけれども、そこは、そこじゃなくて、いわゆる4表の実質公債費比率であったり、将来負担比率というところが肝腎になってくるのかなというふうに思っております。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** そうしますと、このやりくりについては、市民サービスに向けていく義務的経費というもの、一般財源をどれほど使っていくのかということが、この実質単年度収支というところに私は出てくるような数字であると認識しております。

それが多くなれば多くなった分、この部分を

今回の決算書からいうと、繰越しもそうですし、財調のほうに積んだというふうになってきて、次年度、何か事業をする際に使えるお金であったりというふうにしていった。

じゃあ、実際のサービス、上がったのか下がったのか、ちょっとこれはもう少し時間をかけて検討、精査をしていかなければいけないのかなど。今の検討の中で、この単年度実質収支について、何%ぐらいであれば新庄市の財政として好ましいパーセントということはない、そういうことは考えていないということで受け取らせていただきたいと思います。

そして、4表の中の実質公債費比率、こちらを重要視しているということで、ちょっと今日、1点確認をしておきたかったところがあるんですけども、この計算する上で、一時借入金の利子というものが算入できる数字になっています。その中で、新庄市の場合は平成25年から実質公債費比率の算入のところに一時借入金の利子はゼロになりました。そして、ただ決算書の中には、毎年度、少額でありますけれども、金額のほうは計上されています。

そのやりくり、どんなふうなやりくりの中でこういうふうに変わっていったのかということをまず1点説明いただいてよろしいでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 実質公債費比率でございますが、これについては過去3か年間の平均値というふうなことでございます。その計算に当たっては当然、地方債の元利償還金等の部分から特定財源であったり、その元利償還金等に係る需要額の部分を差し引いた部分が分子というようなことでございます。標準財政規模から元利償還金に係る財政需要額を引いたものが分母というふうなことでございます。

実質公債費比率の部分について、これまでも、いわゆる当然、起債を起せば公債費が関わる



わけでございます。このたびの部分では、先ほど監査委員のほうからもありましたけれども、明倫のほうの部分がまた公債費として上がれば、令和5年が時期として経常収支比率も高くなるということがございます。

実際に、公債費の考え方の部分でございますけれども、やらなきゃならない事業については、当然そこは、きちんとそこに起債の部分に係る部分については、当然起債を活用させていただくというようなことがございます。

ただ実際に、償還をそれぞれ年次計画を基にきちんとお返しいたしながら、公債費の削減に努めていくというようなことがありますので、その部分については長期な形でやっぱり見直ししながら、ローリングをかけながら、それぞれの施設であったり、事業の見定めというような部分が毎年ローリングしながら、きちんと査定をしていかなきゃならないというようなことで考えておりますので。

そのほかの経常経費の部分についても、人件費であったり、扶助費なんかについては、ある程度固定化されてきていまして、人件費についてはこれ以上下げられないというような部分もございますので。あとは歳出の部分できちんとやっぱり事業精査しながら、スクラップ・アンド・ビルド、これまでもやってきたつもりではございますが、スクラップについては、ある程度効果が上がった部分については、きちんとスクラップしていかないと、やっぱり今後の財政運営ができなくなってくるというような状況にありますので、御了解いただければと思います。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** すみません、私の質問の趣旨、内容がちょっと伝わらなかったのかなと反省をして、まずは決算の見込みを8月にこうやっていただいたわけです。その中で、健全化判断比率というものは、法律の中でも、この

4表を必ず議会に、議会だけじゃなく市民に公表すると義務づけられているところがあって、この末尾のところ、総括表の③をこうやって添付しているじゃないですか。この中で、これが実質公債費比率を出すための生の数字なわけじゃないですか。この中で、この⑦、一時借入金の利子のところなんですね。ここが決算書には計上されているんですよ、全て、毎年度。ですが、この実質公債費比率の中には空欄なんですね。

これを読んでいくと、他会計、公営会計というか、そことの重複する部分は差し引いていいというようなことが書いてあったと思うんですが、これは、このところがなぜなんだ、どういうふうなやりくりをしているのかなと思ったわけです。

それを詳細に、納得いくような説明をいただければなと思って、僅かな金額であっても、やっぱり利率にしていったときに違いが出てくるなと思うんですね。

そういったところを伺っておきたいということでありました。いかがでしょう。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 令和2年度の決算見込みの表のことを言っているんだと思いますけれども、これに記載されている部分で全てでございますので、よろしくをお願いします。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**佐藤文一委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** それでは答えになっていないのかなと。この数字を表した根拠、ここにある一時借入金利子というものの数字と、決算書に表れている一時借入金の利子、これを過去に振り返っていくと、平成20年、これは決算額では33万9,000円、実質公債費への算入額は11万8,000円、これが一致する年もあるんです。平成23年4万2,000円、平成24年が2万5,000円

で、平成25年からゼロになっているんですね。

これをお伺いしたいということなんです。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** すみません、詳細については持ち合わせがございませんので、後ほど原課のほうで対応させていただければというふうに思います。（「終わります」の声あり）

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**13番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤文一委員長** 下山准一委員。

**13番（下山准一委員）** それでは、委員長に発言を止められたり注意されないように、言葉を選びながら質問させていただきます。

昨日の歳入でもちょっと質問させていただきました、ふるさと納税についてお聞きいたします。

決算書のページ91、タブレットのページでは93ページになります。2款総務費1項7目企画費の中のふるさと納税事業費に関わって質問させていただきます。

ふるさと納税の寄附金は特定財源ですよ。私の認識では、ふるさと納税事業の中で仕分をして、返礼品、そのほかの経費を除いた額が基金に積み立てるというふうなことで考えておりますけれども、そういうルールの中でやっているということによろしいのでしょうか。聞いたことだけ答えて。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 予算組立ての中で、今、委員おっしゃったとおり、ふるさと納税寄附金、それを基に歳出のほうも予算を組んでおります。

**13番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤文一委員長** 下山准一委員。

**13番（下山准一委員）** それで、ちょっと成果のほうを、13ページの下のほうに書いてあるんですが、ちょっとこの書き方、直したほういい

んじゃないかなと思うことは、歳入しか書いていない。できればこの中に、返礼品として何億動いて、それだけ経済効果があったとか、基金積立てすることによって、市がまちづくりのために使えるお金がなったとか、その辺まで書くとすばらしくいいものになるんじゃないかなと思います。

それで、実はちょっと気になったことが、歳入と歳出の金額が違う。最初、気づかなかつたんだけど、歳入では1,000円単位でしょう。ところが、この歳出を見ますと1円単位まで出ている。そして、引き算したら720万円余りの差額が出ました。

先ほど聞いたことは、特定財源だから、一旦全額、私はここに入るものとばかり思っていた。だから、この720万円というものは、例えば特定財源として色ついているものが真水みたいな形で一般財源のほうに流用しちゃっているのかなという心配をしたのでね。

ちょっとこの差額の在り方、どうなっているのか、ちょっと聞かせてください。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** 確かにおっしゃるように、歳入と歳出、700万円ほど差額が出ております。

ふるさと納税の仕組みの中で、ちょっと差額が出る仕組みというか、事由が大きく3つあります。

1つは、歳入が3月31日まで寄附頂くと。それで、いわゆる返礼品の用意から発送が翌年度にどうしてもなる部分がある。それは当然、翌年度発送ということで、これは昨年もそうなんですけれども、どうしても寄附を頂いたときと発送の時期が違う関係でそごが出るものが1点と、もう一点、特に昨年コロナで寄附が増えたこともあって出たんですけれども、例えば12万円寄付すると。それで、お米で、もうこれを毎月送ってほしいとかということで、仮に新米の

時期、11月に来て、翌年10月までといった場合、歳入は一気に頂いているんです。ただ、歳出がそのようになるというケース。

あと、もう一つ考えられることが、返礼品を辞退すると。歳入だけありがたく頂くという場合には、事業費として出ないとかという形で、予算としては、その中でやりますけれども、決算の中では、ちょっと毎年そういった動きが出てきて、そごが出ている部分があるということをお理解いただければと思います。

**13番(下山准一委員) 委員長、下山准一。**

**佐藤文一委員長 下山准一委員。**

**13番(下山准一委員) 適正な管理をされているということで納得しました。**

当初、これだけ差があるので、例えば人件費がどこか別の項目で出てくるとか、例えば基金積立てなんだろうけれども、出納整理期間の何か違いとか、いろいろ想像していたんですけども、ほとんど返礼品関係ということで納得しました。

ぜひ使い道、やっぱり気をつけていただいて、市にとってすばらしい財源だと思えますよ。

今、課長のほうから、返礼品を辞退された方がいらっしゃると言いましたけれども、大体どれぐらいあるのかな。

**渡辺安志総合政策課長 委員長、渡辺安志。**

**佐藤文一委員長 総合政策課長渡辺安志さん。**

**渡辺安志総合政策課長 令和2年度におきまして寄附を頂いた方で、返礼品を求めないという方が合計で196件、そして263万円ほどございました。この中でも、さらに特に特徴的だったものが、令和2年度、災害関係で、サイトのほうで災害支援寄附募集というところをしていただきました。結構、全国だったんですけども、昨年は特に、このうち190件、251万5,000円ほど災害寄附ということで、返礼品は求めませんと、新庄市の災害復興で支援しますというような形をいただきました。残りが6件ですけども、**

この方々は純然たる、返礼品はなくて寄附するというような形で頂いたということで、この辺は本当にありがたく思っているところがございます。

**13番(下山准一委員) 委員長、下山准一。**

**佐藤文一委員長 下山准一委員。**

**13番(下山准一委員) ありがたいことですね。人の心の温かさが分かるのかなと思う。**

やっぱりいい財源だからこそ、基金積立ての率、何とか上げられないかなということで私は思っておりました。

事業費からの報償費、または基金積立て、割り込んでみますと、報償費が29.74%、それから基金積立てが43.99ですね。大体27%ぐらい、ほかの経費でかかるわけです。

このコロナ禍の中で、日本全国かなり巣籠もり需要というんですか、そうなると件数が多いから、ちょっと相手方によって値下げ交渉みたいな、できる分野があるかどうか。できないものはありますよ。けれども、この分野だったらできそうとか、多分、今首ひねったから、一回も交渉していないと思うけれども。

もし、そういう可能性があるのはどうなのか、ちょっと教えてください。

**渡辺安志総合政策課長 委員長、渡辺安志。**

**佐藤文一委員長 総合政策課長渡辺安志さん。**

**渡辺安志総合政策課長 サイト管理者につきましては、全国の自治体共通で提供していると思いますので、契約関係ということで非常に難しいのかなと思っております。**

ただ、我々としてサイトには、特に広告掲載に関しましては、こちらの情熱というものは非常に伝わります。特に米とか非常に人気が高いので、人気画面のトップに出してもらったり、また、それを通じて新庄市の紹介などのコーナー、あと季節においてのコーナーとかということで、サイトのほうで企画する段階で、我々のほうは大分、情報提供、やり取りをさせていた

だいている、本当に有効な部分もありますので、伸びている部分につきましては、そういった広報の部分でいろいろと積極的に当たっていききたいなというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**13番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤文一委員長** 下山准一委員。

**13番（下山准一委員）** 今は巣籠もり需要で伸びているんだろうけれども、いずれウイズコロナからゼロコロナに近づいていくと、ちょっと社会構造が変化したときに、低落傾向に陥るのかなという気はするんです。

私もいろんな人と話をすると、逆に今勢いがあるときほど、経費を使ってでも新しい方策でふるさと納税を伸ばすか維持するかみたいな、この攻めの転換を図ったらいかがかという声は実は聞こえてきます。

一番手っ取り早いものが、やっぱり返礼品について新たなものを開発するとかが必要でしょうし、今、課長が言ったように、SNSとかサイトとか、私は年取っているから分からないけれども、やっぱりそういうものを利用してやるべきだろうなと。決算に関係ないと言われてれば関係ないだろうけれども、決算を検証するに当たって、今後の方向性として、そういう攻めのふるさと納税に向かっていく気持ちとか、その辺、お考えをお聞きしたいと思います。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** まず、ふるさと納税のお礼品の開拓ということでは、市内事業者と説明会等をやったり、相談会をやったりしております。

直近で、ちょっと私うれしかったなと思うことが、やっぱり1件、お酒や米を扱うお店なんですけれども、初めてお米とお酒を合わせた形で出したいというような形で出てきていると。こういう方を発掘していきたいなと思っており

ます。

できれば、お礼品は軽く郵送料がかからないものをどんどん開発すれば諸経費は抑えられるなどか、いろんなことを考えておりますので、今後もいろいろ事業者とお話をしながらやっていきたいなと。

あと、ふるさと納税につきましては、やっぱりこれまでとこれからで少しいろんな流れが変わってくる可能性もあるかなと、いろんな新聞の社説なんか読むと、それも注視しながら、やはり下山委員おっしゃるように、地方にとって非常にありがたい財源ですので、我々としては、あまり利用のされていないサイトは閉鎖して、新たに全国の傾向を見て、伸びそうだなというところを研究しながら、攻めのつもりでサイトも契約していきたいと、そういう意思がございますので、よろしくお願ひいたします。

**13番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤文一委員長** 下山准一委員。

**13番（下山准一委員）** たしか昨日の新聞だったかな、山形うまいもの何か大賞とかと載ってしまって、地元のさくらんぼ鶏なんかは最優秀賞を頂いた。やっぱりそういう情報なんかも、うまく返礼品のコーナーに活用するように企業と一緒にやれば、いろんな賞ももらっているもの、あるんじゃないかなと思いますよ。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、ちょっと気になることが、全国各地でクレームの件数が結構出ているように聞こえてきます。

先ほど、いい形で情報拡散できるのだけれども、逆にクレーム対応を間違えると、悪い情報が拡散するような気がするね。

例えば、令和2年度におけるクレーム件数とか、どういう対応を取ったか、ちょっとお聞かせください。

**渡辺安志総合政策課長** 委員長、渡辺安志。

**佐藤文一委員長** 総合政策課長渡辺安志さん。

**渡辺安志総合政策課長** クレームは確かにございますけれども、ちょっと私が把握する限りでは、毎月あるというほどのクレームは、おかげさまで新庄市、ぐんと伸びましたけれども、そういうふうにはございません。

特にあるものが、やはりお米なんです。お米が伸びている分、お米なんですけれども、そのほとんどの理由が、カビ臭いとか、古臭いんじゃないかとかということでございまして、よくよくお話を聞いてみると、私どものほうでは、賞味期限1か月ですので開封後は早めにと言うんですけれども、都会の方ですと、何か生鮮食品という感覚がなくて、保存しておけるという感覚があつて、箱を開けないで、1か月過ぎてから開けて、ちょっと古くなっているということで、説明すると理解していただけるようなんですけれども、中には半年後に開けたとか話を聞くと、そういうこともあつて、ちょっと古臭いとか、カビ臭いにおいがするとかとあるんですけれども、そこは十分説明して、リピーター対策じゃないんですけれども、次回するときにはぜひ早めに鮮度のいいうちに食べていただきたいというようなことで、外側にちょっと食べるときの注意、書くわけにいかないものですから、中に入れているんですけれども、それを開けられないと、ちょっと私ども苦しい。

ただ、応募するサイト自体には、賞味期限は1か月ですのでお早めにと、対策を取っていませんけれども、その辺も十分これから周知ですか、対策は丁寧に、相手があることですので丁寧に、その方がたとえ苦情だと感じて、リピーターになっていただけるように対応していきたい。そんな心持ちでおります。

**13番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**佐藤文一委員長** 下山准一委員。

**13番(下山准一委員)** 意外とクレームが少ないと。それは果樹を扱っていないから少ないのかなという気はしますけれどもね。できるだけ、

あえてうまく周知するような方策も考えていただいて。本当におっかないですよ。スマホで、あそこのはどうのこうのなんて書かれた日には大変なことになりますのでね、十二分に気を付けていただきたいと思います。取りあえず、ふるさと納税は終わりますから。

次、環境課、小さいことで申し訳ないけれども、95ページ、2款総務費1項11目の市民生活対策費に当たりますか、その中で、防犯ボランティア活動支援事業費補助ということで26万円計上されております。成果のほうでは22ページに書いておりますけれども、市の防犯協会のほうに助成しているものだというふうに思っていますが、大体どういうものを支援されたのか、ちょっと中身だけ教えてください。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**佐藤文一委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 防犯ボランティア活動支援事業費についての御質問でございます。こちら活動支援費につきましては、防犯協会の中の事業費、啓発活動費、資材購入に必要な費用、それから青パトの運行に必要な燃料代、これらを含めました事業費と、それから、防犯協会8支部あるわけでございますけれども、各支部に交付しています運営交付金、こういったものが主な、防犯協会の中での支出先となっております。

以上です。

**13番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**佐藤文一委員長** 下山准一委員。

**13番(下山准一委員)** 何か月前かな、山新のほうに、防犯ボランティアで青パトの改造費が全額自腹で大変だというふうな記事が実は載っていました。

ボランティアだからといって、何から何まで自腹切らせるというのはやっぱり少し考えものかなと思うんですよね。特に、青パトに改造するにはかなりのお金がかかるんじゃないかなと思うんですよ。

だから、ボランティアの厚意にだけすがるのではなくて、少しはその辺まで見ていただければ。青パトにしちゃうと、なかなか自分の使用で使いにくくなるのね。遊びに行くにも行けないだろうし、だから、そこまで犠牲を払っている以上、やっぱり少し面倒を見ていただくような方向を検討していただけますか。

**小関 孝環境課長 委員長、小関 孝。**

**佐藤文一委員長 環境課長小関 孝さん。**

**小関 孝環境課長 防犯協会員の活動に対してお気遣いいただいての御質問かと思えます。お答えさせていただきます。**

先ほど御説明いただきました事業費と活動費、交付金ですけれども、こちらの中で防犯協会の活動に必要な、例えば帽子ですとか、ベストですとか、青パト関係で申し上げますと、パトランプですね、屋根に磁石でくっつけるような、そういったものを、パトランプなんですけれども、こういったものを活動資材として御用意いただいているということでございます。

実際、防犯協会の委員から、実はこのところ燃料代が上がってしまして、いろいろ防犯パトロールカー、運転している中で、ちょっと燃料代大変だというふうな御意見、多数頂戴したという経過がございます。

そこで今年度、令和3年度に入ってからなんですけれども、こちらの防犯協会の支出見直しを行いまして、今年度のお話なんですけれども、各支部に交付する運営交付金、昨年まで10万円だったものを、1支部単位20万円、倍額で増額しております。

こういった形で、燃料費以外の部分、例えばパトランプですとか、その活動にかかる費用につきまして、先ほど御紹介いただいた、新聞に掲載しているようなことのないように、こちらのほうでも配慮しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

**13番（下山准一委員） 委員長、下山准一。**

**佐藤文一委員長 下山准一委員。**

**13番（下山准一委員）** たしか各世帯の防犯協会費というものは前50円だったんだね。それがやっと100円になったんだよね。やっぱり、ボランティアだからとって、少し活動費ぐらいは渡せるような形でこれからも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

もう一点だけお聞きします。主要施策の成果に関する説明書、ありますね。これは作成どこかなど、何か財政課と聞いたんですが、すみません、多分2款1項は間違いない。何目かちょっと探しあぐねたので御容赦願えますか。

**佐藤文一委員長 了承いたします。**

**13番（下山准一委員）** 中見ると、決算書の順番どおりじゃないよね。ばらばらだ。だから、せめてこの項目の中に決算書のページ数書いてもらおうと、我々タブレット持っているので、タブレットと成果表を見ながらうまく検討できるのでね。

できれば、せめてこの成果の中に、関係する項目の決算書のページ数、ちょっと記入できるのであればしていただきたいなというふうに思います。

それから2点目、各それぞれの項目ごとに成果とあります。何々に寄与した、何々できた。何か自画自賛の文言が多過ぎる。成果というものはこういうことではないんだろうなと思えますよ。やはり成果と名乗る以上、例えば決算を検証した後に問題点がなかったかとか、課題がどうか、次年度以降の方向性とか、そういう検証したこともやっぱり書いていかないと。

ただ、何できました、寄与しました、貢献しました。それだけではちょっと成果と言えるのか。ただの結果報告みたいな感じにしかしない。

だから、その辺もう一回検討して、あんまり書き込めないとすれば、それはしようがないと思うけれども、ちょっとこの成果表の在り方というものは考えていただきたい。

それから、もう一点。各課にわたって相談業務が多いですね。成人福祉課であれば福祉だろうし、子育て推進課は子育て、税務課だったら税務相談、それから教育委員会は教育相談とか、いろいろ相談業務がある。それが、この成果には載っている。ところが、相談件数しか載っていない。中には、子育て関係で連携する箇所とうまく相談しながらやったというものもあるんだけど、実際、相談を受けて解決したものは何件だとか、または今、継続中だとか、そういう色分けしないと、ただ相談に乗りました。これは成果ではない。

その辺、検討する余地があるかどうか、お聞きします。3点。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**佐藤文一委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** すみません、主要施策の成果に関する説明書、こちらのほうで調べておりますので、私のほうからできる限りお答えしたいと思いますけれども、まず初めに決算書とのリンクというような話でございました。

実際に決算書を取りまとめているところが会計課で、その成果に関する説明書というのが私も財政課のほうで。会計課も財政課のほうも各課にそれぞれ、この時期になりますと、この数値に誤りがないか、また実際に、その成果の説明書については、決算書を補完する意味で、大分前からこの形で皆様方に御提示しているというような状況でございます。

決算書のページとのリンクというような部分がそれぞれ並行しているということもありますけれども、ただこれからペーパーレスというような形で、皆様方にはもう既にタブレットというようなことがございますので、2画面でそれぞれリンクできるような形になれば、それで2画面を通して、それぞれ見開きの状態の中で対比できるのかなと。

ペーパーについても、これから、もう少しし

ばらく並行して、紙とタブレットと併用ということはお聞きしてはいますけれども、次年度の部分では、ちょっとどうなるか分かりませんが、対比しやすいような形になるのかなと思いますので、将来的にはもうタブレットになれば、ペーパーの部分がもう排除されますので、そこは自然とその流れの中で、2画面を通してやるのかなというようなことで考えてございます。

次年度の部分でどうなるか分かりませんが、対比できるような形で、それぞれ、ペーパーとこっちのほうはすぐ、記載は何ページかという記入については各課のほうに御相談申し上げまして、ページのほうの付番とかということを考えているというふうに思っています。

また、成果、課題、それから、それぞれ成果の部分のみでということでもございました。その事業の検証に当たっては、それぞれ課題も当然あって、ましてや、それに対する今後の方向性というものは当然持ち合わせておると思います。決算の中でどこまで触れられるのかというような部分もございますけれども、そこについてはそれぞれ議論しながら、この部分について、今までは成果に関する説明書ということで、決算書はあくまでも補完する意味で、その記載し切れない部分ということで、主要施策という形に限っておりますけれども、その辺が事業ごと全部と言われると、ちょっと膨大な資料になりますので、そこはやっぱり主要施策にこだわった形でやらなきゃならないのかなと。ただ、課題と方向性については、ちょっと検討する部分があるのかなと思います。

あとは相談件数の部分、件数のみだというような部分については、当然委員おっしゃるとおり、そのみではないんだろうということ、そこは解消されるのかなとか、そこは修正していかないと駄目なのかなというふうに思っております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

**佐藤文一委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤文一委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**10 番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**佐藤文一委員長** 暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時12分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

討論の発言を許します。

認定に反対討論として、佐藤悦子委員、次に認定賛成討論として、山科正仁委員にお願いしたいと思います。

最初に、佐藤悦子委員、お願いいたします。

（1 番佐藤悦子委員登壇）

**1 番（佐藤悦子委員）** 2020年（令和2年度）の一般会計決算に反対討論をいたします。

最初に、評価する点として、この間分かった点ですが、福祉タクシー券及び給油券の交付対象に、身体障害4級の一部、療育B、精神2、3級を追加し、外出機会の増加を促したということは大変素晴らしいと思います。

あと、わらすこ広場を無料化し、スキー場ほ

か体育施設の小中学生の利用料無料化も素晴らしいと思います。

あと、地方交付税の増額を地方6団体として引き続き求める姿勢は立派だと思います。

新型コロナ感染拡大の影響で大幅な減収となり、税や負担金未納となった市民が増える中、家賃負担の見直しなどの対応を進めてくださった職員の頑張りにも感謝いたします。

ふるさと納税を増やして財政状況を大変よくした皆さんの頑張りにも感謝したいと思っております。

反対の理由です。

1 番として、経常収支比率、実質公債費比率のよくなったということに加え、基金残高が56億円という、よくなっている財政状況というふうに見ておりますが、これを生かして市民の家計を温める施策をできたのではないかとことです。

例えば、高齢者タクシー券やデマンドタクシーを実施して移動手段の拡充を進めるとか、国民健康保険税の引下げ、また介護保険料の引下げ、利用料の減免、介護度2の方まで、必要な方には紙おむつの支給が行われるなど、また生活道の除雪については1世帯でも対象にして、排雪補助事業は使いやすく大幅な改善をしていくとか、あと住宅リフォーム補助の拡充、老人福祉センターの利用料の引下げ、個別学習支援員を学校から要望の出ているとおりに増やしていくとか、幼児教育無償化で負担となっている低所得者の副食費は求めないとか、学校給食の無償化、高校卒業までの医療費無料化などを私は求めていきたいと思っております。

2 目、反対の理由は、指定管理制度、民間委託、民営化、労働者の不安定低賃金は問題だということです。

正職員を減らし、過労死を心配される長時間労働と若者の半数が非正規の雇用という低賃金不安定雇用です。これらを公務労働の場で増や



すことは、全体の奉仕者、守秘義務という住民の人権を守る公務員の職務が果たせなくなるのではないかと心配します。

指定管理や民間委託によって公務を行う職員が会社員というふうになります。市の業務が直営であれば、そのお金は全て人件費として支給されるのに、民間委託になりますと、会社の利益に回れることになります。公的な仕事なのに低賃金、不安定雇用でいいのでしょうか。

低賃金、不安定雇用は、特に女性が多くなっています。ほかのことも含めて、女性の平均年収を見てもみますと、現在日本では男性の55%です。40年働いたときの生涯賃金では、女性が1億円も低くなっています。年金額にもこれが連動します。

女性の地位向上のためにも、ジェンダー平等という立場で賃金引上げはとても重要なことだと思います。

労働者の安定雇用で蓄積される知識と技能があります。そして、全体の奉仕者として責任を持つ、市の正職員を増やし、直営にすべきではないでしょうか。

男女とも最低時給を1,500円以上にし、8時間働けば普通に暮らせるようにしていくことは、少子化対策の最重要課題だと思います。

3つ目に、明倫学園の建築工事費用が膨らんだこと、そして地方債現在高をこの結果、増やしてしまったということです。

地元企業に入札させたけれども、1者入札でした。そして、金額は大きく膨らみました。貧困に苦しむ市民には厳しいのに、大規模な建設事業には緩いのではないかと思います。

4つ目の理由は、小中一貫校づくりは学校統廃合だということです。学校の統廃合はやめて、地域の避難所ともなる小学校を守り、子供一人一人の成長発達を保障する少人数学級、少人数学校を推進すべきです。

建設費は、鉄筋工事、型枠工事などがかつて

の2倍以上と言われ、本市が進めている小中一貫校建設費は膨らみ続けています。

市有施設の躯体は100年もつとも言われています。コロナ感染防止の3密を防ぐためには、学校は少人数が必要です。小規模校を守り、学校統廃合計画はやめるべきです。

5つ目に、国の悪政には防波堤となって住民を守る姿勢が自治体として重要だという点です。コロナ感染拡大を抑え、収束させるためには、今の無為無策の国の言いなりではいけません。コロナ対策は原則自宅待機という方針の撤回と、臨時の医療施設の大増設、ワクチンの迅速な接種とワンセットでPCR大規模検査の実施、中小企業、非正規、フリーランス、文化、芸術、生活困窮者への十分な補償が必要です。

住民の命と暮らしを守るために、こうしたことを国に求めていく姿勢が重要だと思います。

本市は若者の個人情報をも本人の同意なく自衛隊に提供しています。個人情報保護の立場から問題です。

憲法9条改悪は、若者を強制的にアメリカの戦争に導入するためのものです。軍事では国民の命は守れません。平和外交を進め、地球環境を守ることこそ、国民の命を守る道です。核兵器禁止条約を批准し、憲法9条を生かした日本になるよう声を上げていくべきです。

また、デジタル技術について有効活用し、住民の福祉向上と自治体職員の労働条件の改善が図られることになれば重要です。

しかし、その技術は未完成であり、セキュリティも万全ではなく、使い方によっては住民と職員に重大な被害をもたらします。デジタル化に対応する部署には、多くの民間企業が関わってきます。

地方公務員法の服務規程、全体の奉仕者、守秘義務の遵守やシステムの開発、変更とメンテナンスが民間任せになる危険性、入札への関与、自治体政策に直接関与されるおそれもあり、自

治体が自らチェック、検証、改善できる体制が必要で

す。トップダウンではなく、職員の意見や住民の声

が適切に反映される庁内体制をつくり、担当者は自治体の業務に精通した正規の職員を配置すべきです。デジタル関連法では、国が定める標準に従うことが義務づけられ、自治体独自の仕様変更は原則禁止されました。しかし、地方自治法第2条13項で、国は地方が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならないとなっています。

総務大臣も4月15日の国会で、自治体独自の施策を制限するものではないと答弁しています。

自治体の仕事は、住民とコミュニケーションを図りながら、要求やニーズを把握して行政サービスを提供する役割を担っています。この役割は、AIやデジタル技術に替えることはできません。税金の不公平をただすことも重要です。

コロナの下で、日本の億万長者は資産を空前の規模で増やしています。大企業と富裕層に応分の負担を求め、消費税は5%に減税することを求める姿勢も大事だと思います。

以上です。

**佐藤文一委員長** 次に、認定に賛成討論として、**山科正仁委員**。

(10番山科正仁委員登壇)

**10番(山科正仁委員)** 皆さん、お疲れさまでございます。

私のほうから、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成討論を行います。

このたびの決算においても、実質公債費比率は7.2%、前年度比マイナス0.8%、それから先ほど財政課長に速報値を知らされましたけれども、経常収支比率も94.1%、前年度までは上昇傾向だった数値が、前年度比マイナス1.7%となりました。明らかに財政の弾力性と硬直性に

ついては改善されてきていると判断できます。

市内がコロナ禍による厳しい情勢にもありながら、その歩みを止めることなく、財政運営の健全性を確保しながら、新たな需要や支援に対応したこのたびの決算を見てみますと、決算総額については、前年度の比較において、歳入歳出とも大きく伸びております。

これは、コロナ禍における各種支援事業の執行による大きなウエートを占めている現状であろうと思います。

また、ひもつきではない、いわゆる自由な使い道が許されている自主財源においても、前年度対比129%となりまして、顕著な伸びが見受けられます。

また、依存財源についても、前年度対比139.4%となり、自主財源とのバランスがおおむね取れていると見受けられます。

なお、歳出面においては、小中一貫義務教育校明倫学園建設が終盤を迎えておりまして、令和3年4月の開校に向けた良好な進捗状況でありました。

さらに、財政の硬直化の原因とされてきた義務的経費のうちの公債費については、前年度比、約650万円マイナスとなっております。起債の継続的な抑制による効果であると判断しております。

また、国の施策であります。学校教育現場へのGIGAスクール構想に基づいたICT環境の整備によって、子供たちへのデジタル教育の推進も図られてきています。

そして、令和2年7月の豪雨災害、これにも迅速に対応して、市民の安全対策の展開をしました。市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために極めて重要なものでありました。

そのほか、コロナ禍による商業関連の影響緩和のための各種支援などを含めた幅広い分野での事業の展開が図られております。

あわせて、冬期間の大雪に対する除排雪への

きめ細やかな対応なども除排雪費の支出から読み取れまして、事業が効果的に実施されたことが判断できます。

このように、喫緊の対応しなきゃならない多くのことも含めながら、令和2年度も実効性の高い経費として執行されたものと判断いたします。

令和2年度決算は、これまでの市を挙げた財政の健全化への継続的な取組を堅持した中で、コロナ禍における各種の支援と多様な課税に対応した事業の展開を図った決算として大変意義深いものであると思います。

国は、令和2年度、コロナ禍を国難と位置づけ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより集中的に財政支援を展開してきました。しかしながら、今後のコロナ禍の長期化によりまして、地方における市税収入の先行きは不透明であります。国の動向に大きく左右されることが見込まれ、今後の財政運営においても、歳入の安定確保、併せて基金の有効な運用、これが大きな課題になってくると思われます。

したがって、市は今望まれているものは何かをしっかりと判断し、健全な財政の運営に最新の注意を払うとともに、事業の的確な企画と執行によって、市勢の発展、そして市民生活向上の期待に応えられることを切に願います。

以上をもちまして、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

**佐藤文一委員長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対の討論がありましたので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第37号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**佐藤文一委員長** ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** それでは、締め切ります。

投票の結果、賛成15票、反対1票。賛成多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり認定するものと決しました。

### 議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**佐藤文一委員長** 次に、議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、本件を含む特別会計、水道、下水道事業会計につきましては、歳入と歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 黒字額についてお聞きしたいと思います。

決算の19ページの6の繰越金は5億807万円です。そして、決算21ページの歳入歳出差引残高は5億7,252万円です。差引きの実質では6,400万円の黒字というふうに見ております。

また、決算の275ページには国民健康保険財

政調整基金が載っております、令和2年度末は3億9,871万円、令和3年度末は4億9,875万円で、約1億円増えています。

ということで、延べにしますと幾らの黒字というふうに見られるのでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 国保会計における黒字の総額についてということで御質問でしたが、委員おっしゃるとおり、令和2年度の繰越金としては約5億7,000万円で、財政調整基金につきましては約5億円弱となっております。合わせますと10億7,000万円程度となっております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 簡潔なお答え、ありがとうございました。

200ページの1の1の1に国民健康保険税というものが載っております、収入未済額も載っております。これは、納めたくても納められない方々の状況を端的に表している数字だと思います。

この国民健康保険税の今後についてなんですが、10億7,000万円の黒字があるわけですから、今後、1人当たりの国保税の引下げなどに回せるのではないかと思います、今後の見通しはどう見ておられるのでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 黒字における国保税の税率を下げるべきではないかという御質問であったかと思えます。昨年度ですが、国保の運営協議会のほうでも審議いただきまして、去年、議会のほうにも提示させていただきまして、可決いただきましたところで、令和3年度より資産割を廃止してございます。

また、均等割、所得割についても、また子供

のいる世帯、また家族の多い世帯、そういった被保険者全員が恩恵を被りますように引下げを行いまして、全体としては17%ほどの引下げの改定を行ったところでございます。

以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** これが進んでいるわけですが、これらを18歳未満の子供の均等割をなくしていくために必要な金額は約2,000万円くらいと、この間言われております。

そういう意味では、国のほうでもそれをやる方向でおられるわけですから、子供がいることで国保税が高くなるというような状況をなくしていくためにも、僅かのお金を支出すれば、これだけ黒字があるわけですから、引下げ、その大幅な、さらに国の上乘せで引下げ、なくす、18歳未満の均等割はなくすことも可能でないかなと思われるのですが、いかがお考えでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 委員おっしゃいますとおり、国におきましても子供割の均等割の軽減につきまして、制度として今回決まったものでございます。

そちらによりますと、未就学児における均等割につきまして、その均等割の半分を減免するという形になっております。そちらに関しては、国の負担が2分の1、県の負担が4分の1、また市の負担が4分の1ということで、軽減されるということで法が制度改正になってございますが、それ以上の均等割の軽減につきましては、去年も国民健康保険の運営協議会のほうに市としての考えを申し上げまして、協議していただいた部分ではございます。

その点につきまして、今年度につきましても引き続き継続して審議いただくということでお

願っているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 運営協議会に参加なさっている議員の皆さん、あるいは課長など、ここにいらっしゃる方々がかなり参加しているわけです。

そういう中で、今年度の黒字部分がさらにどうなるという見込みも出てきていると思いますので、18歳未満の均等割をなくす方向にできないか、ぜひ検討に議題として上げていただきたいと思います。審議を深くお願いいたします。

佐藤文一委員長 質疑でしょうか。

ほかにありませんか。

3 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤文一委員長 新田道尋委員。

3 番（新田道尋委員） 私から1つだけ御質問いたします。

歳出のほうで208ページ、2款保険給付費でございますけれども、令和2年度は22億1,900万円ほど給付されております。この内容については、こちらの成果表には載っていないのですが、審査の意見書のほうの25ページに詳しく載っておりますので、この中から御質問したいというように思います。

ただいま申し上げた給付費にプラスアルファ、個人負担を含むと、医療費と書いてあります。ここを見ますと、令和2年度が26億1,995万8,958円というふうになっています。合わせてですから、金額が上がるわけです。

ところが、その隣、対照するに、令和元年度は25億8,400万円ということで、増減のほうを見ますと3,500万円増えていると。これが関係するものが、よく御覧になっていただきたいと思うんですが、上から来ますと、加入世帯が21世帯の減、被保険者が百七十何人減、減っていますね。1世帯当たりの保険税も、これは引き

下げたことで、ようやく49万5,000円下がっている。

こういうふうな数字をずっと眺めていきますと、下のほう、1件当たりの医療費ということで出ていますが、これが前年度比較すると1,658円の増、それから被保険者1人当たりの医療費ということで、これも前年度比較にして1万2,861円というふうには増えています。

この数字から追っていきますと、確かに人口も減った、それから被保険者も減ったという中で、今、下のほうの2項目、これが1回当たりの医療費も増えると。それから、1人当たりの医療費も大幅に増額するということから、医療費1回の、市民が診察に行ったときの治療費が増額しているということは、病気の程度が、これは重くなっているというように思う。

例えば、頭が痛いからと、行って解熱剤をもらうという程度ではもうないと。相当病気が進んでいるから、こういうふうには医療費が増えると私はらんでいるんです。

ですから、この健康保険に関しては、成果のほうにもありますけれども、いろいろと事業をしているわけですね。していますけれども、成果が出ないものは、やはり中で変えていかなきゃならないんじゃないかと私は思うんです。

一番参考になるものは、成果表の89ページに新庄かむてん健康マイレージというふうな事業を展開している。ここを見ますと、令和元年度には603人利用したのに、令和2年度には3分の1に減っているということは、何かここに原因があるわけですね、3分の1になったということは。

ですから、こういうことを成果に載せたなら、何でこれが減ったかということ、さっき下山委員が指摘したように、毎年同じような文言で、やりましたよじゃなくて、何で減ったかという原因を、ここに私の上に教えていかないと分からないわけですよ、担当者でないから。

だとすれば、私から言えば、この事業は変えるべきだと、内容をですね。630人に戻さなきゃならない。だんだんこれが、利用者が増えてくるような仕組みでなければ、このマイレージが生きてこない。

片や、その前のページの88には、昨日も歳出で申し上げましたが、訪問指導と、私褒めましたね。この数字が、私見なかったんですが、今見ますと、令和元年度は49人の方を訪問した。それが令和2年度には203人の方に訪問指導したということで、かなりの数がアップになっている。これは大変いいことです。これがやはりプラスにつながっていくわけですね。

そうすると、この審査の中の上で言ったように、医療費が少なく、だんだんなくなっていく。やり方によっては、そういうように変わっていく。

昨日もがんのことで申し上げましたが、こういうふうに積極的な事業化をすることによって医療費が少なくなるということは、もっと先を見れば、健康保険税を引き下げることができる。給付基準が下がれば、保険税は下げることができるんです。そう思いませんか。

だから、そういうふうにやっぱり切り替えていかないと。それで、やはり市民が納得するような事業化を展開していくことが必要だというふうに私は思っているんですが、どういうふうに健康課は考えますか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 保険給付費が増加しているという点におきまして、原因としましては、1つとしては、前期高齢者と言われます65歳から74歳の方の被保険者の国保全体における割合が増加しているという部分がございます、そちらの方が、やっぱり医者にかかる回数もどうしても多くなってしまふ。そういったこともありまして、医療費が伸びている一つの大きな要因だ

ということで考えてはございます。

また、委員おっしゃるとおり、保険給付費を下げるためには、市民皆さんが少しでも健康でいただくというのが一番のことでございますので、そういった事業につきましても力を入れてやっているところではございますが、なかなかそれが、御指摘のとおり成果が上がらない部分も実際でございます。

そういった中で、いろいろ工夫してはおりまして、様々な受診率の向上対策としまして、国保連合会に委託しながら、未受診の特性に合わせた方法やメッセージで勧奨する。また、過去の受診状況や健診結果、問診票等を分析しまして、受診する可能性が高い人、また行動変容を起しやすい人を選択して、効果的に効率的な通知による勧奨を実施するなど、あと健診データの集計や分析支援ソフトを使いまして、分かりやすいデータを使いまして、地域の健康課題や健康指導対象者を把握しまして、対象者の病態に合ったような効率的な保健指導を提供するというような、そういった形で取り組ませているところでございます。

先ほど、一般会計の新庄かむてん健康マイレージ事業につきましての御指摘ございましたが、国保の被保険者の皆様も同じように、この健康マイレージに参加されている方もいらっしゃると思います。

これをちょっと簡単に説明しますと、去年はやっぱりコロナの影響で外出を控えられた方が多くいらっしゃるということで、大きく応募者数が減ったということで、原因として捉えております。

今年度につきましては、9月からウオーキングしたものをスマートフォンや活動量計でポイント化しまして、そういったものを活用しての健康を若いうちから意識していただくという事業も一般会計のほうで始めてございます。

そういったことで、国保のみならず、一般会

計のほうも含めまして、健康でいていただけるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤文一委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** 健康に関しては、非常に市民にとってもやっぱり要望が多いといいですか、自己で健康管理をすれば一番いいんですけれども、なかなか自分のことは自分でできないというものも現状かと思えます。

この成果で、受診率が高い数字を維持しているというふうなことが書かれていますけれども、どこを対象にして言っているのか、ちょっと分かりませんが、他の自治体、町村の比較をして言っているんだらうというふうには思いますけれども、私どもに提示されたこの成果を見ますと、決して三十何%では高いというふうにお褒めの言葉を申し上げることは、私はできないというふうに思います。

それから、昨日も申し上げましたが、要再検にもなっては、まだ100%までいっていない、80%台というのはあまり褒めたものでない。この辺はやっぱり抜け目なく、せっかく訪問指導をしているんですから、この辺は、最低この要再検は100%にいくような努力をしていただきたいというふうに思います。

非常に健康保険税に関係することですので、一人一人やはり市民が自分の健康を維持するというふうな認識ができるように御指導をお願いしたい。ワンチームで健康課の皆さん一生懸命やっているんですから、成果が出るように、これからもいろいろと検討していただきたい。

終わります。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**佐藤文一委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 私のほうから二、三あります。前、質問された方々と重複、同じよう

な質問になるところもあるかと思えますけれども、よろしく願います。

成果の説明書175ページから、まず決算のほうからいきたいと思います。

実質、歳入歳出差し引いた額が5億7,000万円ほど、相当裕福な決算内容かなと、この数値を見る限り思えます。

先ほどの質問の答えにもあったとおり、トータルで10億円ぐらいの黒字ということになるかと思えますけれども、やっぱり私もこの数値を見る限り、一人一人というか、まだまだやっぱり保険料を下げられる余地が十分にあるのかなというふうに思います。

また、この歳入の中身を見ますと、繰入金で2億4,000万円ほど計上されていますけれども、逆にこの繰入金なんかはなくても、これは例えばゼロでも十分成り立つ決算内容かなと、この数値を見る限りですね、思います。

その辺、審議会も年間、相当の数が開かれているわけで、そういった意見なんかは出なかったものか。どういった審議がなされたのか、お聞きしたいと思います。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 繰入金が2億円ほどありますが、そちらのほう繰入れしなくても大丈夫なんでないかという御質問でよろしかったでしょうか。

この繰入金といいますのが、一般会計からの繰入金でございますが、こちらは法定で決まっております繰入れとなっております。保険基盤安定繰入金としまして、保険税の軽減分、また保険者支援分、出産育児一時金繰入金、また財政安定化支援事業繰入金、事務費繰入金ということであるんですが、こちらは繰り出し基準等で決まったものでありまして、国からの補助、または県からの補助、それと市の負担、それを合わせた形で繰り入れるといったもの、そ

った形で法定で決まっているものを繰入れしているということでございます。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） じゃあ確認です。この繰入金は必ず繰入れしなきゃならないというか、しなくてもいいということではないわけですか。

山科雅寛健康課長 委員長、山科雅寛。

佐藤文一委員長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 必ず繰り入れていただくものでございます。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） 分かりました。

じゃあ次、あと2つほど、医療費適正化対策実施について、この中の、ちょっと細かい話なんですけれども、医療費の通知ということで4番目に書いてあります。令和元年度は6回、各家庭、各個人ですね、6回、トータル2万3,000を超えるはがきを出したと。去年度、令和2年度は1回に減らして4,527通、随分、事務経費も圧縮できたのかなと思っております。

ただ、この成果を見たときに、この医療費通知は申告に使える年間分だけの発行に改めた。これは私の解釈というか、このとお見ますと、確定申告を意味するものかなと思いますけれども、この通知だと多分10月末とか11月の頭に各個人というか、家庭に届くはずなんです。そうすると、お分りの申告は12月末までの経費を申告するわけで、多分11月、12月分というのは載ってこないですよ。

ここで、成果でうたいました申告に使えるという文言が、これは当てはまらないというか、ちょっと違うかなと思うんですが、私の勘違いでしょうか。どうでしょう。

山科雅寛健康課長 委員長、山科雅寛。

佐藤文一委員長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 医療費通知でございますが、

委員おっしゃるとおり、12月までの診療分という形で出しているものではございません。10月診療分までの分として出しておりますが、こちらは診療した月の2か月後に請求等、皆行きまして、確定するものですから、どうしても12月分までという、申告の時期まで間に合わないのかなということで考えております。

そういった意味もありまして、ちょっと全部、1年分という形で出せないという理由がございます。

6 番（押切明弘委員） 委員長、押切明弘。

佐藤文一委員長 押切明弘委員。

6 番（押切明弘委員） 多分やっぱり時間的に間に合わないんでしょうね。どうしても人数、例えば今2人か3人でやっているものを、少し人数をかけても、要するに、はがきが来た、生で申告書に経費計上したいなと思うんですけれども、これだと使えないんですよ。あと2か月分、医者に行った人は、私も家族が多いものだから、ばあちゃんのと女房のと領収書を捨てないでしまっておいてと、そんな感じで税理士からも指導されています。

だから、できないということであれば、この成果としては、申告に使えると、この文言は、細かいようだけれども、削除せざるを得ないのかなというふうに思います。

私のほうからは以上です。

佐藤文一委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤文一委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤文一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



佐藤文一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤文一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時06分 開議

佐藤文一委員長 休憩を解いて再開いたします。

### 議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

佐藤文一委員長 次に、議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤文一委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤文一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤文一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤文一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

佐藤文一委員長 次に、議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1番(佐藤悦子委員) 決算の227ページの1の1の1で、保険料の収入未済額765万2,044円というものについて、ずっと関連してお聞きしたいなと思っているところです。

まずは成果の30ページの4に保険料区分が載っておりまして、1、2、3段階の料率引下げを行っております。大変これはいい、素晴らしいと思いますが、この効果はどうだったでしょうか。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 第1段階から第3段階の方の保険料を減額改定しております。収納率が0.31%向上しましたし、収入未済額が301万円ほど減少してございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 大変すばらしいと思います。やはり収入の少ない方々が払えないまま大変困っておられたなということがここから伝わってまいります。

そこで、審査意見書の44ページに、令和元年度87件、これは収入未済ですが、それから令和2年度は95件ということで、1人当たり、令和元年度は4万6,604円、令和2年度は3万7,868円だなど、これだけ未済になっているんだなと思った次第です。

それから、成果の30ページの4で、普通徴収者というのがおられまして、延べ803人おられます。この中で、保険料何区分の方が何区分で、何人が収入未済となっておられるのでしょうか。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 滞納者の方の所得階層区分ということでよろしいでしょうか。

所得が50万円未満の方が84名おりまして、全体の65%を占めてございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、課長にお聞きしても、やはり所得が少ない世帯が保険料を納められなくて困っておられるんだなということが伝わってまいります。

世帯の中に、住民税課税などがあれば、本人の年金にかかわらず上がってしまいます。未納となっている本人の年金は幾らぐらいの方だと見ておられるでしょうか。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 18万円未満の方ですと、年金から徴収されなかったと記憶してございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） もしも世帯分離されているとすれば、できていれば、18万円未満の高齢者の場合は、保険料はぐっと安くなる段階に下がるんじゃないでしょうか。どうですか。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 世帯の分離につきましては、その保険料をどうこうの、どうするか、こうするかということで分離するのではなく、世帯の状況で分離になると認識してございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 残念ながら、現在の制度では世帯でどうなっているかということで、本人の年金が非常に少ない場合であっても、同じ世帯にいる方が住民税を給料などから引かれていたりして、少しでも払っているとすると、ぐんと本人の介護保険料が高くなるという、本人から見れば全く納得しにくい、非常に厳しい内容の介護保険の保険料の設定になっているんじゃないかなと思いますが、それについて感想などあればお願いします。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

佐藤文一委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 国の制度でございますので、私がどうこう申し上げることではないかと思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 国の制度ということで、国の制度として、高齢者、特に年金の非常に少ない高齢者にはとても厳しい内容になっているというふうに私は感じておりまして、本当は世帯というふうにするので、働いている方々までも引きずり込んでしまって、共倒れみたいなことを招きかねないような、そういう厳しい今のものだというふうに思います。

消費税を上げておきながら、介護保険のほうはどんどん上がっていき、このように収入が、年収がこんなに、年18万円未満であっても払えないほどの大きな介護保険料が課され、払えなくなってしまう方が出ているという非常に深刻な、介護保険だけ取られる制度はがっちりしているけれども、払わなければ後で利用はできなくなるよというペナルティーも来るわけで、大変厳しいものだと思います。

成果の181の施設介護サービスのところで、特別養護老人ホーム、介護保険施設の施設に入所する低所得者の食費、居住費を補助する補足制度が実はこの8月から改悪されて、月約2万円から7万円負担増となる方が出ていると聞いております。

当市で、この令和2年度の補足給付に該当する、改悪されたらぐっと負担が上がりそうな方々は何人ぐらいおられると見ていますか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**佐藤文一委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 人数については、今のところはまだ把握しておりません。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 残念ながら把握しておられないということで、今8月から改悪されて、9月にはその補足給付が改悪されて、月2万円から7万円、負担増が請求されて、それがどうやって払ったらいいのか、今、施設にいる高齢者を在宅に連れてきて介護できるだろうかというふうに悩む方が出る、今、状況で、全国で話題になってきております。

そういうことでは、新庄市でそういう方が何人おられるのか。今後のこともありますし、どういう手だてができるのか、できないのか、把握する必要があると思うんですが、どうでしょ

うか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**佐藤文一委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 金額が上がるということですが、区分を分けて細かく設定したという形になっております。そのことによって、その方の負担が一部上がるというような形になると思いますので。これについても、国のほうで定めている基準でございますので、それに従って当市でもそのように進めていきたいと思っております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** それならば、市でできることは何かというふうに考えたときに、そのほか、介護に関わる皆さんの介護費用をいかに抑えることができるか、捻出していけるようにできるかという点でお聞きしたいと思います。

成果の180ページに、要介護認定者数1,972人が載っております。この中で、介護度4、5になっている方が486人おられます。これらの方は、居宅の場合、特別障害者手当に該当すると思われそうですが、御案内はしておられたでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**佐藤文一委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 現在、個別の案内はいたしておりません。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 特別障害者手当を現在頂いている方は七十数人と、私が見たところでは、そのぐらいだと見ています。それで間違いないか。

その一方、こちらには486人が4、5ぐらいに介護認定されております。その差というものは、知らないまま負担だけが来て、自分に介護の利用料について補填になるような、そういうものが使えるということが伝わっていない御家庭ではないかと思いますが、どうですか。

**佐藤文一委員長** 暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時19分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**佐藤文一委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 特別障害者手当に関する御質問ですけれども、令和2年度、特別障害者手当を受けている方が47人で、障害児福祉手当といって、20歳未満の方に支給される手当を23の方が受けております。

介護の方に対して通知を差し上げているかというような御質問だったと思いますけれども、一律にその方が全員その特別障害者手当を受けられるという形ではないと思いますので、そのような形で、今のところは担当のケアマネジャーですとか、そういった方からの情報提供によって申請を受け付けているというような状況になっております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ケアマネがやはり経験などから、そういったことを詳しい方で、一番は本当は成人福祉課長なんだろうと私は思いますが、市民に対して、介護の負担が上がっているだろうと思われる方に対して、こういういい制度があるから使ってみてはどうかというふうに御案内するということは、私は市民に対する

全体の奉仕者として大変親切なありがたい市職員だというふうに感じる、あるいはケアマネジャーだと感じる、連帯の気持ちが湧いてくる、困っている方に対して温かい手を差し伸べることになると思うんです。

そういう意味では、専門家である成人福祉課長を先頭に、そういった御案内をケアマネジャーを通じてしていく必要があるんじゃないかなと思うんです。というのは、このことを私に教えてくださったのが前の前の前の成人福祉課長だったからです。どうですか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**佐藤文一委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 制度に関する周知については、できるだけ皆さんが利用できるように周知には努めていきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

次に、成果、同じく180ページの要介護1から5の方は、障害者手帳申請などができる可能性があると思いますが、その御案内などはどうでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**佐藤文一委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 通知などは差し上げておりません。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員に申し上げます。

この議題、令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてということとなっております。ちょっと徐々にずれ始めているような感じもいたしますので、気をつけて、趣旨を明確にして発言いただけると助かります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 国も進めているような気がしますが、この要介護認定者であっても、認定者が障害として申請すれば、障害というふうになることが認定されれば、例えば作業所などの支援で働ける方もおられるということです。そうなりますと、生活費として、あるいは介護費用として足りない方が少しでも作業所などの支援で働き、少しでも手当を受けるということは生きがいにもつながり、生活あるいは介護の支援にもなるわけで、こういったことを考えて、収入増を願っている方に御案内するということも、担当課としては、私はできることではないかなと思います。どう考えておられますか。

佐藤文一委員長 暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時25分 開議

佐藤文一委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子委員に申し上げます。ただいまの質問は、本決算の質疑と違うと認めますので、この件についての答弁は必要なしと判断させていただきますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 成果180ページの要介護認定者数の中の要介護1から5の方に、障害者控除認定書の発行ができると思いますが、現在、令和2年度において障害者控除認定書の発行数はどうでしょうか。

佐藤文一委員長 暫時休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後3時27分 開議

佐藤文一委員長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。

佐藤文一委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま数値のほうを今持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。（「終わります」の声あり）

佐藤文一委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤文一委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤文一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤文一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤文一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### 議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

佐藤文一委員長 次に、議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 成果表の184ページの3に決算が載っておりまして、実質収支で142万4,762円の黒字となっております。

同じく成果表の185ページで、3、決算で広域連合納付金というものがあります。

決算のほうにも257ページに広域連合納付金が載っております。これについてなんです、広域連合の令和2年度の決算で大幅な黒字とお聞きしました。どれほどの黒字ということであるのか。ここでお答えお願いいたします。

山科雅寛健康課長 委員長、山科雅寛。

佐藤文一委員長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 後期高齢者連合の黒字の額ということですが、76億円かと思います。ちょっと正確な資料を持ち合わせておりませんけれども、70億円を超えているのかなと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 70億円を超えた大幅な黒字が広域連合の令和2年度の決算で明らかになったということです。

今後の広域連合納付金に関わることになりまして、これは納め過ぎだということがここに表れております。その納付金の引下げができるのではないかなと思います。

そうなると、今後の保険料の負担軽減にもつながってくると思われそうですが、その点について情報をお願いします。

佐藤文一委員長 暫時休憩いたします。

午後3時29分 休憩

午後3時30分 開議

佐藤文一委員長 休憩を解いて再開いたします。

山科雅寛健康課長 委員長、山科雅寛。

佐藤文一委員長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 広域連合の納付金についてでございますが、今回の黒字になった理由が、コロナウイルスの感染症の拡大の影響による受診控えなどもあったということで、1人当たりの医療費が減少したということがございます。

また、被保険者数に関しても、伸びが落ちているということがありまして、想定していた保険給付費よりも相当数減っているということが、今回の繰越金の増加する要因だったということで聞いております。

また、新型コロナウイルス感染症が収束した場合、受診控えがなくなるわけですので、そういった形で受診が回復されますと、あと令和4年度以降なんです、団塊の世代の方が後期高齢者医療のほうへ移行し始め、被保険者が増加するというところで伺っております。

そういったことで、今後、保険給付費の増加が見込まれますので、そういった長期的な視点に立ちますと、今すぐ短期的に保険料を下げるというんですか、納付金を下げるということは難しいのかなということで捉えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤文一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この後期高齢者医療保険料を見ても、年金の少ない方が後期高齢者医療保険料を払えないまま困っておられる状況が見られます。

そういうことを考えますと、そうした方々に対して減免もできるような、そういう金額だろうと私は思うんです。

この70億円というものは、例えば新庄市に当てはめると、県内全体の市町村の人口割でいくと、どのぐらいの金額に値するのか、分かれば、できればそこを見ながら減免制度もどうだみたいな話ができるんじゃないかと思うんです。どうですか。

山科雅寛健康課長 委員長、山科雅寛。

**佐藤文一委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 今回の繰越金の額ですが、保険給付費が全体で後期高齢者では1,446億8,700万円ほどとなっております。その中の70億円程度ということですので、5%ぐらいなのかなということで、率としては、70億円と、金額的には大きいですが、広域連合全体の保険給付費の中としては、それほど大きいものではないのかなということで考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） その全体の金額を聞くと、そんなに大きいのかと、今驚いたわけですが、それでも新庄市の未納でおられる後期高齢者医療の保険料未納の方々の状況、年金の金額などを見たときに、これぐらいの金額を充てれば、未納などというつらい思いではなく、減免というふうに、もしできれば、温かい施策の一つというふうになるし、そういうことはできないかと、市長も参加しておられると思うので、言っていただけるわけにはいかないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**佐藤文一委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 まず、滞納者の状況について御説明申し上げます。

50万円未満の滞納者が35名いまして、滞納者のうちの85%を占めております。

減免というお話でしたが、減免を決定するものが全て山形県後期高齢者医療広域連合で、新庄市の窓口ではないということですので、この新庄市の窓口では、その減免の決定はできないということがございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） だから、だろうなというふうに考えるので、広域連合の納付金に関わって、私はお聞きしているんですが、市長もだ

ったか、あるいは議長だったか、この市を代表して広域連合納付金を決める場に行っておられると思いますので、減免、そういうこともつくったらどうだというふうに話してもいいんじゃないかと思うんですが……。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員に申し上げます。

こちらのほう、令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてということになっております。質疑の際は、そのことを踏まえて、質問の趣旨を明確にして発言していただくようお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民の立場に立って、議場でしゃべれるということは議員の特権です。議員に選ばれた限りは、議場でしゃべることが議員の仕事です。だから、言わせていただきたいんです。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員に申し上げます。

議案の違うところでしゃべることはルールに反しているということになりますので、ルールに従ってお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 成果表の185ページの3の決算の広域連合納付金、それから決算書の257ページの3の1の1の後期高齢者医療広域連合納付金、これに関わってです。

広域連合納付金というものは、医療費に充当となります。ところが、私たち、ここではできないかもしれませんが、国で1割負担だったものが2割負担に上げられたり、入院ベッド数の削減が進められております。2割負担となる負担増、また入院制限は、この後期高齢者という、医療が非常に重要なものになってくる高齢者にとって冷たくないじめに相当するような制度が今進められています。

市民の命を守るためにも、こうしたことはや

めるべきだということも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

**佐藤文一委員長** 再度、委員長よりお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。議題に沿った質問をお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 後期高齢者医療の広域連合納付金について、この審議の関係があると思うんですが、ないというふうに言えるんでしょうか。これが増えるか減るか、そういう問題にも今後関わってくる重要な問題だと思うんです。

**佐藤文一委員長** そのような形で質問していただければと思います。（「とって……」の声あり）命とかなんとかという内容ではないとは思いますが。（「そういうことが必要でないか」ということで聞いているんです」の声あり）

**佐藤文一委員長** 暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時40分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

質問の趣旨を明確にして、いま一度質問をお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 後期高齢者医療というのは75歳以上の高齢者が参加しています。そして、これは抜けることもできない、必ず入らなければいけない、必ず保険料を払わなければいけない、そういう制度になっています。

この中で、支出として重要な内容が医療費、後期高齢者医療広域連合納付金になります。こ

こがどうなって、安定していけるか、増えるか減るかが、75歳以上の後期高齢者の医療保険料が上がる、あるいは保険料が上がるだけでなく、医療が受けられるか、利用料が上がるか下がるか、病院に入院できるか、できないかという、そういう財源として非常に重要な納付金になっております。

この在り方について、後期高齢者の命や暮らしを脅かす内容になる問題について、どこで話をすればいいのかといたら、私たちはここだと思うんです。

そういう意味で、ここで意見を言い、それを聞いた課長や市長や、あるいは議員の代表が広域連合に行って、言えるものは言う、変えさせるものは変えるように言っていくということは地方自治として大事なことだと思うんです。そうでないですか。

**山尾順紀市長** 委員長、山尾順紀。

**佐藤文一委員長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 先ほど健康課長が申したとおり、広域議会の高齢者の広域連合においても、同じようなことで、賛成多数で同じように可決されております。

**佐藤文一委員長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤文一委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤文一委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤文一委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療



事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**佐藤文一委員長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** それでは、投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、棄権ゼロ票。賛成多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### 議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について

**佐藤文一委員長** 次に、議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 決算の10ページの2の(1)で現金預金があります。10億6,653万円です。

また一方、6ページの1の(1)に給水収益があります。これが水道料だと思いますが、8億4,200万円になっておりますが、これよりもはるかに多い現金預金となっております。この使い道について、どうお考えになっているのか、

お願いします。

**矢作宏幸上下水道課長** 委員長、矢作宏幸。

**佐藤文一委員長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

**矢作宏幸上下水道課長** 現在、現金預金として今、所有しているものが10億6,000万円ほどあるわけですが、この現金預金につきましては、今後、本合海大橋の橋梁添架工事だとか、あとは昨年度策定した国土強靱化地域計画で基幹管路の耐震化工事、そういったものが控えております。

また、令和10年度以降になりますけれども、平成初期に整備しました第2次拡張事業なども、今後大きな事業が控えているところもあります。

そういったこともありますので、この現金預金につきましては、大事な整備費用のほうに使わせていただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 審査意見書の8ページに、収入未済額1,789万9,188円があります。この未済の御家庭の世帯の収入状況はどうなっているでしょうか。

**佐藤文一委員長** 暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時46分 開議

**佐藤文一委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**矢作宏幸上下水道課長** 委員長、矢作宏幸。

**佐藤文一委員長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

**矢作宏幸上下水道課長** 8ページの給水収益の収入未済額1,789万9,000円ほどですが、こちらのほうが現年の未収金というような形になります。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) この未収金に、水道料

金が払えない、市から見れば未収金、払えない方から見れば未納、こういう状況に陥っている世帯の所得、収入の状況について、どうお聞き取りしておられるのか、お願いします。

**矢作宏幸上下水道課長** 委員長、矢作宏幸。

**佐藤文一委員長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

**矢作宏幸上下水道課長** すみません、ちょっとそこまで詳しい数字を持っておりませんでしたので、後ほど回答させていただきたいというふうに思います。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 直接市民から未納の部分を納めていただくということは大変厳しい仕事で、市民から見れば、とても厳しいなと思われる、お互いの関係になるわけです。

しかし、そこによく聞き取って、例えば娘が仕事がなくなってしまったとか、失業してしまったとか、まだ仕事が見つからないとか、そういったことから払えないという状況など見えたときに、全体の奉仕者、あるいは住民の権利、人権を守る自治体の仕事としては、本当はどのような対策をこの御家庭にしてあげればいいのかと、今あるもので何か使えるものはないかと、あるいは施策として新しく不納欠損できるようにとか、そういう施策も必要かとか、そういったことを考え提案し、そして市民にできることをお願いしていく。そういうとても丁寧な仕事であり、厳しい仕事。こういう仕事を、やはり私は正職員こそやるべきだろうと思うんです。

不納欠損などはできない、未収金残高が現年以外にもたくさんあって、約4,000万円ありますが、これを不納欠損というふうになるものはないのか、できないのか。どうでしょうか。

**矢作宏幸上下水道課長** 委員長、矢作宏幸。

**佐藤文一委員長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

**矢作宏幸上下水道課長** 未収金対策としまして、

滞納者への市職員、あと窓口業務をお願いしております新庄管工事組合のほうにおきましては、滞納額が大きくならないように小まめな連絡をさせていただいたり、そのような、ちょっときめ細かい対応をさせてもらおうと同時に、あと、なかなか収入が少ない方、そういった方には分割納入というふうな形をもって対応などさせていただいているところです。よろしく申し上げます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 不納欠損というものは、税金だったら5年とか、「料」ということになると2年とか、言われていると思うんですが、水道料についての不納欠損処理というものはないのでしょうか。

**矢作宏幸上下水道課長** 委員長、矢作宏幸。

**佐藤文一委員長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

**矢作宏幸上下水道課長** 不納欠損というものはありまして、例えば滞納された方と連絡を取れなかった場合とか、あと金額が少額というような場合には、努力した結果、どうしても連絡がつかないだとか、金額が少額だったというような場合には不納欠損というような対応をしております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤文一委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 効率的な経営、それから、使っている限りは絶対払っていただきたいとか、そういうことは確かにありますけれども、先ほど言ったように、失業してしまって、なかなか仕事に就けないとか、精神的にも仕事に就ける状態でないとか、そんな方々がおられて、それでも水は飲まなきゃ生きていけないわけですから、そういった方々に対して、市長判断で減免できるような、そういう道もあっていいような気がします。

それは先ほど、連絡が取れなかったときとか、

少額の場合というふうにおっしゃっていますが、連絡の取れている方の中でも、そういう方はおられるわけです、払えない方が。そういう方に対して、市長判断で減免できるような施策も、市職員の立場からも、仕事をやりやすくなるような気がするんですけども、どう思いますか。

**矢作宏幸上下水道課長** 委員長、矢作宏幸。

**佐藤文一委員長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

**矢作宏幸上下水道課長** 先ほどの答弁で、ちょっと言葉足らずなところがありまして、不納欠損というものは5年間というような形になります。そういった中で、あくまでも水を使っていた場合、当然料金は頂くような形になるわけですけれども、その際に、家庭の事情だとか、生活の状況等に応じて、分割納入なりしている形になるわけです。

あくまでも、うちのほうといたしましては、最初から不納欠損とかということではなくて、分割納入等をしていただいた中で、水道料金は支払っていただくというものが、そういうスタンスでさせていただいていますので、よろしくをお願いします。

**佐藤文一委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

### 議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

**佐藤文一委員長** 次に、議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤文一委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 議

**佐藤文一委員長** 以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、決算特別委員長として御挨拶申し上げます。

令和2年度決算の認定等7件の審査につきましては、不慣れな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑の下、審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において出された意見等につきましては十分精査され、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時55分 閉議

決算特別委員会委員長 佐藤文一